

保健福祉レポート 2022

〈令和3年度事業報告〉

豊田市

健康づくりキャラクター

きらちゃん

1	概況	1
◆	豊田市の概況	2
◆	人口・世帯数・面積	2
◆	保健と福祉に関する組織	3
◆	保健と福祉に関する事務分掌	4
2	人口統計	9
◆	豊田市の総人口(1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む)	10
◆	5歳階級人口ピラミッド(令和3年10月1日現在・満年齢・外国人含む)	11
◆	人口動態	11
(1)	表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度	12
(2)	出生	14
(3)	死亡	16
(4)	乳児死亡	21
(5)	自然増加	21
(6)	死産	21
(7)	周産期死亡	22
(8)	婚姻	22
(9)	離婚	23
3	高齢者保健福祉	24
◆	介護予防事業	25
(1)	訪問指導	25
(2)	認知症予防事業	25
(3)	高齢者健康づくり・介護予防事業	26
◆	介護支援専門員(ケアマネジャー)研修・現任介護職員研修	28
◆	地域ふれあいサロン	28
◆	生活管理指導・緊急短期宿泊事業	28
◆	「食」の自立支援事業(配食サービス事業)	28
◆	徘徊高齢者家族介護支援事業	28

◆ 訪問理美容サービス事業	29
◆ シルバーカー購入費助成事業	29
◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給	29
◆ すこやか住宅リフォーム助成	29
◆ 低所得者利用支援	30
◆ 家族リフレッシュショートステイ	30
◆ 福祉電話訪問	30
◆ 緊急通報システム事業	30
◆ 施設サービス	31
(1) 入所施設	31
(2) 養護老人ホーム	32
(3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）	32
(4) 高齢者生活支援ハウス	32
◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業	32
◆ 自動車学校のスクールバスを利用した高齢者等の外出支援	33
◆ 敬老金の贈呈	33
◆ 就労対策（高齢者能力活用推進事業）	33
◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度	33
◆ 避難行動要支援者名簿制度	34
◆ 介護保険出前講座	34
◆ 豊寿園の利用状況	34
◆ じゅわじゅわの利用状況	34
◆ 寿楽荘の利用状況	35
◆ お元気ですかボランティア訪問事業	35
◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～	35
4 介護保険	36

◆ 第1号被保険者	37
◆ 介護保険料	37
◆ 認定者数	38
◆ サービスの利用状況	38
(1) 居宅介護(介護予防)サービス	38
(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス	39
(3) 施設サービス	39
(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画	39
(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費	39
(6) その他サービス	39
(7) 特別給付	39
◆ 介護サービス事業所	40
◆ 地域包括支援センター運営事業	41
5 障がい者(児)保健福祉	43
◆ 精神保健福祉	44
(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	44
(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付	44
(3) 医療保護入院の状況	44
(4) 精神保健福祉相談状況	44
(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援	45
(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業	45
(7) 豊田市ピアサポーターフォローアップ研修、交流会	45
(8) 精神保健福祉理解啓発事業	45
(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況	46
(10) 精神障がい者支援従事者研修会	46
(11) 精神障がい者地域支援協議会	46
(12) 家族教室及び家族交流会	47
(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況	47
(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況	47
(15) 精神障がい者家族相談支援事業	47
◆ 難病対策	48
(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況	48
(2) 特定医療費受給者の状況	48
(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業	48

(4) 難病患者地域ケア推進事業	48
(5) 豊田市難病患者支援金支給事業	49
◆ 身体障がい者手帳	49
(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況	49
(2) 身体障がい者手帳交付数	50
◆ 療育手帳	50
(1) 療育手帳所持者数	50
(2) 年齢別・判定別の状況	50
◆ 手当制度	50
(1) 豊田市心身障がい者扶助料	50
(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当	50
(3) 愛知県在宅重度障がい者手当	50
(4) 特別障がい者手当	51
(5) 障がい児福祉手当	51
(6) 特別児童扶養手当	51
◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付	51
(1) 補装具費の支給	51
(2) 日常生活用具の給付	51
(3) 自立支援医療費（更生医療）の支給	52
◆ 助成制度	52
(1) 障がい者タクシー料金助成	52
(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業	52
(3) 自動車運転免許取得費助成事業	52
(4) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業	53
(5) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業	53
◆ 日常生活	53
(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）	53
(2) 緊急通報システム設置事業	53
(3) 福祉電話訪問事業	53
(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）	54
(5) 移動入浴サービス	54
(6) 点字広報・声の広報	54
(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣	54
(8) ホームヘルパー	54
(9) 移動支援	55
(10) 同行援護	55

(11) 障がい者教養教室.....	55
(12) 福祉車両による移送サービス.....	55
(13) 訪問理美容サービス.....	55
(14) 障がい者相談支援事業.....	56
(15) 障がい者虐待.....	56
◆ 施設.....	57
(1) ショートステイ.....	57
(2) 日中一時支援事業.....	57
(3) 障がい児等療育支援事業.....	57
(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者.....	57
(5) グループホーム.....	58
(6) 児童福祉法による障がい児通所支援.....	58
(7) 児童発達支援センター.....	58
6 母子保健・児童福祉.....	59
◆ 母子健康手帳交付.....	60
◆ 利用者支援事業（母子保健型）.....	60
◆ 健康教育・啓発.....	61
(1) パパママ教室.....	61
(2) 多胎パパママ教室.....	61
(3) 2ndマタニティ教室.....	61
(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業.....	62
(5) 思春期教育.....	62
(6) SIDS（乳幼児突然死症候群）啓発事業.....	63
(7) 出前講座.....	63
(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会.....	63
(9) ふれあい子育て教室.....	64
◆ 自主グループ支援.....	64
(1) 多胎児のつどい.....	64
(2) アレルギー児を持つ親の会.....	64
◆ 母子保健推進員.....	64
(1) 母子保健推進員・おめでとう訪問員養成講座.....	64
(2) 妊婦さん電話.....	65
(3) おめでとう訪問員研修.....	65
(4) おめでとう訪問事業.....	65
(5) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援.....	66

◆ 児童虐待予防対策	66
(1) 児童虐待防止教育	66
(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援)	67
(3) みんな悩みは一緒！子育てが楽しくなる教室	67
◆ 相談・訪問指導	68
(1) 育児健康相談(来所・電話)	68
(2) こども相談1・2	69
(3) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問	70
(4) 不妊症・不育症相談	71
◆ 母子連絡票	71
◆ 妊産婦・乳幼児健康診査	71
(1) 妊産婦・乳児健康診査(医療機関等)	71
(2) 3、4か月児健康診査	73
(3) 1歳6か月児健康診査	76
(4) 3歳児健康診査	79
(5) にこにこ広場(3、4か月児健診事後教室)	82
◆ 医療給付事業	82
(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	82
(2) 自立支援医療(育成医療)	83
(3) 養育医療	84
(4) 不妊治療費助成制度	84
◆ 母体保護	85
◆ 保育事業	85
(1) 園児数の推移	85
(2) 乳児保育	85
(3) 障がい児保育	85
(4) 延長保育	86
(5) 認可外保育施設	86
(6) 一時保育事業	86
(7) 休日保育事業	86
(8) 病児保育事業	86
(9) 保育ママ事業	87
◆ 子育て支援事業	87
(1) 子育て短期支援	87
(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業	87

(3) 豊田市産後ケア事業	87
(4) 豊田市産前産後支援事業	87
(5) 放課後児童クラブ	87
◆ 関連施設・窓口の利用状況	88
(1) とよた子育て総合支援センター	88
(2) 志賀子どもつどいの広場	88
(3) 柳川瀬子どもつどいの広場	88
(4) 地域子育て支援センター	88
(5) 家庭児童相談室	89
(6) 地域活動事業	90
(7) 子育てひろば事業	90
◆ 手当等の支給	90
(1) 児童手当	90
(2) 児童扶養手当	91
(3) 愛知県遺児手当	91
(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当	91
◆ ひとり親相談	91
◆ 母子家庭等就業支援	91
◆ 母子・父子家庭自立支援給付金	92
7 保険年金	93
◆ 国民健康保険	94
(1) 被保険者	94
(2) 保険給付	94
◆ 後期高齢者医療制度	96
(1) 被保険者	96
(2) 保険料率及び賦課限度額	96
◆ 国民年金	96
(1) 被保険者	96
(2) 保険料の免除者数	96
8 生活福祉	97
◆ 福祉医療費助成事業	98
(1) 子ども医療費助成	98

(2) 心身障がい者医療費助成	98
(3) 母子・父子家庭医療費助成	99
(4) 精神障がい者医療費助成	99
(5) 福祉給付金助成	99
◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方)	100
◆ 生活保護	100
(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移	100
(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移	101
(3) 保護の開始・廃止の状況	101
9 生活衛生	102
◆ 薬務	103
(1) 薬事指導	103
(2) 薬物乱用防止対策	103
◆ 食品衛生	104
(1) 営業許可及び監視指導	104
(2) 市場監視	106
(3) 監視指導計画による監視状況	107
(4) 食中毒	107
(5) 行政処分	107
(6) 収去検査	108
(7) 夏期食品一斉取締り(6月28日から8月31日)	108
(8) 年末食品一斉取締り(11月29日から12月28日)	109
(9) 輸入食品	110
(10) 食の安全・安心を語る懇談会	110
(11) 食品に関するリスクコミュニケーション	110
(12) 啓発及び講習会等	110
◆ 食鳥処理	111
◆ 食肉衛生検査所	111
(1) と畜検査	111
(2) 衛生検査	111
(3) 外部検証	112
(4) 衛生指導等	112
◆ 狂犬病予防	112
◆ 動物愛護	113

◆ 化製場等	115
◆ 試験検査	115
(1) 新型コロナウイルス検査	115
(2) 行政検査	116
(3) 依頼検査	119
(4) 精度管理実施状況	119
10 健康づくり	121
◆ 健康手帳交付	122
◆ 訪問指導	122
◆ 健康教育・健康相談	122
(1) 出前講座	122
(2) 健康相談	123
◆ 健康診査	124
(1) 特定健康診査	124
(2) 特定健康診査受診勧奨	124
(3) 後期高齢者医療健康診査	124
(4) いきいき健診	124
◆ がん検診等	125
(1) 胃がん検診	125
(2) 大腸がん検診	126
(3) 子宮頸がん検診	126
(4) 乳がん検診	126
(5) 肺がん検診	126
(6) 前立腺がん検診	126
(7) 胸部エックス線検査	127
(8) 肝炎検診	127
(9) 総合がん検診(再掲)	127
(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)	128
(11) がん検診推進事業(再掲)	128
◆ 女性の健康づくり	128
(1) レディース検診	128
(2) 骨粗しょう症検診	129
◆ 特定保健指導	129
(1) あなたのための健康教室	129

(2) からだに栄養講座.....	129
(3) 運動教室(特定保健指導運動編)	129
(4) 重症化予防事業.....	130
(5) 「生活習慣病予防教室」	131
◆ 栄養改善.....	131
(1) 栄養相談.....	131
(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)	132
(3) 特定給食施設指導.....	132
(4) 食品表示法(保健事項)、健康増進法第65条第1項等指導・相談.....	132
◆ 歯科保健(8020推進事業)	133
(1) 来所・電話相談.....	133
(2) 歯の健康教育.....	133
(3) 歯科健康診査.....	135
◆ 豊田市障がい者歯科事業	136
◆ 健康づくり豊田21計画(第三次)推進事業	136
(1) 普及啓発事業.....	136
(2) ウォーキング地区支援事業	136
(3) とよた健康マイレージ事業	137
(4) ベジタブル&トレーニング とよた プラス10 ^{じゅう}	137
◆ きらきらウエルネス地域推進事業	138
(1) 健康づくり意見交換会	138
(2) 地域診断検討会.....	139
(3) 地域の健康づくり発表会	140
(4) 健康づくり推進事業補助金	140
◆ ヘルスサポートリーダー養成事業	140
(1) ヘルスサポートリーダー養成講座	140
(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業	141
(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座	141
◆ 自殺対策計画推進事業	144
(1) 市民、事業所への啓発	144
(2) ゲートキーパー養成研修	145
◆ 受動喫煙防止対策事業	145
(1) 受動喫煙防止啓発事業	145
(2) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業	145

◆ 食育推進事業	146
(1) 推進組織	146
(2) 食の学び舎開設	146
(3) 食育実践教材の作成	146
(4) かみかみ運動推進	147
(5) 食育月間・食育の日普及啓発	147
(6) 食育人材バンク	147
(7) 食育Facebookによる啓発	147
(8) たべまるを活用した食育事業	148
(9) 行事食の普及	148
(10) 高校生への出前食育講座	148
(11) 若者向け食育啓発事業	148
◆ 原子爆弾被爆者援護事務	148
11 感染症予防	149
◆ 感染症予防	150
(1) 感染症対策	150
(2) 特定感染症予防対策	151
(3) 新型コロナウイルス感染症	152
◆ B型・C型肝炎患者医療給付事業	156
◆ 結核予防	156
(1) 健康診断実施状況	156
(2) 結核患者管理	157
◆ 定期の予防接種	159
(1) A類疾病	159
(2) B類疾病	163
◆ 任意の予防接種	164
(1) 豊田市風しん対策事業	164
(2) 豊田市麻疹対策事業	164
(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業	165
(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業	165
◆ 環境衛生	165
(1) 環境衛生関係営業施設の衛生	165
(2) 特定建築物の衛生	165
(3) 墓地・火葬場・納骨堂	165

(4) 古瀬間聖苑利用実績	166
(5) 水道施設	166
(6) プールの衛生	166
(7) 温泉	166
(8) 家庭用品	167
◆ 住環境衛生	167
12 地域医療	168
◆ 医務	169
(1) 施設数	169
(2) 立入検査	170
(3) 許可、届出の状況	170
(4) 医療従事者	170
◆ 献血状況	171
(1) 献血目標及び実績	171
(2) 豊田市居住者献血実績	172
◆ 骨髄バンク登録状況	172
◆ 救急医療	172
(1) 救急告示病院及び診療所数	172
(2) 休日救急内科診療所	172
(3) 在宅当番医制	173
(4) 病院群輪番制	173
(5) 小児救急医療支援事業	174
(6) 救命救急センター	174
(7) 医療安全支援センター	174
13 保健・福祉に関する総括	175
◆ 豊田市社会福祉審議会	176
◆ 豊田市地域保健審議会	177
◆ 豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議	177
◆ 社会福祉に係る指導・監督	178
(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督	178
(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出	178

◆ 厚生労働統計調査(保健関係)	179
◆ 厚生労働統計調査(社会福祉関係)	180
◆ 厚生労働統計調査(保健関係、社会福祉関係にまたがるもの)	180
◆ 統計調査(その他)	180
◆ 地域保健関係職員等研修	180
◆ 看護学生実習指導等	181
◆ 医師臨床研修	182
◆ 医学部地域枠学生実習受入	182
◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導	182
◆ 管理栄養士学生実習指導	182
◆ 発表の状況	183

1 概況

◆ 豊田市の概況

豊田市は愛知県のほぼ中心部に位置し、「クルマのまち」としてその名を知られています。平成 17 年 4 月 1 日に西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町との合併を果たし、人口約 40 万人、面積約 918 平方キロメートルの新生豊田市としてスタートしました。豊かな自然と活力ある産業という資源を生かし、「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現を目指しています。



◆ 人口・世帯数・面積

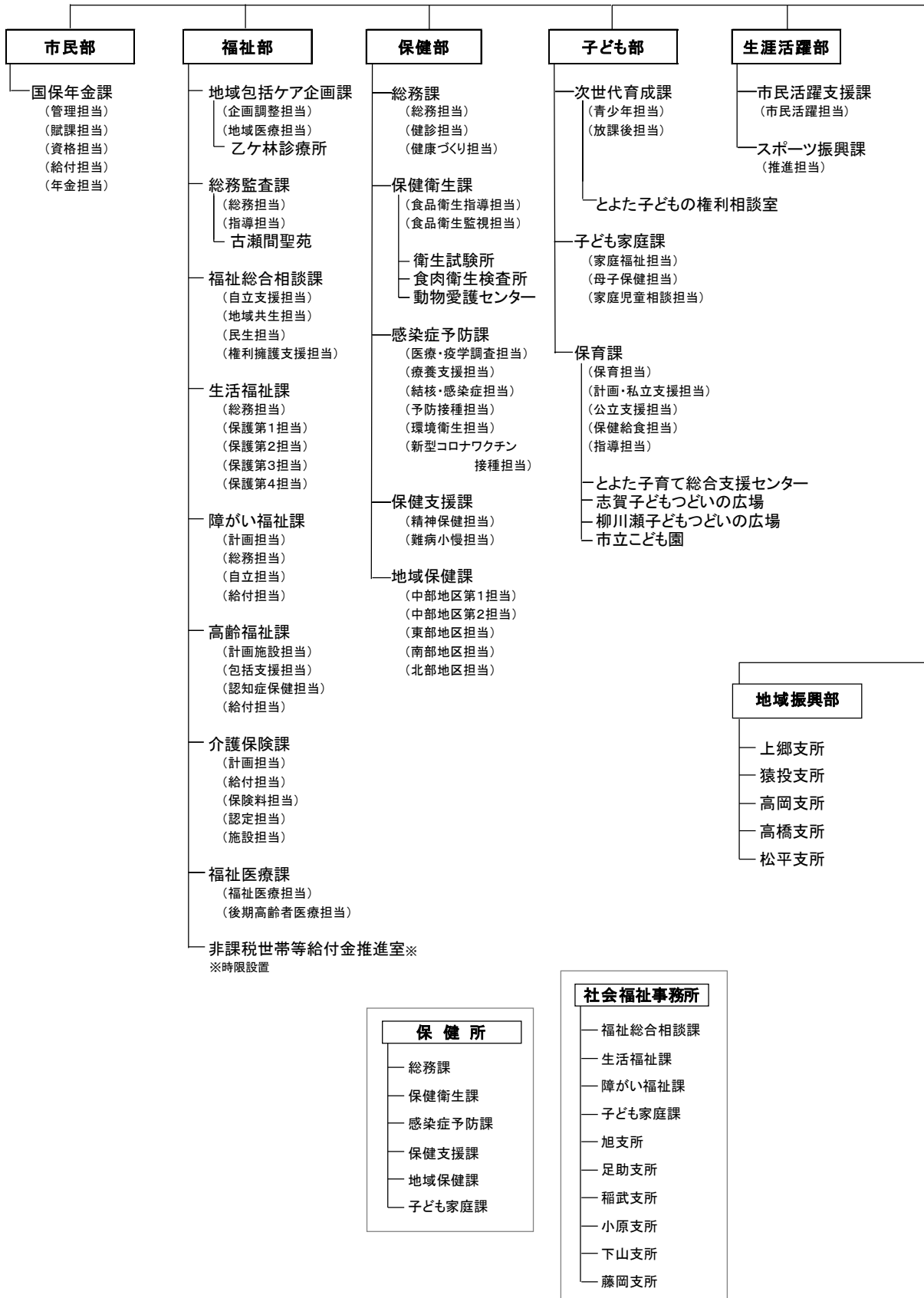
(令和 3 年 10 月 1 日現在)

人	口	420,022 人	
	男	218,483 人	
	女	201,539 人	
世	帯	数	183,074 世帯
面	積		918.32 km ²

地区別	豊田地区	藤岡地区	小原地区	足助地区	下山地区	旭地区	稲武地区
人口(人)	381,357	19,237	3,371	7,232	4,230	2,470	2,125
男	199,140	9,845	1,640	3,534	2,098	1,193	1,033
女	182,217	9,392	1,731	3,698	2,132	1,277	1,092
世帯数(世帯)	167,785	7,325	1,477	2,819	1,658	1,040	970
面積(km ²)	290.11	65.58	74.54	193.12	114.18	82.16	98.63

注：人口は令和 3 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳による。

◆ 保健と福祉に関する組織



◆ 保健と福祉に関する事務分掌

部	課		事務分掌
市民部	国保年金課	市	(1)国民健康保険の資格、給付及び保健事業に関すること (2)国民健康保険税の賦課に関すること (3)豊田市国民健康保険運営協議会に関すること (4)国民年金の資格及び給付等の手続に関すること
福祉部	地域包括ケア 企画課	市	(1)地域包括ケアシステム及び地域福祉の企画、調整等に関すること (2)公的支援の再編等に関すること (3)福祉人材の確保に係る企画に関すること (4)地域医療対策の推進及び調整に関すること
	診療所 乙ケ林	市	(1)健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する診療に関すること (2)各種健診及び予防接種に関すること
	総務 監査課	市	(1)社会福祉審議会に関すること (2)戦傷病者及び戦没者遺族に対する支援等に関すること (3)市が設置する社会福祉施設等に関すること(福祉部の他課が所管する施設を除く) (4)社会福祉法人の設立認可及び指導監督並びに社会福祉施設の指導監査に関すること (5)老人福祉、障がい者福祉及び介護保険に係る事業者の指導監督に関すること
	聖苑 古瀬間	市	(1)死体、人体の一部等の火葬に関すること (2)古瀬間聖苑の運営管理に関すること
	福祉 総合相談課	市	(1)福祉の総合的な相談に関すること (2)要援護者の個別支援の調整、実施並びに施策立案に関すること (3)支え合いの地域づくりの促進に関すること (4)高齢者、障がい者等の虐待、その他の支援困難事案に関すること (5)社会福祉協議会に関すること (6)成年後見に関すること (7)生活困窮者の自立支援に関すること (8)災害応急援助の総括及び災害見舞金、災害弔慰金等の支給に関すること (9)民生委員に関すること (10)避難行動要支援者に関すること
		福祉 事務所	
	生活 福祉課	市	(1)生活保護に関すること (2)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること (3)中国残留邦人等に対する支援等に関すること (4)在日外国人福祉給付金の支給に関すること
		福祉 事務所	(1)委任規則第2条第1号に規定する生活保護法関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、生活保護に関すること (3)委任規則第2条第8号に規定する中国残留邦人等の事務に関すること

部	課		事務分掌
福祉部	障がい福祉課	市	(1)障がい者の福祉及び自立支援の企画、調整等に関すること (2)障がい者福祉に係る措置、給付等に関すること (3)身体障がい者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳に関すること (4)障がい福祉サービス事業所等の指定、届出等に関すること (5)市が設置する障がい者福祉施設等に関すること (6)障がい者総合支援法に関すること (7)社会福祉法人豊田市福祉事業団に関すること
		福祉事務所	(1)委任規則第2条第6号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係の事務及び同条第7号に規定する障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、次に掲げる業務 ア 児童の療育相談に関すること イ 知的障がい児・者の更生援護等に関すること ウ 身体障がい児・者の更生援護等に関すること
	高齢福祉課	市	(1)高齢者の福祉及び保健の企画、調整等に関すること (2)認知症対策(若年性認知症を含む。)に関すること (3)高齢者の自立、在宅支援等に関すること (4)老人福祉施設等に関すること(若草苑の施設管理及びケアハウスを含む) (5)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること
	介護保険課	市	(1)高齢者の福祉及び介護保険事業の計画に係る事業の調整に関すること (2)介護保険料の賦課及び収納管理に関すること (3)介護保険の資格、給付等に関すること (4)要介護認定に関すること (5)要介護状態等の重度化の防止に係る企画、調整及び運営に関すること (6)自立した日常生活のための支援に係る企画、調整及び運営に関すること(6)自立した日常生活のための支援に係る企画、調整及び運営に関すること (7)介護保険施設、老人福祉施設等の指定、届出等に関すること (8)介護保険事業者の指定に関すること (9)後期高齢者医療の保険料の収納管理に関すること
	福祉医療課	市	(1)子ども、心身障がい者、母子・父子家庭、精神障がい者等の医療費の助成に関すること (2)後期高齢者医療の資格、給付等に関すること (3)後期高齢者医療の保険料賦課等に関すること

部	課		事務分掌
	総務課	市	(1)健康づくりの計画及び推進に関すること (2)食育の推進及び栄養改善に関すること (3)歯科口腔保健の推進に関すること (4)特定健康診査等の計画及び実施等に関すること (5)後期高齢者の健康診査等に関すること (6)がん検診その他の検診に関すること (7)保健センターに関すること (8)原子爆弾被爆者に関すること (9)献血事業の推進に関すること
		保健所	(1)健康づくり、健康の保持及び増進事業に係る技術的指導に関すること (2)健康危機管理に関すること (3)医事に関すること (4)薬事に関すること (5)衛生検査所に関すること (6)厚生統計に関すること
保健部	保健衛生課	市	(1)所管施設の運営管理に係る総合調整に関すること
		保健所	(1)食品衛生に関すること
	試験所 衛生	保健所	(1)衛生上の試験及び検査に関すること
	検査所 食肉衛生	市	(1)と畜場の設置に関すること (2)食鳥処理の事業の許可に関すること
		保健所	(1)と畜検査及び食鳥検査に関すること (2)と畜場及び食鳥処理場の衛生に関すること (3)と畜場及び食鳥処理場における食肉の衛生に関すること
	動物愛護センター	市	(1)狂犬病予防及び犬による危害防止に関すること (2)動物の愛護及び管理並びに特定動物の飼養に関すること (3)化製場等の設置及び構造設備の変更に関すること (4)動物処理場に関すること
		保健所	(1)化製場等に関すること
	感染症予防課	市	(1)予防接種法に関すること (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症診査協議会委員の任命、新感染症、費用の徴収、結核指定医療機関及び報告の請求に関すること (3)温泉の利用に関すること (4)改葬に関すること (5)墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること (6)専用水道及び簡易専用水道に関すること
保健所		(1)感染症に関すること (2)環境衛生に関すること	
保健支援課	市	(1)精神保健に係る相談等に関すること	
	保健所	(1)精神保健に関すること (2)難病患者の保健に関すること (3)小児慢性特定疾病医療に関すること	

部	課		事務分掌
保健部	地域保健課	市	(1)地域との共働による健康づくりの推進に関すること (2)健康相談及び訪問等による保健指導に関すること (3)生活習慣病予防に関すること (4)母子保健の向上に関すること (5)高齢者の介護予防に関すること (6)主に旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区に係る狂犬病予防事務に関すること
		保健所	(1)感染症の保健指導に関すること (2)主に旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区に係る精神保健及び難病患者の保健に関すること (3)主に旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区に係る医療従事者等の免許の受付に関すること (4)主に旭地区、足助地区及び稲武地区に係る調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許事務に関すること (5)主に旭地区、足助地区及び稲武地区に係る衛生上の試験及び検査の受付に関すること
子ども部	次世代育成課	市	(1)児童に関する施設の総合調整に関すること (2)次世代育成支援対策の政策立案に関すること (3)放課後児童健全育成事業に関すること (4)青少年の健全育成に関すること (5)子どもの権利の啓発に関すること (6)PTAに関すること (7)更生保護団体に関すること
		市	(1)母子生活支援施設及び助産施設の設置認可等に関すること (2)児童、母子家庭等に係る福祉給付に関すること (3)母子家庭等福祉団体の育成及び指導に関すること (4)児童及び妊産婦の福祉に係る支援に関すること (5)児童委員及び主任児童委員に関すること (6)妊産婦及び乳幼児への保健指導及び健康診査に関すること (7)母子保健の向上及び母体保護に関すること (8)未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)に関すること
		保健所	(1)母性及び乳幼児の保健業務に係る指導に関すること
		福祉事務所	(1)委任規則第2条第2号に規定する児童福祉法関係の事務に関すること (2)前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務 ア 児童及び妊産婦の福祉に関すること イ 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること ウ 家庭児童相談室に関すること

部	課		事務分掌
子ども部	保育課	市	(1)こども園・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業の利用調整に関する事 (2)市立こども園の管理、運営及び指導並びに職員の研修に関する事 (3)市立こども園の設置及び廃止並びに営繕に関する事 (4)私立保育所、私立幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の設置認可等に関する事 (5)学校法人(保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の設置法人に限る)に関する事 (6)認可外保育施設に関する事
	とよた子育て総合支援センター	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2)子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3)とよた子育て総合支援センターの管理に関する事
	志賀子どもつどいの広場	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2)子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3)志賀子どもつどいの広場の管理に関する事
	柳川瀬子どもつどいの広場	市	(1)子育てに関する相談、情報提供及び相互援助に関する事 (2)子育てサークル等の育成及び支援に関する事 (3)柳川瀬子どもつどいの広場の管理に関する事
	こども園	市	(1)入所児童の保育に関する事 (2)市が設置するこども園の管理に関する事
生涯活躍部	市民活躍支援課	市	(1)生涯にわたる市民の活躍の支援に関する事 (2)高齢者の生きがいづくり及び活動の支援に関する事
	生涯スポーツ推進課	市	(1)スポーツを生かした地域活動及び地域交流に関する事
地域振興部	上郷、猿投、高岡、高橋、松平支所	市	(1)福祉の初期相談に関する事

2 人口統計

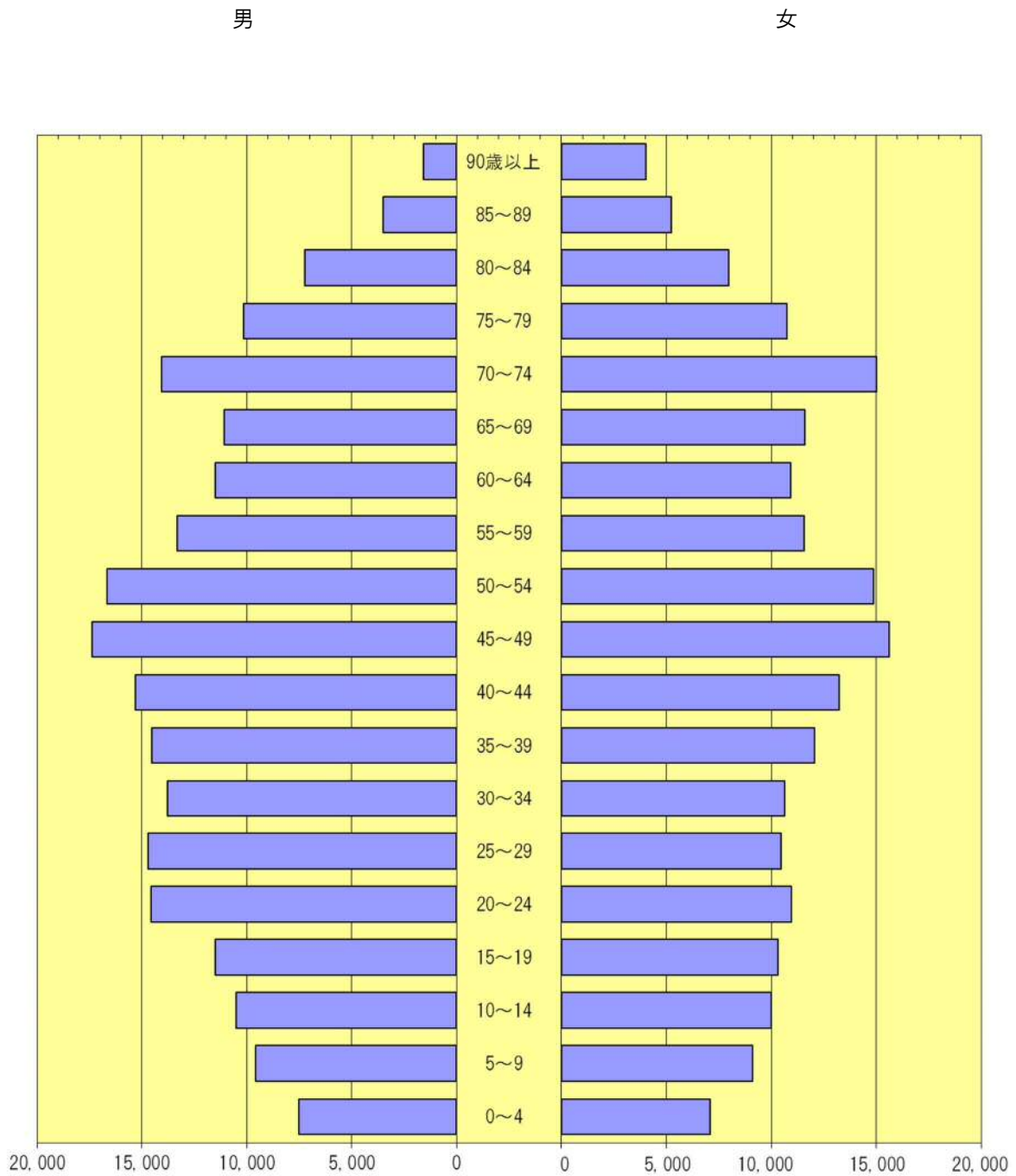
◆ 豊田市の総人口(1歳階級・5歳階級年齢別・満年齢・外国人含む)

令和3年10月1日現在

年齢	計	男	女
総数	420,022	218,483	201,539
0	1,481	805	676
1	3,038	1,510	1,528
2	3,242	1,638	1,604
3	3,304	1,696	1,608
4	3,531	1,853	1,678
0~4	14,596	7,502	7,094
5	3,625	1,845	1,780
6	3,711	1,898	1,813
7	3,761	1,938	1,823
8	3,784	1,916	1,868
9	3,834	1,997	1,837
5~9	18,715	9,594	9,121
10	3,946	2,029	1,917
11	4,091	2,043	2,048
12	4,053	2,088	1,965
13	4,169	2,152	2,017
14	4,264	2,206	2,058
10~14	20,523	10,518	10,005
15	4,117	2,109	2,008
16	4,136	2,138	1,998
17	4,288	2,250	2,038
18	4,370	2,269	2,101
19	4,897	2,727	2,170
15~19	21,808	11,493	10,315
20	4,830	2,700	2,130
21	4,957	2,660	2,297
22	5,150	2,900	2,250
23	5,362	3,149	2,213
24	5,236	3,162	2,074
20~24	25,535	14,571	10,964
25	5,120	2,968	2,152
26	5,028	2,953	2,075
27	5,227	3,070	2,157
28	5,000	2,912	2,088
29	4,793	2,791	2,002
25~29	25,168	14,694	10,474
30	4,728	2,691	2,037
31	4,894	2,791	2,103
32	4,926	2,790	2,136
33	4,976	2,751	2,225
34	4,917	2,761	2,156
30~34	24,441	13,784	10,657
35	5,070	2,771	2,299
36	5,158	2,752	2,406
37	5,352	2,932	2,420
38	5,676	3,120	2,556
39	5,330	2,948	2,382
35~39	26,586	14,523	12,063
40	5,508	2,974	2,534
41	5,672	3,009	2,663
42	5,776	3,152	2,624
43	5,822	3,145	2,677
44	5,757	3,014	2,743
40~44	28,535	15,294	13,241

年齢	計	男	女
45	6,020	3,130	2,890
46	6,248	3,315	2,933
47	6,708	3,538	3,170
48	6,974	3,647	3,327
49	7,062	3,758	3,304
45~49	33,012	17,388	15,624
50	6,828	3,615	3,213
51	6,384	3,351	3,033
52	6,050	3,180	2,870
53	6,120	3,251	2,869
54	6,166	3,275	2,891
50~54	31,548	16,672	14,876
55	4,996	2,688	2,308
56	5,099	2,732	2,367
57	5,050	2,700	2,350
58	4,942	2,723	2,219
59	4,807	2,479	2,328
55~59	24,894	13,322	11,572
60	4,575	2,424	2,151
61	4,430	2,196	2,234
62	4,587	2,363	2,224
63	4,675	2,428	2,247
64	4,165	2,087	2,078
60~64	22,432	11,498	10,934
65	4,349	2,181	2,168
66	4,476	2,234	2,242
67	4,514	2,233	2,281
68	4,604	2,261	2,343
69	4,755	2,178	2,577
65~69	22,698	11,087	11,611
70	5,030	2,349	2,681
71	5,463	2,704	2,759
72	5,999	2,940	3,059
73	6,448	3,177	3,271
74	6,161	2,898	3,263
70~74	29,101	14,068	15,033
75	4,928	2,480	2,448
76	3,487	1,738	1,749
77	4,230	1,977	2,253
78	4,256	2,045	2,211
79	3,989	1,903	2,086
75~79	20,890	10,143	10,747
80	3,965	1,930	2,035
81	3,505	1,702	1,803
82	2,848	1,341	1,507
83	2,443	1,136	1,307
84	2,464	1,133	1,331
80~84	15,225	7,242	7,983
85	2,253	1,034	1,219
86	1,993	804	1,189
87	1,669	649	1,020
88	1,465	531	934
89	1,330	477	853
85~89	8,710	3,495	5,215
90歳以上	5,605	1,595	4,010
65歳以上(再掲)	102,229	47,630	54,599

◆ 5歳階級人口ピラミッド（令和3年10月1日現在・満年齢・外国人含む）



◆ 人口動態

人口動態統計は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚という人口動態事象を計量的に把握し、人口及び保健衛生の指標として重要な役割を果たすだけでなく、社会保障施策の基礎資料となるものである。戸籍法及び死産の届出に関する規程によって市町村に届け出られたこれらの事象について人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を通じて厚生労働省に報告され、統計として公表される。

本章では、厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用して、市内に住所を有する者の国内における事件を独自集計した。ただし、次のものについては集計から除外している。

出生	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
死亡	外国籍
死産	父母(非嫡出子は母)とも外国籍
婚姻	夫妻とも外国籍
離婚	夫妻とも外国籍

(1) 表章記号・用語の解説・比率計算方法・基礎人口・発生頻度

ア. 表章記号

統計上出現しなかった場合	—
その事象が出現することは、本質的にありえない場合	・
上記以外の統計数がない場合又は統計数を表章することが不適当な場合	…

イ. 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたもの。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後に心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
周産期死亡	妊娠満22週(平成6年までは満28週)以後の死産に早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)を加えたものをいう。
合計特殊出生率	ある年における15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものをいう。

ウ. 比率計算方法

$$\text{出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間事件数}}{\text{10月1日現在日本人人口(満年齢)}} \times 1000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1000 \quad \text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 1000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+妊娠満22週以後の死産)}} \times 1000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

注：掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

エ. 基礎人口

豊田市については令和2年10月1日現在の住民基本台帳の人口(日本人人口、満年齢)を採用した。全国及び愛知県の基礎人口及び指標について特に注記のないものは「令和2年愛知県衛生年報」による。

全 国…123,398,962人、愛知県…7,283,260人、豊田市…405,359人

豊田市の人口(5歳階級年齢別)

(令和2年10月1日現在)

年齢	計	男	女
総 数	405,359	211,579	193,780
0～4	14,763	7,581	7,182
5～9	18,390	9,432	8,958
10～14	19,961	10,224	9,737
15～19	21,169	11,194	9,975
20～24	24,141	13,884	10,257
25～29	23,377	13,779	9,598
30～34	23,275	13,192	10,083
35～39	25,510	14,128	11,382
40～44	27,659	14,906	12,753

年齢	計	男	女
45～49	32,633	17,367	15,266
50～54	28,783	15,349	13,434
55～59	23,717	12,683	11,034
60～64	21,823	11,093	10,730
65～69	23,259	11,247	12,012
70～74	29,155	14,342	14,813
75～79	20,263	9,863	10,400
80～84	13,965	6,630	7,335
85～	13,516	4,685	8,831
65歳以上	100,158	46,767	53,391

※参考資料

(令和元年10月1日現在)

年齢	計	男	女
総 数	407,393	213,110	194,283
0～4	17,232	8,831	8,401
5～9	18,820	9,642	9,178
10～14	19,988	10,234	9,754
15～19	21,797	11,634	10,163
20～24	24,563	14,378	10,185
25～29	24,197	14,447	9,750
30～34	24,093	13,486	10,607
35～39	26,447	14,682	11,765
40～44	28,864	15,471	13,393

年齢	計	男	女
45～49	32,809	17,460	15,349
50～54	27,174	14,537	12,637
55～59	23,047	12,151	10,896
60～64	22,108	11,240	10,868
65～69	25,250	12,177	13,073
70～74	26,714	13,223	13,491
75～79	20,309	9,961	10,348
80～84	12,206	5,616	6,590
85～	11,775	3,940	7,835
65歳以上	96,254	44,917	51,337

才. 発生頻度

(令和2年)

種別	件数	発生間隔		
		時	分	秒
出生	3,080	2	51	7
男	1,555	5	38	56
女	1,525	5	45	36
死亡	3,167	2	46	25
男	1,764	4	58	47
女	1,403	6	15	39
乳児死亡	1	8,784	0	0
新生児死亡	0	0	0	0
自然増加	87	100	57	56
死産	61	144	0	0
自然死産	35	250	58	17
人工死産	26	337	50	46
周産期死亡	9	976	0	0
妊娠満22週以後の死産	9	976	0	0
早期新生児死亡	0	0	0	0
婚姻	2,084	4	12	54
離婚	628	13	59	14

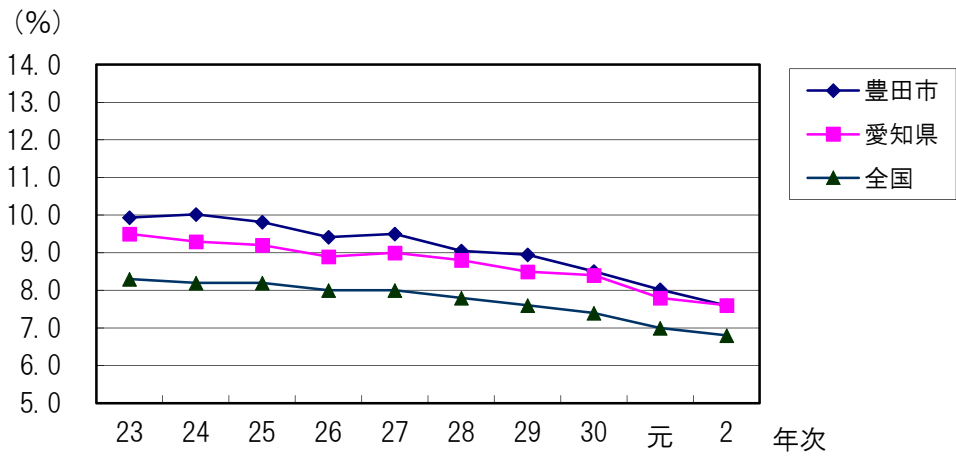
(2) 出生

ア. 出生数・率

(ア) 出生数・率

年次	豊田市				出生率 (人口千対)	愛知県	全国
	出生数						
	総数	男	女	(再掲) 低体重児			
23	4,064	2,062	2,002	339	9.9	9.5	8.3
24	4,101	2,165	1,936	384	10.0	9.3	8.2
25	4,014	2,016	1,998	351	9.8	9.2	8.2
26	3,848	2,018	1,830	324	9.4	8.9	8.0
27	3,881	1,989	1,892	352	9.5	9.0	8.0
28	3,709	1,876	1,833	312	9.1	8.8	7.8
29	3,666	1,892	1,774	334	9.0	8.5	7.6
30	3,466	1,798	1,668	318	8.5	8.4	7.4
元	3,229	1,637	1,592	298	8.0	7.8	7.0
2	3,080	1,555	1,525	275	7.6	7.6	6.8

(イ) 出生率(人口千対)の推移

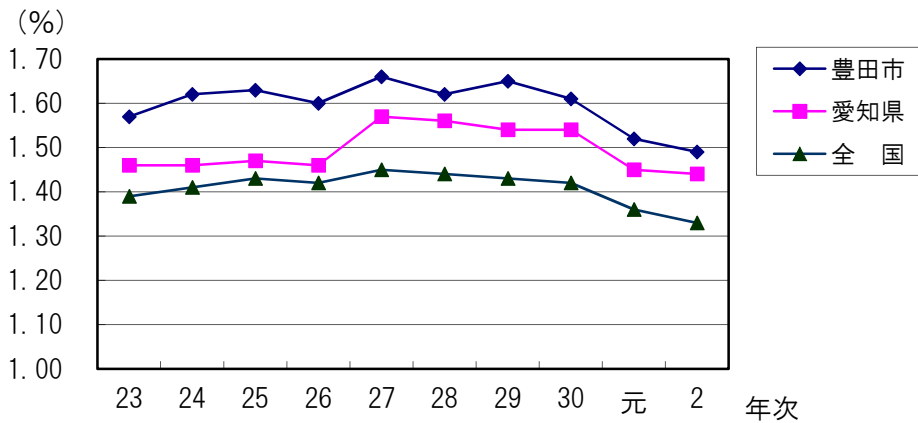


イ. 合計特殊出生率

(ア) 合計特殊出生率

	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
豊田市	1.57	1.62	1.63	1.60	1.66	1.62	1.65	1.61	1.52	1.49
愛知県	1.46	1.46	1.47	1.46	1.57	1.56	1.54	1.54	1.45	1.44
全 国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33

(イ) 合計特殊出生率の推移

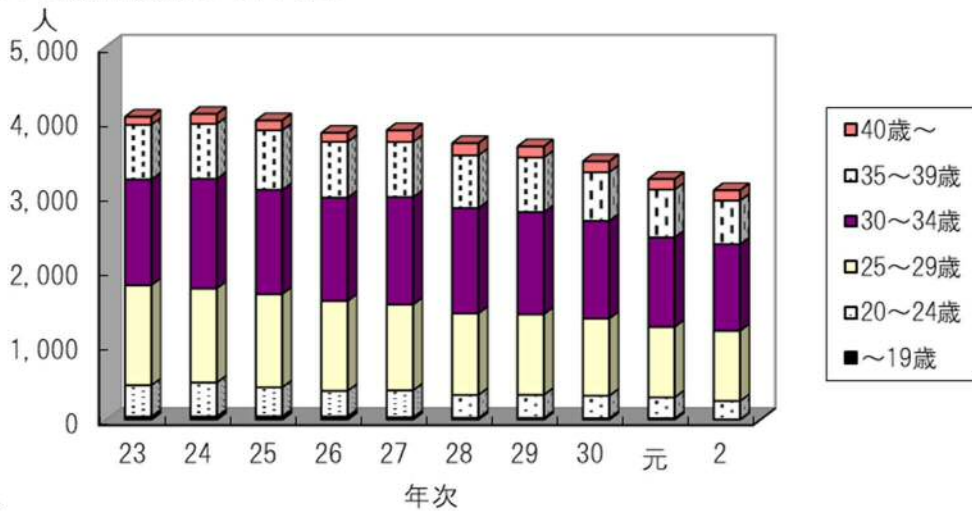


ウ. 母の5歳階級別出生数

(ア) 母の5歳階級別出生数

年次	母の年齢						計
	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～	
23	49	419	1,339	1,418	731	108	4,064
24	51	454	1,259	1,469	735	133	4,101
25	53	388	1,247	1,398	796	132	4,014
26	51	342	1,204	1,385	746	120	3,848
27	40	360	1,148	1,440	738	155	3,881
28	33	306	1,092	1,411	705	162	3,709
29	31	309	1,079	1,368	731	148	3,666
30	28	300	1,034	1,308	651	145	3,466
元	27	279	943	1,199	641	140	3,229
2	12	246	940	1,159	585	138	3,080

(イ) 母の5歳階級別出生数の推移



(3) 死亡

ア. 死亡数・率

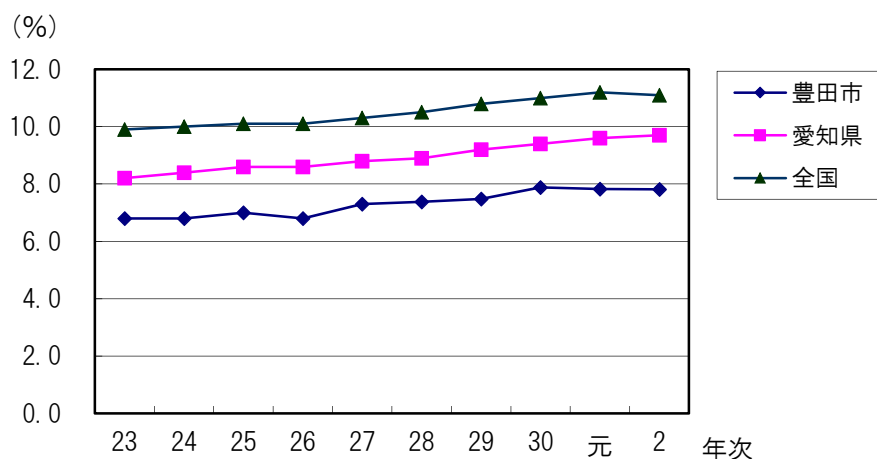
(ア) 死亡数・死亡率

年次	豊田市			死亡率 (人口千対)	愛知県	全国
	死亡数					
	総数	男	女			
23	2,763	1,482	1,281	6.8	8.2	9.9
24	2,802	1,549	1,253	6.8	8.4	10.0
25	2,861	1,518	1,343	7.0	8.6	10.1
26	2,799	1,481	1,318	6.8	8.6	10.1
27	2,990	1,599	1,391	7.3	8.8	10.3
28	3,022	1,636	1,386	7.4	8.9	10.5
29	3,057	1,679	1,378	7.5	9.2	10.8
30	3,211	1,762	1,449	7.9	9.4	11.0
元	3,188	1,727	1,461	7.8	9.6	11.2
2	3,167	1,764	1,403	7.8	9.7	11.1

(イ) 5歳階級別死亡数 (令和2年)

年齢	男	女	合計
0～4	0	2	2
5～9	0	0	0
10～14	1	0	1
15～19	4	0	4
20～24	6	3	9
25～29	3	1	4
30～34	6	2	8
35～39	17	7	24
40～44	7	6	13
45～49	30	20	50
50～54	36	20	56
55～59	45	31	76
60～64	66	24	90
65～69	126	52	178
70～74	228	95	323
75～79	289	149	438
80～84	321	164	485
85～	579	827	1,406
計	1,764	1,403	3,167

(ウ) 死亡率（人口千対）の推移



イ. 主要死因別死亡数・率(人口十萬対)

年次	死亡総数		結核		悪性新生物		糖尿病		高血圧性疾患		心疾患(高血圧性除く)	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
28	3,022	737.6	8	2.0	915	223.3	26	6.3	8	2.0	296	72.2
29	3,057	747.9	5	1.2	850	207.5	23	5.6	6	1.5	297	72.7
30	3,211	785.6	6	1.5	944	231.0	23	5.6	17	4.2	302	73.9
元	3,188	782.5	1	0.2	958	235.2	16	3.9	1	0.2	293	71.9
2	3,167	781.3	2	0.5	919	226.7	19	4.7	10	2.5	278	68.6

年次	脳血管疾患		大動脈瘤及び解離		肺炎		慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
28	211	51.5	37	9.0	182	44.4	40	9.8	6	1.5	48	11.7
29	229	55.9	48	11.7	168	41.0	29	7.1	4	1.0	41	10.0
30	217	53.1	38	9.3	140	34.3	22	5.4	4	1.0	34	8.3
元	213	52.3	38	9.3	185	45.4	21	5.2	2	0.5	43	10.6
2	199	49.1	55	13.6	126	31.1	22	5.4	0	0.0	42	10.4

年次	腎不全		老衰		不慮の事故		自殺		その他	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
28	50	12.2	302	73.7	95	23.2	64	15.6	734	179.2
29	55	13.4	373	91.1	105	25.6	42	10.3	782	190.9
30	68	16.6	353	86.4	78	19.1	56	13.7	909	222.4
元	46	11.3	396	97.2	87	21.4	46	11.3	842	206.7
2	52	12.8	416	102.6	102	25.2	64	15.8	861	212.4

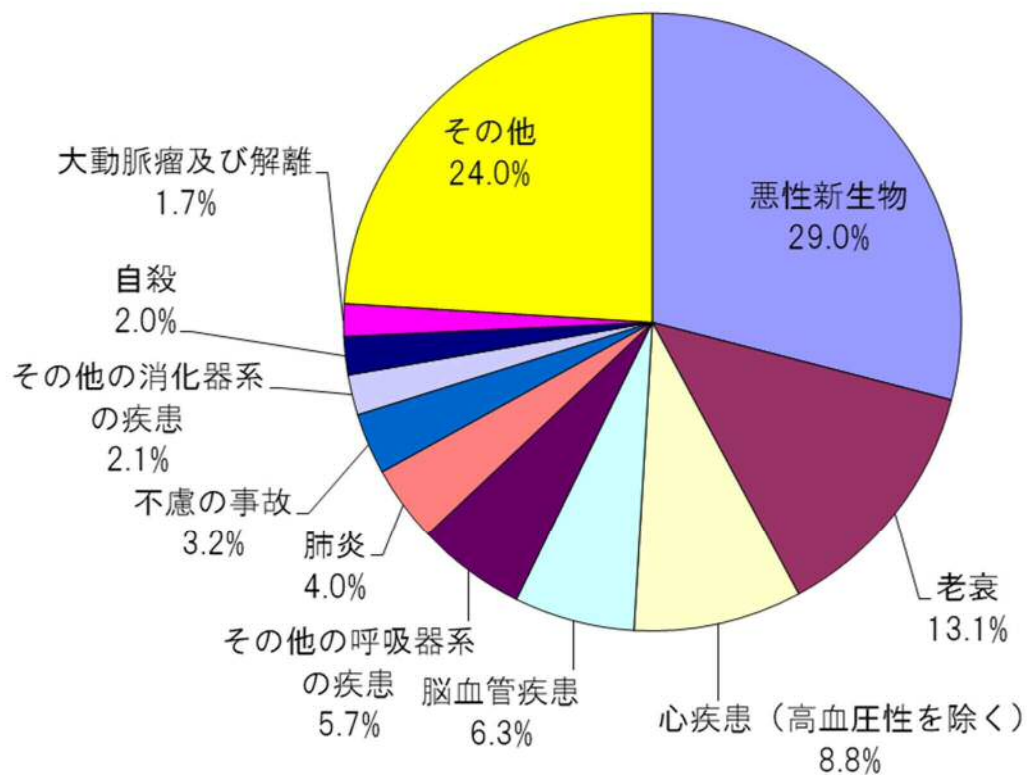
ウ. 主要死因別順位

(ア) 主要死因別順位

(令和2年)

順位	総 数			順位	男			順位	女		
	死 因	死亡数	(%)		死 因	死亡数	(%)		死 因	死亡数	(%)
1	悪性新生物	919	29.0	1	悪性新生物	578	32.8	1	悪性新生物	341	24.3
2	老衰	416	13.1	2	老衰	154	8.7	2	老衰	262	18.7
3	心疾患（高血圧性を除く）	278	8.8	3	心疾患（高血圧性を除く）	129	7.3	3	心疾患（高血圧性を除く）	149	10.6
4	脳血管疾患	199	6.3	4	その他の呼吸器系の疾患	118	6.7	4	脳血管疾患	99	7.1
5	その他の呼吸器系の疾患	180	5.7	5	脳血管疾患	100	5.7	5	その他の呼吸器系の疾患	62	4.4
6	肺炎	126	4.0	6	不慮の事故	72	4.1	6	肺炎	55	3.9
7	不慮の事故	102	3.2	7	肺炎	71	4.0	7	その他の消化器系の疾患	30	2.1
8	その他の消化器系の疾患	68	2.1	8	自殺	41	2.3	8	不慮の事故	30	2.1
9	自殺	64	2.0	9	その他の消化器系の疾患	38	2.2	9	血管性及び詳細不明の認知症	24	1.7
10	大動脈瘤及び解離	55	1.7	10	大動脈瘤及び解離	33	1.9	10	腎不全	24	1.7
	その他	760	24.0		その他	430	24.4		自殺	23	1.6
計		3,167	100	計		1,764	100	計		1,403	100

(イ) 主要死因別死亡割合（総数）



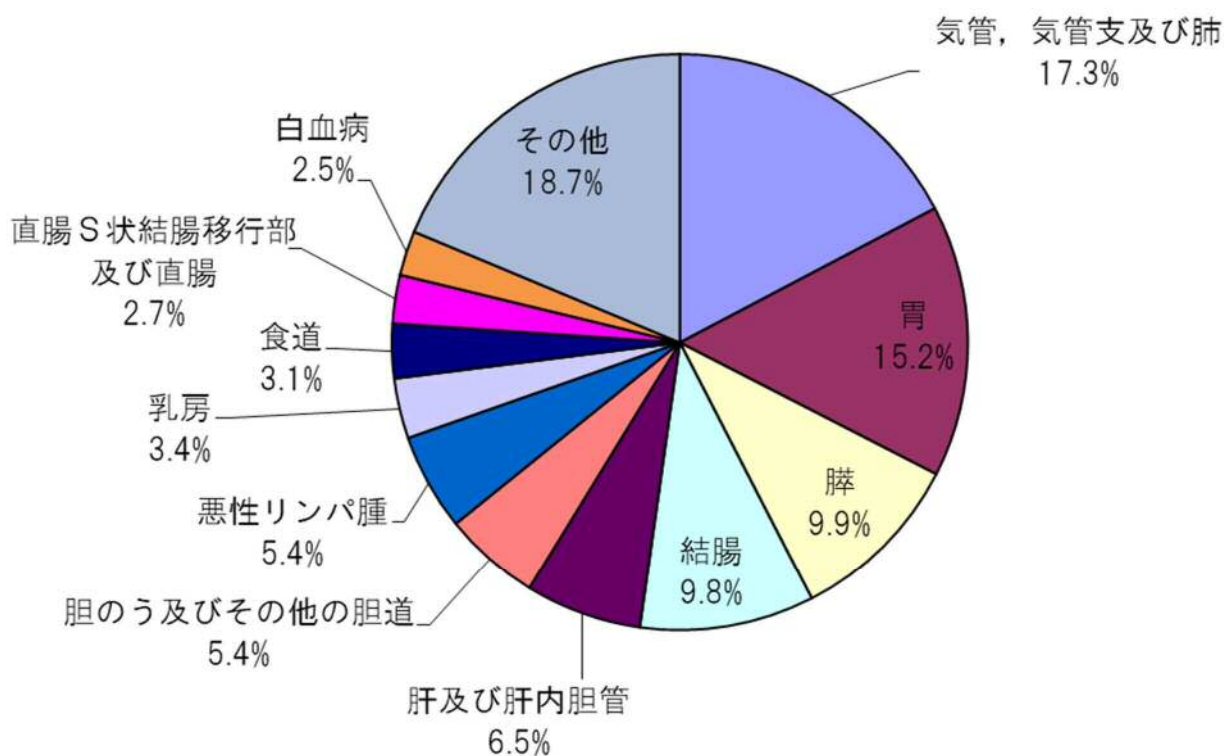
エ. 悪性新生物部位別順位

(ア) 悪性新生物部位別順位

(令和2年)

順位	総数			男			女		
	部位	死亡数	(%)	部位	死亡数	(%)	部位	死亡数	(%)
1	気管、気管支及び肺	159	17.3	気管、気管支及び肺	127	22.0	結腸	45	13.2
2	胃	140	15.2	胃	99	17.1	膵	43	12.6
3	膵	91	9.9	膵	48	8.3	胃	41	12.0
4	結腸	90	9.8	結腸	45	7.8	気管、気管支及び肺	32	9.4
5	肝及び肝内胆管	60	6.5	肝及び肝内胆管	40	6.9	乳房	31	9.1
6	胆のう及びその他の胆道	50	5.4	悪性リンパ腫	34	5.9	肝及び肝内胆管	20	5.9
	悪性リンパ腫	50	5.4				胆のう及びその他の胆道	18	5.3
7	乳房	31	3.4	胆のう及びその他の胆道	32	5.5	子宮	17	5.0
8	食道	28	3.1	食道	25	4.3	卵巣	16	4.7
9	直腸S状結腸移行部及び直腸	25	2.7	前立腺	22	3.8	悪性リンパ腫	16	4.7
							直腸S状結腸移行部及び直腸	10	2.9
10	白血病	23	2.5	白血病	16	2.8	その他	52	15.3
	その他	172	18.7	その他	90	15.6	その他	52	15.3
計		919	100		578	100	膵	341	100

(イ) 悪性新生物部位別割合 (総数)



オ. 年齢調整死亡率

(ア) 年齢調整死亡率

(令和2年)

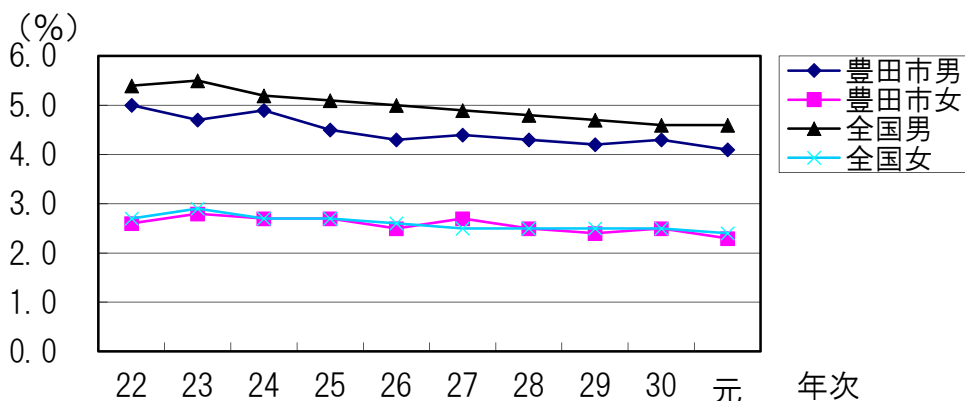
年齢階級	①基準人口	男		女	
		②死亡率	期待死亡数 ①*②/1000	②死亡率	期待死亡数 ①*②/1000
0～4	5,026,000	0.000	0.0	0.278	1,397.2
5～9	5,369,000	0.000	0.0	0.000	0.0
10～14	5,711,000	0.098	559.7	0.000	0.0
15～19	6,053,000	0.357	2,160.9	0.000	0.0
20～24	6,396,000	0.432	2,763.1	0.292	1,867.6
25～29	6,738,000	0.218	1,468.9	0.104	700.8
30～34	7,081,000	0.455	3,221.9	0.198	1,402.0
35～39	7,423,000	1.203	8,929.9	0.615	4,565.1
40～44	7,766,000	0.470	3,650.0	0.470	3,650.0
45～49	8,108,000	1.727	14,002.5	1.310	10,621.5
50～54	8,451,000	2.345	19,817.6	1.489	12,583.5
55～59	8,793,000	3.548	31,197.6	2.809	24,699.5
60～64	9,135,000	5.950	54,353.3	2.237	20,435.0
65～69	9,246,000	11.203	103,582.9	4.329	40,025.9
70～74	7,892,000	15.897	125,459.1	6.413	50,611.4
75～79	6,306,000	29.301	184,772.1	14.327	90,346.1
80～84	4,720,000	48.416	228,523.5	22.359	105,534.5
85～	5,105,000	123.586	630,906.5	93.647	478,067.9
計	125,319,000		1,415,369.5		846,508.0

年齢調整死亡率 男： $1,415,369.5/125,319,000 \times 1,000 \doteq 11.3$ (全国値 13.3)

女： $846,508.0/125,319,000 \times 1,000 \doteq 6.8$ (全国値 7.2)

注：基準人口は平成27年モデル人口（平成27年の国勢調査を基に補正した人口）

※参考資料（令和元年までの年齢調整死亡率の推移）



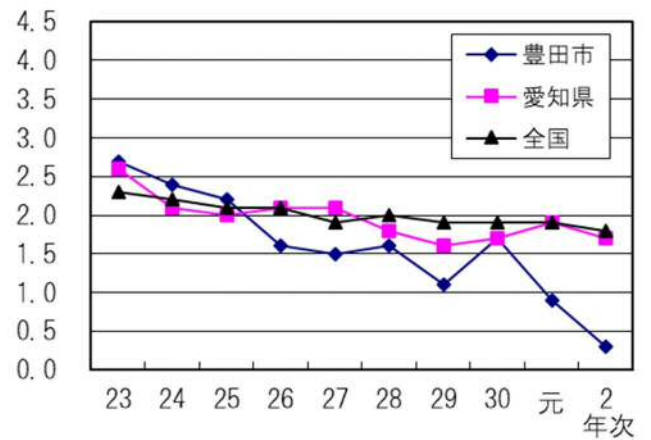
昨年までは昭和60年モデル人口を基準人口として年齢調整死亡率を算出していたが、モデル人口が現実の人口とは異なってきたことから、厚生労働省は平成27年モデル人口を基に年齢調整死亡率を算出することとしており、本市においても令和2年結果から平成27年モデル人口を基に算出をする。

(4) 乳児死亡

(ア) 乳児死亡数・乳児死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	乳児死亡数	乳児死亡率(出生千対)		
23	11	2.7	2.6	2.3
24	10	2.4	2.1	2.2
25	9	2.2	2.0	2.1
26	6	1.6	2.1	2.1
27	6	1.5	2.1	1.9
28	6	1.6	1.8	2.0
29	4	1.1	1.6	1.9
30	6	1.7	1.7	1.9
元	3	0.9	1.9	1.9
2	1	0.3	1.7	1.8

(イ) 乳児死亡率(出生千対)の推移
(%)

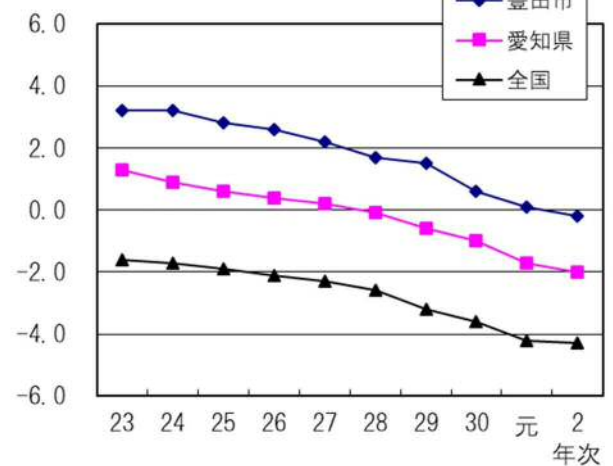


(5) 自然増加

(ア) 自然増加・自然増加率

年次	豊田市		愛知県	全国
	自然増加	自然増加率(人口千対)		
23	1,301	4.1	1.3	-1.6
24	1,299	3.2	0.9	-1.7
25	1,153	3.2	0.6	-1.9
26	1,049	2.8	0.4	-2.1
27	891	2.6	0.2	-2.3
28	687	2.2	-0.1	-2.6
29	609	1.7	-0.6	-3.2
30	255	1.5	-1.0	-3.6
元	41	0.1	-1.7	-4.2
2	-87	-0.2	-2.0	-4.3

(イ) 自然増加率(人口千対)の推移
(%)

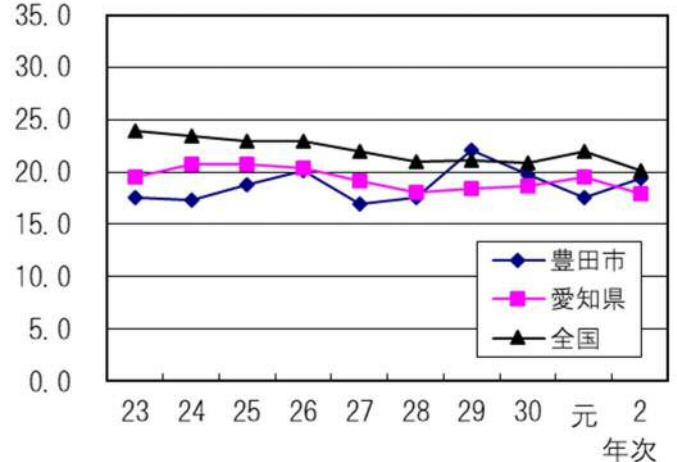


(6) 死産

(ア) 死産数・死産率

年次	豊田市		愛知県	全国
	死産数	死産率(出産千対)		
23	73	17.6	19.5	23.9
24	72	17.3	20.7	23.4
25	77	18.8	20.8	22.9
26	79	20.1	20.4	22.9
27	67	17.0	19.2	22.0
28	66	17.6	18.1	21.0
29	83	22.1	18.4	21.1
30	70	19.8	18.7	20.9
元	58	17.6	19.5	22.0
2	61	19.4	17.9	20.1

(イ) 死産率(出産千対)の推移
(%)

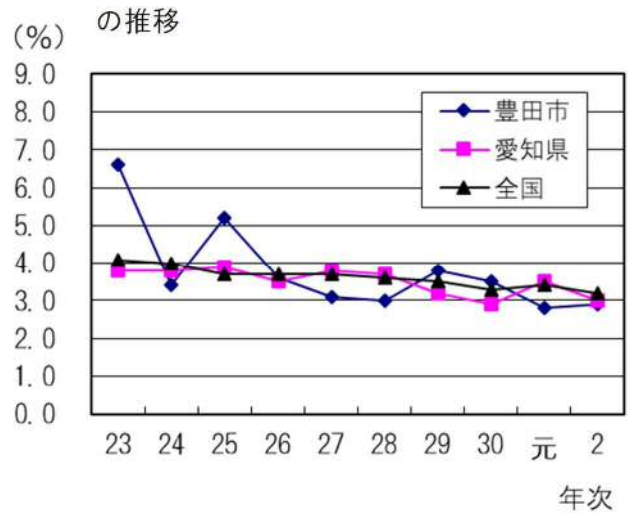


(7) 周産期死亡

(ア) 周産期死亡数・周産期死亡率

年次	豊田市		愛知県	全国
	周産期死亡数	周産期死亡率(出産千対)		
23	27	6.6	3.8	4.1
24	14	3.4	3.8	4.0
25	21	5.2	3.9	3.7
26	14	3.6	3.5	3.7
27	12	3.1	3.8	3.7
28	11	3.0	3.7	3.6
29	14	3.8	3.2	3.5
30	12	3.5	2.9	3.3
元	9	2.8	3.5	3.4
2	9	2.9	3.0	3.2

(イ) 周産期死亡数・周産期死亡率(出産千対)



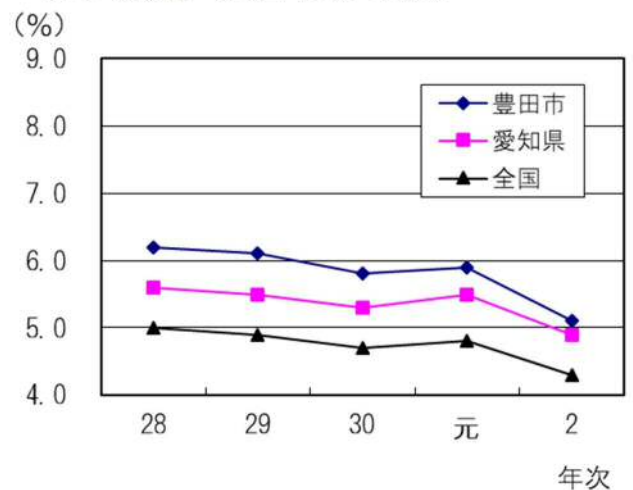
(8) 婚姻

ア. 婚姻数・婚姻率

(ア) 婚姻数・婚姻率

年次	豊田市		愛知県	全国
	婚姻件数	婚姻率(人口千対)		
28	2,544	6.2	5.6	5.0
29	2,487	6.1	5.5	4.9
30	2,376	5.8	5.3	4.7
元	2,422	5.9	5.5	4.8
2	2,084	5.1	4.9	4.3

(イ) 婚姻率(人口千対)の推移



イ. 初婚・再婚別婚姻数

(令和2年)

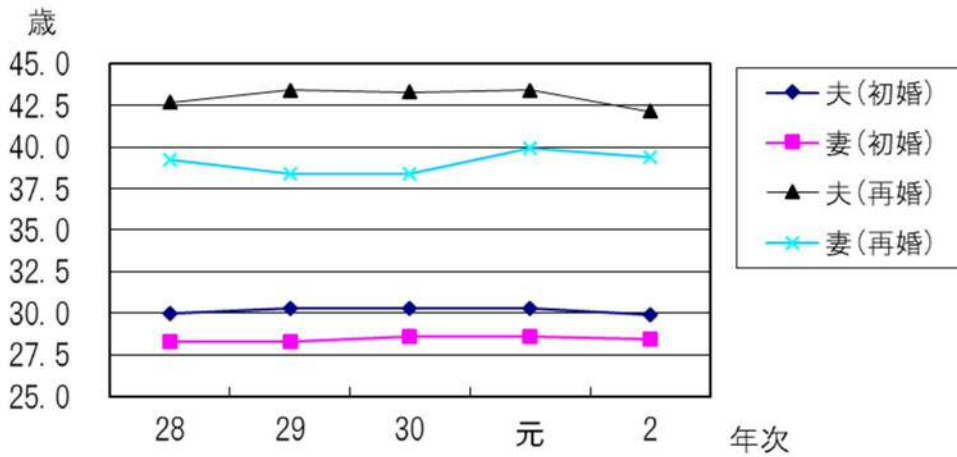
初婚・再婚の別	妻			
	初婚	再婚	総計	
夫	初婚	1,649	139	1,788
	再婚	148	148	296
	総計	1,797	287	2,084

ウ. 婚姻平均年齢

(ア) 婚姻平均年齢

年次	区分	豊田市		愛知県		全国	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
28	初婚	30.0	28.3	30.9	29.0	31.1	29.4
	再婚	42.7	39.2	43.2	38.9	43.0	39.8
29	初婚	30.3	28.3	30.9	28.9	31.1	29.4
	再婚	43.4	38.4	43.5	39.3	43.3	40.1
30	初婚	30.3	28.6	30.9	28.9	31.1	29.4
	再婚	43.3	38.4	44.0	39.6	43.7	40.4
元	初婚	30.3	28.6	31.0	29.1	31.2	29.6
	再婚	43.4	39.9	44.1	40.2	44.1	40.8
2	初婚	29.9	28.4	30.8	29.0	31.0	29.4
	再婚	42.1	39.4	43.6	40.4	43.9	40.9

(イ) 婚姻平均年齢の推移（豊田市）



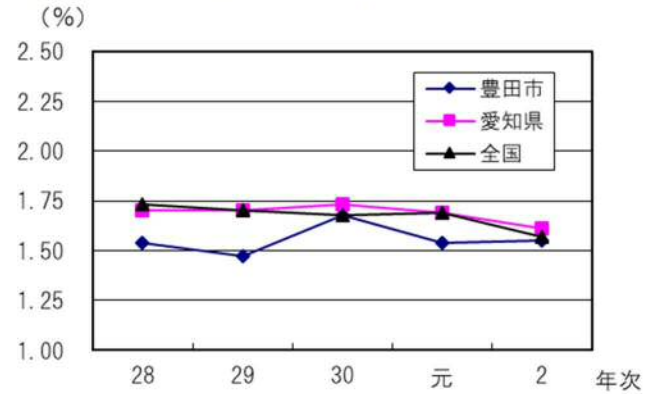
(9) 離婚

ア. 離婚数・離婚率

(ア) 離婚数・離婚率

年次	豊田市		愛知県	全国
	離婚件数	離婚率 (人口千対)		
28	630	1.54	1.70	1.73
29	602	1.47	1.70	1.70
30	687	1.68	1.73	1.68
元	628	1.54	1.69	1.69
2	628	1.55	1.61	1.57

(イ) 離婚率（人口千対）の推移

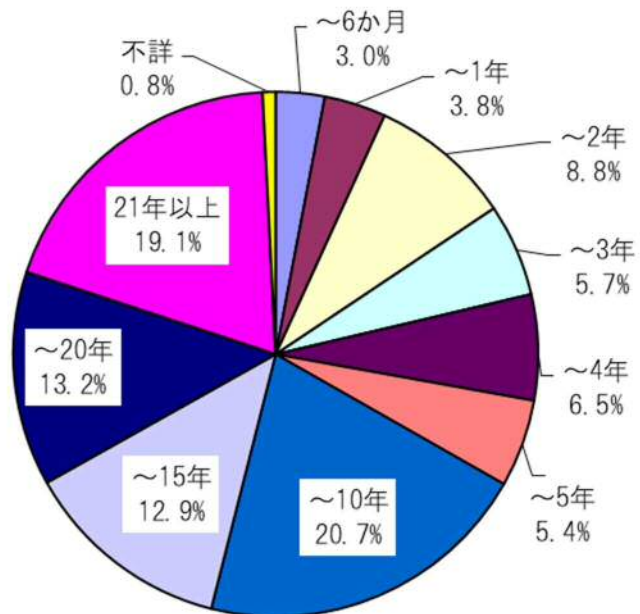


イ. 同居期間別離婚数

(ア) 同居期間離婚数（令和元年）

同居期間同居期間	件数
～6か月	19
～1年	24
～2年	55
～3年	36
～4年	41
～5年	34
～10年	130
～15年	81
～20年	83
21年以上	120
不詳	5
総計	628

(イ) 同居期間離婚数（割合）



3 高齡者保健福祉

◆ 介護予防事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態にならないよう、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような状態を維持することを目的に、教室・講演会・相談等を実施している。

(1) 訪問指導

65歳以上の保健指導が必要と認められる者に対して、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として、保健師が訪問指導を行った。

年度	29	30	元	2	3
実人数(延べ人数)	10(26)	6(7)	5(9)	1(1)	-(-)

注：40～64歳は「10 健康づくり ◆訪問指導」参照

注：令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止または縮小

(2) 認知症予防事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

平成29年度から、認知症かまたはその疑いがあるにもかかわらず、医療・介護サービスにつながらないなど対応が困難なケースに対し、認知症に特化した専門のチームが集中的に支援している。

年度	29	30	元	2	3
認知症初期集中支援チームの支援決定件数(件)	53	35	36	67	31

イ. 認知症介護家族会

介護家族同士の交流を深め、情報交換をすることや認知症に関する知識を習得することで認知症の人を介護している家族の不安や悩みを軽減するために実施している。

年度	29	30	元	2	3
開催回数	12	12	12	10	11
参加者数合計	163	150	136	177	221

ウ. 若年性認知症本人・家族会

65歳未満で認知症を発症した人とその家族が集まり、「気持ちが楽になる」「安心して集まれる」「仲間がいる」会を目指し、交流会を開催している。

年度	元	2	3
開催回数	1	6	7
参加者数合計	16	68	57

注：令和元年度は施行的実施

エ. 認知症カフェ登録事業

認知症の本人、その家族、地域住民、医療・介護の専門職など、誰もが安心して過ごせる場「認知症カフェ」を登録し、ホームページに掲載、市民に情報提供している。

年度	29	30	元	2	3
登録カフェ(か所数)	17	20	20	20	20

オ. 認知症サポーター等養成事業

平成 21 年度から、認知症を正しく知り、理解する目的で実施。全国キャラバン・メイト連絡協議会によるキャラバン・メイト養成講座修了者が認知症サポーター養成を行った。また、平成 28 年度から、地域で活動できるサポーター養成を目的として、サポーターを対象にステップアップ講座を実施した。

年度	29	30	元	2	3
キャラバン・メイト養成者数	22	31	33	47	28
サポーター養成者数	4,577	4,811	3,797	2,196	3,449
ステップアップ講座受講者数	658	521	382	61	142

(3) 高齢者健康づくり・介護予防事業

ア. 元気アップ教室

地域の集会所等で介護予防を目的にストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップトレーニング等を実施している。

年度		元	2	3
開催箇所数	自治区	23	—	—
	交流館	1	—	2
	地域包括支援センター	—	—	—
	地域ふれあいサロン	11	—	9
	新規活動グループ	5	—	1
	実施箇所総数	40	—	12
参加者数（実）		627	—	163
参加者数（延）		3,402	—	604

注：令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止または縮小。

イ. 地域介護予防活動支援事業

自主活動グループ数 190 グループ (講師派遣無しを含む)

健康づくり・介護予防事業終了者などの自主活動グループに対し、教室で学んだ内容を生かして継続した活動が行えるよう、自主活動グループへの講師派遣や情報交換、交流を目的とした場を提供し支援している。

(ア) 講師派遣：講師及びヘルスサポートリーダー、保健師を派遣する。

年度		元	2	3
支援グループ数		170	12	133
体カアップ教室自主		(19)	(1)	(13)
元気アップ教室自主				
自治区		(96)	(6)	(75)
交流館		(12)	(3)	(12)
包括		(7)	(2)	(2)
サロン		(11)	—	(11)
新規活動グループ		(4)	—	(3)
ころばん塾自主		(2)	—	(2)
里山健康学び舎教室自主		(19)	—	(15)
健康づくり リーダー	派遣回数(回)	304	—	108
	派遣時延べ人数(人)	3,703	—	1,144
ヘルスサポートリーダー	派遣回数(回)	329	—	152
	派遣時延べ人数(人)	4,119	—	3,081
依頼保健師	派遣回数(回)	—	—	63
	派遣時延べ人数(人)	—	—	658
地区担当保健師派遣回数		162	13	88

注：令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少あり。

(イ) 交流会の開催：自主グループの参加者同士が交流を図り、活動の活性化を図る。

年度	元
会場（開催回数）	スカイホール(3) 井郷交流館(3) 足助交流館(3) 高岡コミュニティセンター(3)
参加グループ数（参加者数）	84(536)
講師	理学療法士 レクリエーション協会
内容	情報交換 ストレッチ・筋トレ・ペットボトル体操の実技 レクリエーションの紹介

注：令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止。

◆ **介護支援専門員(ケアマネジャー)研修・現任介護職員研修**

介護支援専門員やサービス事業者は、在宅介護を支える上で重要な役割を持っている。そのため、「福祉制度やサービス、ケアプランの作成等に関する知識」「介護職員のための介護技術や基礎知識」等について、研修会を開催している。

年度	29	30	元	2	3
開催回数	61	14	19	16	12
延べ参加者数	655	434	552	432	445

◆ **地域ふれあいサロン**

高齢者等にとって身近で気軽に立ち寄れる場所を確保し、自由な発想で地域住民主体の生きがい活動を実施する地域に、地域ふれあい支援員を派遣し、支援する。

年度	29	30	元	2	3
実施開始箇所数	9	3	7	4	2
実施箇所数	312	302	297	295	276

資料：(社福)豊田市社会福祉協議会

◆ **生活管理指導・緊急短期宿泊事業**

市内に居住する65歳以上の方のうち、日常生活を営むのに支障があると認められる方、緊急に保護が必要と判断された方を一時的に施設入所させることにより、生活習慣の指導、支援をしている。

年度	29	30	元	2	3
利用者数	29	25	27	15	17
延べ利用日数	1,189	963	1,108	601	1,152

◆ **「食」の自立支援事業(配食サービス事業)**

「食」の自立の観点から、65歳以上のひとり暮らしの方や65歳以上の方のみの世帯等に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

年度	29	30	元	2	3
延べ利用者数	15,983	16,289	17,086	17,914	18,811
延べ配食数	325,657	335,846	356,537	373,522	389,103

◆ **徘徊高齢者家族介護支援事業**

65歳以上の高齢者等の行方不明に備え、早期発見・保護できる支援体制を構築することにより、高齢者の安全の確保、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減及び、地域住民の理解や見守り体制の強化を図る。

平成24年12月から徘徊高齢者情報配信システム「かえるメールとよた」の運用を開始し、高齢者が行方不明になった際、配信制度協力者に情報をメール配信し、早期発見に生かしている。

また、平成29年12月からGPS機器の利用促進補助金を開始し、令和元年6月から、認知症の方や家族の賠償責任を補償する、個人賠償責任保険事業を開始した。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
事前登録者数	227	309	341	381	413
個人賠償責任保険加入者数	—	—	303	359	395
見守り安心マーク配布者数	72	96	88	90	79
かえるメール配信回数	18	35	21	30	32
かえるメール登録者数	1,862	6,551	7,832	8,970	10,964
GPS 機器助成利用者数	3	16	19	11	21

◆ 訪問理美容サービス事業

外出が困難な 65 歳以上の方(要介護 3～5)が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を年間最大 6 枚まで交付している。

年度	29	30	元	2	3
交付者数	105	84	80	109	118
利用枚数	144	97	93	109	156

◆ シルバーカー購入費助成事業

足腰の衰え等により歩行に不安がある 65 歳以上の方を対象に、シルバーカーを使い、自らの足で外出する機会を増やすことで、地域社会への参加や介護予防の促進を図るため、10,000 円を上限とし購入費の半額を助成している。

年度	29	30	元	2	3
交付者数	297	233	285	255	248

◆ 寝具貸与・クリーニング費の支給

在宅で介護を受けている高齢者に対して、寝具の貸与、交換、及び自己寝具のクリーニングを行うため、各月に利用券 1 枚を給付している。利用券は上限額 5,000 円で、利用にあたって 1 割負担が必要である。

年度	29	30	元	2	3
利用枚数	227	229	226	280	330

◆ すこやか住宅リフォーム助成

介護保険制度の開始に伴い、従来の老人住宅改善費助成事業を介護保険の住宅改修費支給制度にあわせて制度改正した。対象者は、介護保険の要介護認定者のうち在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が 1 割の人。介護保険制度を優先して利用し、介護保険の限度額を超える工事費及び介護保険で対象とならない工事について助成する。利用にあたり 1 割の自己負担が必要で、対象工事費は上限 200,000 円まで。

年度	29	30	元	2	3
助成件数	537	488	482	551	379

◆ **低所得者利用支援**

低所得者が介護サービスを利用しやすくなることを目的として、低所得者に対する自己負担額の2割を軽減(自己負担額の上限は15,000円)し、在宅介護を促進する。対象者は、在宅での介護保険サービス利用者のうち、市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の低所得者であり、訪問介護、通所介護(介護予防)、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型通所介護、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスについて、利用料を軽減する。

年度	29	30	元	2	3
助成件数	814	824	964	945	914

◆ **家族リフレッシュショートステイ**

介護する家族の疲れを癒し、介護に対する心身の負担感の軽減を目的として、介護保険の給付の限度額を超えた分のショートステイ(短期入所生活介護又は短期入所療養介護)利用額の助成を行う。1年に5日を上限とし、介護保険と同様の自己負担で利用できる。

年度	29	30	元	2	3
助成件数	257	324	332	363	391

◆ **福祉電話訪問**

65歳以上のひとり暮らしの方等の安否確認や孤独感の解消を図るために、週1回、電話訪問を行っている。(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	33	26	26	25	27

◆ **緊急通報システム事業**

介護認定があり、ひとり暮らし登録のある65歳以上の高齢者のうち、特定の疾患によって、体調が急変するおそれのある方に緊急通報システム機器を貸与し、生活の安全確保を図っている。

年度	29	30	元	2	3
利用者数	80	76	63	59	63

◆ 施設サービス

高齢者の状況にあわせた入所施設や高齢者向け住居があり、各サービス・支援を行っている。

(1) 入所施設

令和3年度末における入所施設の整備状況は、特別養護老人ホームが26施設で計1,449床、養護老人ホームが1施設で50床、老人保健施設が8施設で計674床、ケアハウスが2施設で計100床となっている。

市内入所施設の整備状況

(令和3年度末現在)

施設種別	施設名	開設年月日	定員(人)	整備量(床)
特別養護老人ホーム	豊田福寿園	S63.3.1	100	1,449
	とよた苑	H7.4.1	100	
	みなみ福寿園	H9.4.16	100	
	すばる	H12.7.5	80	
	豊水園	H15.7.1	80	
	豊田みのり園	H16.4.1	90	
	小原安立	H15.4.1	80	
	巴の里	H16.3.21	80	
	ひまわりの街	H19.4.1	80	
	第2とよた苑	H20.4.1	74	
	笑いの家	H20.6.1	57	
	くらがいけ	H21.4.1	29	
	こささの里	H23.4.1	29	
	うねべの里	H23.4.1	29	
	豊田つつみ園	H24.4.1	29	
	第2すばる	H24.4.1	29	
	ひまわり邸	H24.4.1	29	
	保見の里	H25.4.1	29	
	石野の里	H26.4.1	29	
	豊田わかばやし園	H26.4.1	29	
	猿投の楽園	H28.10.1	29	
	アメニティ豊田駅前	H30.2.1	90	
	益富の楽園	R1.5.12	29	
	藤岡の楽園	R2.4.1	29	
	三九園	R2.4.1	32	
	ユニット型特別養護老人ホーム三九園	R2.4.1	58	
養護老人ホーム	若草苑	S33.4.18	50	50
介護老人保健施設	豊田老人保健施設	H4.4.24	100	674
	ジョイスティ	H5.4.12	90	
	ウェルビー	H7.1.6	83	
	かずえの郷	H7.3.31	130	
	さなげ	H16.4.28	58	
	ユニット型介護老人保健施設さなげ	H28.5.1	37	
	フジオカ	H15.4.1	96	
	高岡老人保健施設	H20.3.15	80	
ケアハウス	ケアハウス豊田	H9.1.10	50	100
	ケアハウスみなみ	H10.4.14	50	

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設である。

令和4年4月1日現在の措置入所者数は52人であり、そのうち35人が市内の施設に入所している。ほか17人は市外の5施設に入所している。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
入所者数	36	43	62	57	52

(3) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）

シルバーハウジング・プロジェクト(国土交通省・厚生労働省の通達)に基づき、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯施設が供給される公的賃貸住宅である。入居者に対して、生活援助員が安否確認、生活相談、緊急時の対応等の福祉サービスを行っている。開設状況は表のとおり。

シルバーハウジング開設戸数

(令和3年度末現在)

住宅名	設置者	開設戸数
県営渋谷住宅	愛知県	20
県営宮口上住宅	愛知県	18
県営手呂住宅	愛知県	15
県営初吹住宅	愛知県	23
市営東山住宅	豊田市	12
市営市木町住宅	豊田市	8
市営美和住宅	豊田市	22
県営上郷	愛知県	14

シルバーハウジング入居戸数

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
入居戸数	100	101	127	122	116

(4) 高齢者生活支援ハウス

稲武福祉センターに併設され10の居室を備えている。独居に不安のある高齢者等が数日から数か月にわたり一時的に入居する施設である。常駐の生活援助員が各種相談や助言、緊急時の対応等を行っている。

高齢者生活支援ハウスの利用状況

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
入居人員	8	7	6	9	8

◆ ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

日常生活に介護又は支援を要し移動に関して家族の支援を受けることが困難な65歳以上のひとり暮らしの方等に対して、移動にかかる費用の一部を助成する。

年度	29	30	元	2	3
交付者数	1,825	1,962	2,256	2,276	3,112

◆ 自動車学校のスクールバスを利用した高齢者等の外出支援

市内の2つの自動車学校の協力(社会貢献)を得て、教習生送迎用に運行しているスクールバスの空スペースに、一人で車両の乗降ができる65歳以上の方や障がいのある方が、無料で利用できる。

(利用者の減少により、令和3年度を以って、事業終了)

年度	29	30	元	2	3
延べ利用者数	1,063	891	748	305	434

◆ 敬老金の贈呈

毎年、敬老の日にあわせて敬老金を贈呈している。

対象年齢	贈呈額		贈呈実績(人)				
	令和2年度まで	令和3年度から	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
満80歳	5,000円	5,000円	2,806	2,725	2,849	3,483	3,861
満85歳		-	1,721	1,740	1,827	2,037	-
満90歳	10,000円	5,000円	920	1,006	982	1,029	1,036
満95歳		-	298	329	318	393	-
満100歳	-	20,000円	-	-	-	-	80
満100歳以上	30,000円	-	150	156	159	175	-
計			5,376	5,956	6,135	7,117	4,977

◆ 就労対策(高齢者能力活用推進事業)

高齢者の能力活用と社会参加の促進を図り、生きがいのある充実した生活を実現するため、就業の場を提供する公益社団法人豊田市シルバー人材センターに対して助成している。

会員数受注件数・配分金

年度	29	30	元	2	3
会員数	2,197	2,184	2,204	2,159	2,131
受注件数	8,048	7,755	7,257	6,559	6,596
就業延べ人員	183,650	170,585	163,117	152,469	155,159
配分金(千円)	712,008	693,753	670,441	644,892	651,280

◆ ひとり暮らし高齢者等登録制度

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、65歳以上のひとり暮らしの方等の情報を、市消防本部に設置された通信機に登録している。

なお、「介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯」とは、65歳以上の高齢者世帯において、「要介護4」以上の介護認定のある方がいる世帯、又は65歳以上で介護認定のある方が、在宅重度心身障がい者若しくは中学生以下の児童のみと同居している世帯である。

ひとり暮らし高齢者等登録者数

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
介護認定のないひとり暮らし高齢者	1,931	1,865	1,984	1,815	1,746
介護認定のあるひとり暮らし高齢者	1,235	1,362	1,297	1,482	1,622
介護認定のあるひとり暮らし高齢者に準ずる世帯	4	5	14	15	3
計	3,170	3,232	3,295	3,312	3,371

◆ 避難行動要支援者名簿制度

災害時等の避難の際に特に支援が必要とされる方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、その名簿情報を名簿掲載者から同意を得た上で自治区や民生委員等の地域関係者に提供することによって、日頃の見守り体制や災害時の支援体制を構築する。平成26年10月に災害時要援護者登録制度から移行した。

≪要件別避難行動要支援者数及び同意者数≫ (各年度末現在)

年度	元		2		3	
	対象者	同意者	対象者	同意者	対象者	同意者
①要介護(3～5)認定者	2,749	1,541	2,849	1,554	2,824	1,566
②ひとり暮らし高齢者等登録者(①の対象者除く)	3,299	3,299	3,311	3,310	3,374	3,374
③在宅重度心身障がい者認定者	512	435	515	436	501	425
④視覚・聴覚・下肢・体幹1級～2級の者(①、②、③の対象者除く)	1,337	983	1,308	968	1,294	940
上記に準ずる登録希望者	149	149	148	148	155	155
計	8,046	6,407	8,131	6,416	8,148	6,460

注：施設入所者や長期入院している者を除く

◆ 介護保険出前講座

市民に介護保険や様々な高齢者施策への理解を深めてもらうことによる安心感の提供を目的として、具体的な制度の利用方法などをPRする事業である。

年度	29	30	元	2	3
実施回数	21	14	14	8	6
参加人数	1,137	751	643	321	348

◆ 豊寿園の利用状況

高齢者の健康増進、生きがい、教養の向上及びレクリエーションのための場を総合的に提供している。

年度	29	30	元	2	3
利用者数(団体)	12,076	12,736	11,049	160	696
利用者数(個人)	101,856	96,460	87,475	64,377	80,960
利用者数(行事等)	17,419	16,414	15,940	2,734	7,753
計	131,351	125,610	114,464	67,271	89,409

◆ じゅわじゅわの利用状況

主に高齢者を対象として、健康増進及び介護予防の場として温浴施設を設置している。

年度	29	30	元	2	3
利用者数	95,681	94,657	92,937	60,735	84,865

◆ 寿楽荘の利用状況

主に高齢者を対象として、休養、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場として温泉付き宿泊施設を設置している。

年度	利用者数(休憩)			利用者数(宿泊)			利用者数(合計)		
	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計	高齢者	その他	計
29	8,363	1,470	9,833	2,892	1,608	4,500	11,255	3,078	14,333
30	7,902	1,589	9,491	2,799	1,714	4,513	10,701	3,303	14,004
元	7,543	1,719	9,262	2,829	1,596	4,425	10,372	3,315	13,687
2	2,764	1,700	4,464	1,109	946	2,055	3,873	2,646	6,519
3	3,413	2,246	5,659	1,493	1,408	2,901	4,906	3,654	8,560

◆ お元気ですかボランティア訪問事業

平成 22 年 7 月から訪問活動を開始した事業であり、ひとり暮らし高齢者等の自宅をお元気ですかボランティアが訪問し、話を傾聴することで、孤独感の解消と安否確認を図っている。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
訪問回数	1,076	868	844	903	683
ボランティア総数(人)	176	191	206	196	193

◆ ささえあいネット～高齢者見守りほっとライン～

平成 22 年 1 月から開始した事業であり、地域で生活する高齢者の方々が安心して生活ができるように、地域にある関係機関(飲食店、新聞・牛乳販売店など)が地域で見守る体制を整備し、高齢者をささえあいネットワークを構築している。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
関係協力機関登録件数	2,058	2,158	2,303	2,341	2,366

4 介護保険

◆ 第1号被保険者

市内に住所を有する65歳以上の者

第1号被保険者数

(年度末)

年齢区分	29	30	元	2	3
65歳～74歳	53,152	52,713	52,294	52,670	51,485
75歳以上	41,067	43,420	45,525	46,685	49,041
計	94,219	96,133	97,819	99,355	100,526
再掲					
外国人被保険者	672	727	768	799	868
住所地特例被保険者	172	187	206	218	234

第1号被保険者増減内訳

	29	30	元	2	3	
増	転入	393	425	443	363	437
	65歳到達	4,926	4,724	4,575	4,516	4,353
	その他	24	21	26	16	19
	計	5,343	5,170	5,044	4,895	4,809
減	転出	448	467	476	401	480
	死亡	2,811	2,751	2,832	2,906	3,111
	その他	47	38	50	52	47
	計	3,306	3,256	3,358	3,359	3,638

◆ 介護保険料

第1号被保険者の令和3年度の保険料は、前年の所得等に応じて13段階に分かれ、納め方は2種類ある。

- ①特別徴収…老齢・退職・障がい・遺族年金を年額180,000円以上受給している人は年金からの天引きにより納める。
- ②普通徴収…上記の特別徴収に該当しない人は納付書もしくは口座振替により納める。

所得段階別保険料

単位：円

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
年額 (月額)	19,800 (1,650)	33,000 (2,750)	46,200 (3,850)	56,100 (4,675)	66,000 (5,500)	72,600 (6,050)	82,500 (6,875)
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
年額 (月額)	99,000 (8,250)	115,500 (9,625)	132,000 (11,000)	138,600 (11,550)	148,500 (12,375)	165,000 (13,750)	

介護保険料収納状況

区分	調定額	総収納額	還付額	不納欠損額	純収納額	純未納額
特別徴収	6,569,381,194	6,620,051,125	43,126,766	—	6,569,381,194	—
普通徴収	541,016,040	514,601,121	3,079,434	4,025,888	511,191,892	25,798,260
計	7,110,397,234	7,134,652,246	46,206,200	4,025,888	7,080,573,086	25,798,260

注：上記の普通徴収は滞納繰越分を含む

：収納率は、令和3年度分は普通徴収現年分97.25%、滞納繰越分38.55%、全体99.58%となっている

◆ 認定者数

要介護度別の認定者数については、令和3年度は15,533人であり、前年度より253人の増加となっている。高齢者のうち介護認定を受けている者の割合となる認定率については、15.4%と前年度と比較しやや増加している。

要介護認定者数の推移

(年度末)

要介護度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
要支援1	2,096	2,267	2,177	2,233	2,251
要支援2	1,937	2,149	2,307	2,484	2,605
要介護1	2,757	2,785	2,832	3,095	3,125
要介護2	2,114	2,182	2,351	2,470	2,515
要介護3	1,514	1,641	1,731	1,750	1,816
要介護4	1,612	1,724	1,799	1,922	1,844
要介護5	1,326	1,322	1,342	1,326	1,377
計	13,356	14,070	14,539	15,280	15,533

認定率

(年度末)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
認定率	14.2	14.6	14.8	15.3	15.4

注：認定率＝要介護認定者数／高齢者数×100

◆ サービスの利用状況

全体的に医療系サービスを中心に増加している。平成30年度から介護医療院が創設された。訪問介護(予防)、通所介護(予防)は、平成29年度から開始された総合事業に同年度末に移行を完了している。※令和3年度の通所介護(予防)1件は、平成28年度の利用分の再請求分を計上している。

(1) 居宅介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
訪問介護	介護	20,137	20,524	21,146	21,735	22,414
	予防	3,850	—	—	—	—
訪問入浴介護	介護	2,366	2,354	2,215	2,520	2,716
	予防	19	31	41	85	81
訪問看護	介護	9,122	9,868	11,288	12,811	14,358
	予防	1,501	1,770	2,025	2,484	2,873
訪問リハビリテーション	介護	1,617	1,681	1,777	1,924	2,256
	予防	248	245	261	352	475
居宅療養管理指導	介護	22,544	25,508	29,080	34,435	38,493
	予防	1,237	1,596	2,190	2,867	3,082
通所介護	介護	35,187	35,389	36,479	35,346	35,667
	予防	9,365	—	—	—	1
通所リハビリテーション	介護	8,814	8,760	8,594	8,415	8,575
	予防	4,651	4,471	4,766	4,377	4,441
短期入所生活介護	介護	11,630	11,860	12,152	10,788	10,692
	予防	699	773	876	633	629
短期入所療養介護	介護	2,124	2,270	2,017	1,568	1,554
	予防	68	91	60	51	63
特定施設入所者生活介護	介護	2,487	2,567	2,477	2,530	2,515
	予防	360	515	630	630	599
福祉用具貸与	介護	42,146	43,639	45,750	48,239	51,027
	予防	17,729	19,637	21,311	22,605	23,906

(2) 地域密着型介護(介護予防)サービス

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
認知症対応型通所介護	介護	2,375	2,292	2,274	2,260	2,420
	予防	23	20	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	介護	350	376	369	322	356
	予防	76	92	102	95	79
認知症対応型共同生活介護	介護	5,379	5,441	5,603	5,869	6,025
	予防	92	58	81	73	53
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	3,804	3,721	4,029	4,159	4,127
地域密着型通所介護	介護	10,677	11,467	12,595	13,286	14,027
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	76	68	95	217	312

(3) 施設サービス

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護	12,089	12,891	12,861	13,416	13,676
介護老人保健施設	介護	9,346	9,070	9,408	9,328	9,097
介護療養型医療施設	介護	907	431	168	153	46
介護医療院	介護	…	409	682	694	827

(4) 居宅介護(介護予防)サービス計画

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
サービス計画費	介護	64,880	66,492	68,926	72,346	75,195
	予防	27,922	23,233	24,998	26,089	27,414

(5) 特定入所者介護(介護予防)サービス費

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
特定入所者介護(介護予防)サービス費(食費)	介護	14,023	14,353	14,897	15,069	14,120
	予防	76	81	123	110	92
特定入所者介護(介護予防)サービス費(居住費)	介護	10,844	10,976	12,794	15,082	14,247
	予防	76	73	121	110	104

(6) その他サービス

サービス種類	区分/件数	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
福祉用具購入費	介護	949	912	911	1,093	1,137
	予防	566	496	473	523	504
住宅改修費	介護	659	649	624	727	659
	予防	505	441	513	519	434
高額介護サービス費	合計	32,937	32,914	33,384	35,384	35,998
高額医療合算介護サービス費	合計	1,883	1,932	2,243	2,442	2,501

(7) 特別給付

豊田市独自のサービスとして、おむつ購入費の支給を行っている。利用対象者は、在宅でおむつが必要な要介護1以上の認定者で、対象者には各月に利用券1枚を給付している。利用券は上限額3,000円で、利用にあたって1割負担が必要である。おむつ購入費の支給は他の在宅サービスに比べ、利用率が非常に高い。

おむつ購入費支給件数

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
支給件数	41,970	41,165	43,069	46,118	47,345

◆ 介護サービス事業所

総合事業開始に伴い、平成 29 年度から介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスが創設された。また、平成 30 年度中に介護療養型医療施設 2 施設が介護医療院に移行した。令和 3 年度までに公募により定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2 事業所が開設した。

(各年度4月1日現在)

事業種類	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
訪問介護	50	58	68	67	69
訪問入浴介護	4	4	4	5	5
訪問看護 1)	20	23	29	31	32
通所介護	54	56	54	51	52
通所リハビリテーション	12	12	12	12	12
福祉用具貸与	14	14	14	13	14
福祉用具販売	15	15	15	15	15
短期入所生活介護	19	18	22	23	23
短期入所療養介護	10	10	10	10	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	2	2	3
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	28	28	29	30	31
認知症対応型通所介護	12	13	13	13	15
小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2	2
地域密着型通所介護	43	45	49	52	51
特定施設入所者生活介護	7	7	7	7	7
居宅介護支援(ケアプラン作成)	73	74	72	70	74
介護予防支援(ケアプラン作成)	27	28	28	28	28
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 2)	23	23	26	26	26
介護老人保健施設	8	8	8	8	8
介護療養型医療施設・介護医療院	2	2	2	2	2
介護予防訪問サービス	47	48	53	54	57
生活支援訪問サービス	15	16	17	16	17
介護予防通所サービス	92	95	100	99	100
生活支援通所サービス	25	27	27	26	25
合計	602	625	663	661	678

注：健康保険法の指定を受けている病院、診療所等については、別段の申し出がない限り、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導の指定があったものとみなされる

：休止事業所を除く

注 1) 訪問看護ステーションの数(病院、診療所等の数を含んでいない)

2) 地域密着型介護老人福祉施設を含んだ数

◆ 地域包括支援センター運営事業

平成 18 年度から在宅介護支援センターの業務を引き継いだ地域包括支援センターは、中学校区単位を担当地区として、市内高齢者又はその家族に対し支援を行っている。地域で暮らす高齢者の介護・福祉・保健・医療等の総合相談、高齢者の権利擁護の支援、地域のネットワークづくりを行いながら、地域における高齢者等の福祉の向上を図っている。また、介護保険等の申請代行を行うとともに、要支援者等の介護予防ケアマネジメントも行っている。

利用形態別実績（延べ人数）

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
電話	63,939	70,043	80,798	99,352	101,754
来所	7,080	7,764	7,851	8,002	7,664
訪問	34,536	33,519	36,856	36,088	36,834
その他	6,956	5,320	5,831	6,987	7,320
計	112,511	116,646	131,336	150,429	153,572

利用者別実績（延べ人数）

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
本人	48,518	48,091	52,953	56,898	58,163
家族	33,269	34,799	39,734	42,506	44,845
地域住民	1,218	1,281	1,085	1,435	1,444
民生委員	2,540	2,770	2,783	2,945	3,141
関係機関	37,158	41,563	46,953	52,805	54,937
その他	2,241	1,370	1,537	1,979	2,156
計	124,944	129,874	145,045	158,568	164,686

注：利用形態別実績と利用者別実績の合計が一致しないのは、同一案件での対応については 2 回目以降で利用者数を計上していないため

相談内容別実績（延べ件数）

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
介護・日常生活に関する相談	23,851	23,694	26,716	28,665	33,663
介護保険制度に関する相談	19,349	18,604	22,396	22,504	24,832
介護保険制度外に関する相談	4,425	3,771	3,992	4,028	4,545
権利擁護に関する相談	542	580	624	460	416
その他の相談	1,690	1,849	2,209	2,353	2,378
計	49,857	48,498	55,937	58,010	65,834

対応内容別実績（延べ件数）

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
相談（関係機関）	4,542	4,017	4,686	3,919	4,790
情報提供	40,970	42,927	49,236	54,774	56,534
介護予防サービス計画作成	5,325	5,107	5,958	5,981	6,575
実態把握	29,487	28,722	31,927	36,116	37,658
その他の対応	3,973	4,724	5,248	6,763	8,139
計	84,297	85,497	97,055	107,553	113,696

予防給付実績

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延べ人数	27,655	21,020	22,872	26,415	28,089

介護予防ケアマネジメント実績

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延べ人数	10,242	17,290	17,390	16,987	16,740

その他（会議・研修等）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
会議（ケース検討会議等） 開催・出席	1,708	2,250	2,432	2,066	2,768
サービス担当者会議開催及び出席	4,668	3,734	4,474	3,795	4,124
介護予防・介護教室開催	345	356	341	158	238
家族介護教室	9
介護予防教室	192	210	220	103	157
家族介護者交流	144	146	121	55	81
教室参加延べ人数	4,746	4,938	4,815	1,729	2,092
地域行事出席	751	1,012	851	295	372
研修参加	817	962	1,087	1,026	1,372
季刊紙	110	109	118	131	127
ささえあいネットワーク会議	8	8	4	1	4
地域ケア会議	131	98	96	66	84
徘徊高齢者搜索模擬訓練	7	6	6	1	5

注：「家族介護教室」は、平成30年度から必要に応じて家族介護者交流の中で実施している

5 障がい者(児)保健福祉

◆ 精神保健福祉

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実や環境づくり、地域住民への疾患の理解や知識の普及啓発等を行った。

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(各年度末現在)

等級 \ 年度	29	30	元	2	3
1 級	382	399	442	467	491
2 級	1,804	1,917	2,033	2,159	2,379
3 級	679	756	858	899	968
合計	2,865	3,072	3,333	3,525	3,838

(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付

精神的な病気のための診療、デイケア、訪問看護、薬などにかかる通院医療費の給付を行っている。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
給付件数	5,526	5,810	6,158	6,992	6,934

(3) 医療保護入院の状況

医療保護入院患者内訳

(年度末現在)

	血管性認知症 アルツハイマー病	覚せい剤等 アルコール等	統合失調症等	気分(感情)障がい	神経症性障がい	生理的障がい	人格動の障がい	精神遅滞	自閉症等	心理的発達の障がい	行情動の障がい	てんかん	その他	総数
医療保護入院患者	74	1	135	75	7	1	2	1	1	-	-	-	-	297
20歳未満	-	-	2	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	7
20歳～40歳未満	-	-	36	13	1	1	2	1	1	-	-	-	-	55
40歳～65歳未満	3	-	80	24	2	-	-	-	-	-	-	-	-	109
65歳以上	71	1	17	36	1	-	-	-	-	-	-	-	-	126

(4) 精神保健福祉相談状況

精神科医師や心理職員、保健師が、こころの病や病への対応等について助言を行い、当事者や家族の抱える問題解決の糸口になるよう支援を行った。

ア. 精神科医師、心理職員による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
精神科医師	42	67	47	34	22
心理職員	8	7	6	9	14

イ. 保健師による精神保健福祉相談(地域保健課含む)

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
訪問(延べ件数)	406	453	306	280	153
来所・電話(延べ件数)	1,802	2,542	1,631	1,876	1,360

ウ. 緊急対応(地域保健課含む)

夜間休日・緊急時等の対応困難者や警察官通報の対応件数である。

(各年度末現在)

緊急対応総件数	35	日中対応件数	9
		夜間・休日対応件数	26

(各年度末現在)

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第23条に基づく通報件数	21
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第22条に基づく申請件数	—

(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

精神疾患の未治療や治療中断により再発を繰り返したり、長期入院の精神障がい者に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう16事例について支援を行った。

(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業

精神保健福祉法第47条に基づく相談支援業務の一環として、同法第29条第1項により入院し、かつ支援計画の作成に同意した方に対し、社会復帰の促進等を図ることを目的として、6か月間の支援を行った。

(年度末現在)

年度	3
支援計画の作成数	5

(7) 豊田市ピアサポーターフォローアップ研修、交流会

精神障がい者の地域移行・地域定着支援の推進のため、研修会及び交流会を通じて登録ピアサポーターのスキルアップに向けた支援を行った。

実施回数	延べ参加者数
9	21

(8) 精神保健福祉理解啓発事業

精神障がいへの理解を深めるため、精神保健福祉普及研修会を実施し、普及啓発に取り組んだ。

開催日	内容	参加人数
11月12日	<p>内 容 回復体験談(リカバリーストーリー)の発表 精神障がい者の相談支援の流れについて</p> <p>講 師 ピアサポーター 豊田市障がい者相談支援事業所 足助まめだ館職員</p> <p>対象者 豊田市下山地区民生委員児童委員等</p>	16

(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況

精神障がい者の実支給決定者は830人であり、サービス検討会議等を開催し生活の質の向上を図った。

(令和3年度末現在)

事業	支給決定者数	サービス利用者数
居宅介護	133	111
短期入所	47	1
生活介護	48	41
グループホーム・ケアホーム	78	70
就労移行支援	158	131
就労継続支援	370	292
自立訓練	21	14
移動支援	52	14
地域生活支援デイ	38	9
日中短期入所	12	—
地域活動支援センターⅢ型	26	20

(10) 精神障がい者支援従事者研修会

精神障がい者への支援に従事している事業所や医療関係者を対象に講義及び事例検討を実施し、職員の質の向上に努めた。

開催日	内容	参加人数
7月21日	「アルコール問題対応力向上に向けて～地域での支援を分かち合う～」 講師 桶狭間病院藤田こころケアセンター 精神保健福祉士 池戸 悦子氏	19

(11) 精神障がい者地域支援協議会

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム及び精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置し、保健・医療・福祉関係者で協議を行った。

事業名	出席者	開催回数	延べ参加人数
精神障がい者地域支援協議会	精神科医療機関職員、豊田市基幹包括支援センター職員、豊田市地域自立支援協議会、豊田地域精神障がい者家族会、ピアサポーター等	1	16
精神障がい者地域支援協議会部会	精神科医療機関職員、豊田市地域自立支援協議会、地域アドバイザー、ピアサポーター等	2	22

(12) 家族教室及び家族交流会

脳外傷等による高次脳機能障がい者の家族を対象に知識普及・情報交換の場として教室や交流の場を開催している。また、自主活動をしているグループに対しても活動支援を実施している。

家族教室・交流会

事業名	開催回数	延べ参加人数
高次脳機能障がいのある人の家族の教室	3	8

自主グループ

事業名	回数
豊田地域精神障がい者家族会	2
アルコール家族会	1

(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況

社会的経験の乏しい障がい者に対し社会参加、生活訓練の場を提供することで社会生活において自信をつけ、生活の質の向上を図ることを目指している。

(年度末現在)

事業所名	実施日数	利用数	一日平均通所者数(人)
はばたき工房	243	1,887	7.8
ポジティブ21いなぶ	239	685	2.9

(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況

市内の医療法人2か所に委託し、相談支援及び社会との交流促進等の充実を図っている。

(利用数)

	相談支援事業 ¹⁾	基礎的事業 ²⁾	強化事業 ³⁾
エポレ	795 (935)	36 (160)	207 (699)
豊田ころもサポート	59 (59)	35 (35)	89 (90)

注：()内他市町含む総実績

注 1)精神保健福祉士による相談(こころの悩み、治療、福祉サービス利用等の相談)

2)障がい者のグループ活動、社会との交流促進事業

3)家族教室、ピアカウンセリング、地域住民ボランティア育成事業、普及啓発事業、地域との連携強化のための調整

(15) 精神障がい者家族相談支援事業

精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族から助言を受けることで、孤立感や疎外感を和らげることを目的としている。また、当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送ることを目的に居場所を提供している。

(年度末現在)

年度	3
電話相談延べ件数	39
面接相談延べ件数	23
居場所延べ参加者数(当事者・家族)	400

◆ 難病対策

難病の患者及びその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、専門医や保健師による相談を行った。例年開催している患者・家族会及び講演会・療養相談会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況

特定疾患医療給付事業申請受付、愛知県への進達事務及び受給者票の発送を行った。

特定疾患医療給付公費負担受給者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	33	23	16	13	9

(2) 特定医療費受給者の状況

平成 27 年 1 月施行の難病法に基づき、338 疾患(令和 4 年 3 月 31 日時点)が特定医療費の対象となっている。特定医療費支給認定申請受付、愛知県への進達事務及び受給者証の発送を行った。

特定医療費受給者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	2,147	2,137	2,227	2,475	2,435

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療費助成として、先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業申請受付と県への進達事務を行った。

先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業受給者票申請件数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
交付件数	29	26	27	28	30

(4) 難病患者地域ケア推進事業

ア. 保健師による難病相談等(地域保健課含む)

A L S (筋萎縮性側索硬化症) 患者を中心に難病患者が地域で安心して生活できるよう相談支援を行った。

実人数	延べ人数			
	家庭訪問	面接	電話	ケース会議
29	24	4	35	1

イ. 難病患者家族教室

例年、難病患者及びその家族が安定した生活を送るために、必要な知識を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的に開催している。令和 3 年度は、パーキンソン病、網膜色素変性症及び A L S (筋萎縮性側索硬化症) の計 3 疾患の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

ウ. 講演会及び療養相談会

例年、難病患者及びその家族、医療福祉関係者を対象に、疾病の理解や日常生活に必要な知識を深めるため講演会を開催し、同時に地域で安心して生活が送られるよう一人ひとりの日常生活の悩み等に対する療養相談を行っている。令和3年度は、皮膚筋炎・多発性筋炎、もやもや病、関節リウマチ、全身性エリテマトーデスの計4疾患の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

エ. 医師による難病個別相談

難病患者及びその家族が、難病に対する正しい知識を深めるとともに、療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るために、難病専門医による個別相談を実施した。

疾患区分	実施回数	件数
神経系	1	2
消化器系	—	—
膠原病	1	3
呼吸器	1	2

(5) 豊田市難病患者支援金支給事業

「特定疾患医療給付事業受給者票」又は「特定医療費受給者証」の交付を受けている人を対象に年額3万円を支給した。令和元年度から「豊田市特定疾患患者見舞金」を「豊田市難病患者支援金」に制度改正し、対象疾患の拡大と所得制限を設けた。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
見舞金支給人数	2,464	2,136	—	—	—
支援金支給人数	—	—	1,302	1,320	1,492

◆ 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当する障がいを持つ者に交付され、身体障がい者福祉の基礎となるものである。

(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
所持者数	12,681	12,771	12,841	12,846	12,790

(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	255	253	53	46	99	39	745
聴覚平衡機能障がい	76	372	179	180	2	315	1,124
音声言語機能障がい	2	8	62	45	—	—	117
肢体不自由	1,138	1,314	1,573	1,483	655	266	6,429
内部障がい	2,362	70	899	1,044	—	—	4,375
計	3,833	2,017	2,766	2,798	756	620	12,790

(2) 身体障がい者手帳交付数

年度	29	30	元	2	3
新規交付	802	857	895	905	841
等級変更	430	450	419	407	411
再交付	216	292	191	147	203
計	1,448	1,599	1,505	1,459	1,455

◆ 療育手帳

知的障がい者(児)が一貫した療育と共に各種の援助措置を受けやすくするために交付し、福祉の増進を図る。療育手帳の交付者数は、年々増加傾向にある。

(1) 療育手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
所持者数	3,133	3,270	3,367	3,425	3,585

(2) 年齢別・判定別の状況

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳以上	1,020	668	730	2,418
18歳未満	398	217	552	1,167
計	1,418	885	1,282	3,585

◆ 手当制度

(1) 豊田市心身障がい者扶助料

心身障がい者の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給した。支給額は障がい程度により月額4,500円、4,000円、2,500円であり、本人の所得が一定額以上ある等の場合は支給を停止する。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	15,061	15,391	15,744	15,981	16,373

(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当

在宅重度障がい者の生活の向上に寄与するため支給した。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	553	545	537	537	529

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当

愛知県の規則に基づく制度で、在宅重度障がい者の福祉向上を図るため支給されている。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	3,521	3,470	3,441	3,396	3,392

(4) 特別障がい者手当

著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の在宅重度障がい者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	364	378	378	381	400

(5) 障がい児福祉手当

身体又は知的発達に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の満20歳未満の者に支給した。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	199	198	205	222	221

(6) 特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童(20歳未満)の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育する者に支給されている。

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数	633	666	659	673	701

◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付

(1) 補装具費の支給

身体障がい者等の職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補聴器・義肢・車いす・視覚障がい者安全つえ・歩行補助つえ等の購入及び修理に要する費用の一部を支給する。ただし、一部の種類については愛知県西三河児童・障害者相談センターによる支給判定が必要となる。

平成12年度には介護保険制度が開始され、介護保険での福祉用具貸与の対象となる品目は補装具費支給から除外され、また、平成18年10月から障がい者自立支援法の施行により対象品目の見直しが行われた。平成22年度から、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は0円となった。平成30年度から、法律の一部改正により補装具費の支給に借受けも追加となった。

年度	29	30	元	2	3
給付・修理件数	752	708	746	769	652

(2) 日常生活用具の給付

障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、視覚障がい者用時計・特殊寝台・たん吸引器等の給付をする。なお、交付にあたっては、原則1割負担。所得に応じた上限負担額が定められている。

補装具と同様に介護保険制度の開始により平成12年度以降給付件数が大幅に減少したが、平成15年度以降増加傾向にある。平成18年10月から障がい者自立支援法により、ストーマ用装具等の補装具が日常生活用具に組替えされた。平成22年度から障がい福祉サービス利用者負担と合わせて、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は0円となった。

年度	29	30	元	2	3
給付件数	4,256	4,298	4,350	4,614	5,202

(3) 自立支援医療費(更生医療)の支給

18歳以上の身体障がい者手帳所持者を対象とし、その障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や投薬等に係る医療費の支給を行っている。支給医療は人工透析が大半を占め、そのほかに腎移植後の抗免疫療法、人工関節置換、免疫機能に係る薬物療法などの医療がある。

年度	29	30	元	2	3
給付件数	833	837	878	923	1098

◆ 助成制度

(1) 障がい者タクシー料金助成

障がい者が公共交通機関又は自家用車等による移動が困難なためタクシーを利用する場合にタクシー料金の一部を助成した。なお、平成12年度から精神障がい者保健福祉手帳所持者も助成対象に加えた。また、平成15年度から助成方法を半額助成とした。

障がい種別	29		30		元		2		3	
	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数
身体障がい者	10,469	7,574	10,354	7,651	10,399	7,630	10,342	7,546	10,213	7,388
知的障がい者	1,779	1,169	1,847	1,206	1,886	1,205	1,904	1,168	1,941	1,183
精神障がい者	2,228	1,594	2,389	1,727	2,569	1,787	2,698	1,869	2,939	2,059
計	14,476	10,337	14,590	10,584	14,854	10,622	14,944	10,583	15,093	10,630

(2) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者で、運転免許証に付された「免許の条件」に応じ、操行装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成する。

年度	29	30	元	2	3
助成件数	15	16	19	16	8

(3) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が運転免許証取得のために要した費用の一部を助成する。

年度	29	30	元	2	3
助成者数	11	9	8	8	5

(4) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業

心身障がい者の保護者の相互扶助制度である愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方に、掛金の一部を助成する。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	67	69	73	83	93

(5) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業

中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上など、難聴児の成長を支援する。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
助成件数	22	24	24	15	25

◆ 日常生活

(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）

在宅の重度心身障がい者に対する寝具の貸与及び寝具の定期的なクリーニング・消毒・乾燥を通して、衛生的な環境を保持する。なお、自己所有の寝具のクリーニング・消毒・乾燥のみの利用もできる。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	42	43	40	39	45

(2) 緊急通報システム設置事業

身体障がい者手帳1、2級でひとり暮らしの者に緊急通報システム機器を貸与するとともに、消防署の受信システムに利用者情報を登録することにより、生活の安全確保を図っている。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	23	17	17	17	23

(3) 福祉電話訪問事業

ひとり暮らしの在宅重度心身障がい者の安否確認や、孤独感の解消を図るために、週1回電話訪問を行っている。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	2	1	1	1	1

(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

（各年度末現在）

年度	29	30	元	2	3
利用者数	40	26	26	30	28
延べ配食数	5,097	7,109	6,171	5,791	5,941

(5) 移動入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい児(者)に対し、移動入浴車を派遣する。

（各年度末現在）

年度	29	30	元	2	3
利用者数	71	70	73	71	62

(6) 点字広報・声の広報

月1回発行の「広報とよた」の点字版及び音訳版によるサービスを実施。それぞれ自宅へ郵送する。

利用者数

（各年度末現在）

年度	29	30	元	2	3
点字広報	57	56	56	55	55
声の広報	52	51	48	42	41

(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣

聴覚・言語障がい者の市役所での相談・手続きを容易にするために手話通訳者を設置する。また、病院や公共機関等へ出かける場合で手話通訳・要約筆記が必要な場合に通訳者等を派遣する。

年度	29	30	元	2	3
手話通訳	690	629	576	539	603
要約筆記	72	35	23	40	47

(8) ホームヘルパー

日常生活に支障のある障がい児(者)の居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院の介助等を行う。平成12年度に介護保険制度が開始され、介護保険対象者が対象から除かれたため、平成12年度には大きく減少したが、平成15年度の支援費制度の開始により知的障がい児(者)を中心に利用者が増加した。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。また、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の方が加わった。

（各年度末現在）

年度	29	30	元	2	3
利用者数	338	329	350	345	377

(9) 移動支援

重度の視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)、知的障がい児(者)及び精神障がい者で外出することが困難な方が外出される場合に、ヘルパーの派遣を実施する。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによる制度が始まった。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	394	373	241	223	260

(10) 同行援護

視覚障がい児(者)で外出することが困難な方が外出される場合に、移動に必要な情報の提供、移動に必要な支援をヘルパーが実施する。平成23年10月の障がい者自立支援法の改正により、新たに障がい福祉サービスに加わった。

(各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数	50	49	51	53	54

(11) 障がい者教養教室

障がい者手帳の所持者を対象に、絵画・華道・手芸・料理等の教室を実施する。また、障がい者の作品を展示する「障がい者作品展」を年1回開催している。

年度	29	30	元	2	3
延べ受講者数	2,949	2,737	3,061	1,676	1,902

(12) 福祉車両による移送サービス

車いす・電動車いすなどを利用しているため、公共交通機関による移動が困難な障がい者の移動手段を確保するために、リフト付き福祉車両による移送サービスを平成14年7月から開始した。このサービスは、「暖」通所者の送迎車両の空き時間を利用して実施しているもので、事前に登録した者の通院・買い物等での外出を支援するものである。なお、平成16年度からは1台を専用車とし運行している。

年度	29	30	元	2	3
送迎回数	1,174	1,364	1,366	1,008	876

(13) 訪問理美容サービス

外出が困難な在宅の障がい者が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を最大6枚/年まで交付する。

年度	29	30	元	2	3
申請者数	25	28	34	37	44
利用回数	55	75	73	77	91

(14) 障がい者相談支援事業

障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援することを目的とする。

障がい者自立支援法施行により、平成 19 年度から知的障がい者生活支援事業、市町村障がい者生活支援事業を統合して実施した。平成 24 年度からは市内 8 法人に委託して実施している。

実績件数

年度	元	2	3
福祉サービスの利用等に関する支援	7,183	6,306	7,869
障がいや病状の理解に関する支援	864	791	1,152
健康・医療に関する支援	1,086	869	1,032
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,447	1,333	1,360
保育・教育に関する支援	304	247	242
家族関係・人間関係に関する支援	735	500	606
家計・経済に関する支援	307	390	379
生活技術に関する支援	714	869	691
就労に関する支援	300	332	527
社会参加・余暇活動に関する支援	476	164	252
権利擁護に関する支援	99	204	99
その他	1,194	898	912
合計	14,709	12,903	15,121

(15) 障がい者虐待

平成 24 年 10 月に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市は障がい者虐待対応の窓口等となる「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすこととなった。通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導および助言、広報啓発活動等を実施している。

障がい者虐待の通報・届出件数及び虐待認定件数

内容		年度				
		29	30	元	2	3
実人数(人)	通報・届出	23	12	23	11	15
	認定	9	8	9	2	5
身体的虐待(件)	通報・届出	12	8	13	8	11
	認定	7	6	7	2	5
放棄・放任(件)	通報・届出	2	1	3	—	1
	認定	—	—	—	—	—
性的虐待(件)	通報・届出	1	—	3	—	—
	認定	—	—	3	—	—
心理的虐待(件)	通報・届出	6	4	5	—	3
	認定	2	4	1	—	—
経済的虐待(件)	通報・届出	3	3	4	4	—
	認定	—	2	1	1	—
合計(件)	通報・届出	24	16	28	12	15
	認定	9	12	12	3	5

注：1 人に対して複数内容の虐待があった場合は、それぞれの件数にカウントする

◆ 施設

(1) ショートステイ

在宅の障がい児(者)を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合及び障がい児(者)の生活訓練等の指導が必要となった場合に、障がい児(者)を施設に短期間入所させることにより、その福祉の向上をはかることを目的とする。

平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により 3 障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。

年度	29	30	元	2	3
延べ利用日数	11,333	12,531	12,834	9,563	10,859

(2) 日中一時支援事業

障がい児(者)の主に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練、日常生活訓練、生産活動などの支援を行う。平成 18 年 10 月から実施が開始された。

利用者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
地域生活支援デイサービス	116	85	75	72	63
日中短期入所	145	179	143	121	106

(3) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)及び身体障がい児(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。平成 12 年 10 月から、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ委託し、豊田市こども発達センターにて実施されている。

事業別実施件数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
在宅支援訪問療育等指導事業	17	28	969	648	796
在宅支援外来療育等指導事業	26,483	21,027	15,602	12,882	16,831
施設支援一般指導事業	375	702	704	336	706

(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者

利用者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
生活介護	704	728	778	789	834
就労継続支援 A 型	172	152	158	174	172
就労継続支援 B 型	375	412	459	491	570
就労移行支援	118	114	134	175	166
施設入所支援	228	234	234	235	228
療養介護	26	33	34	34	34

(5) グループホーム

障がい者に生活の場を提供し、食事等の日常生活援助を行うことにより、地域社会における自立生活を助長した。グループホームが日常生活の拠点となり、そこで障がい者本人の社会参加がなされている。

利用者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
グループホーム	167	196	215	238	291

(6) 児童福祉法による障がい児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行った。平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により開始した。

利用者数 (各年度末現在)

年度	29	30	元	2	3
児童発達支援	143	171	177	207	265
医療型児童発達支援	29	—	1	1	—
放課後等デイサービス	491	566	609	656	714
保育所等訪問支援	—	1	—	4	6

(7) 児童発達支援センター

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重度心身障がい児を対象に、個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集团的、個別的に早い段階から適切な指導を行った。

契約児数 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	29	30	元	2	3	
ひまわり(知的障がい及び発達障がい)	50	50	50	50	50	
たんぽぽ(肢体不自由)	34	40	38	33	35	
なのはな	なのはな(難聴)	19	13	11	13	16
	ちょうちょ・とんぼ(知的障がい)	20	20	20	20	20
計	123	126	121	114	121	

6 母子保健・児童福祉

◆ 母子健康手帳交付

母子保健法第16条により妊娠の届出をした妊婦に対して、妊娠・出産及び育児に関する一貫した健康管理と、妊娠から乳幼児期に関する保健及び育児の情報を提供するために、手帳を交付している。

新規交付状況

対象者	交付回数	交付会場	交付数
市内在住の妊婦	随時交付	子ども家庭課窓口	3,118件

新規交付時週数別状況

妊娠週数	交付数(件)	妊婦数(人)(出生済を含む)			
		初産	経産1回	経産2回	経産3回以上
11週以下	2,997	1,363	1,124	370	100
12～19週	100	42	34	13	9
20～27週	15	6	3	4	2
28週以上	3	2	—	—	1
出生済	3	1	1	—	1
不明	—	—	—	—	—
計	3,118	1,414	1,162	387	113
令和3年度新規交付妊婦数(実数)		合計			3,076
再掲	若年初妊婦(20歳未満)	15			
	高齢初妊婦(40歳以上)	34			
	双胎妊婦	40	17	15	7
	3胎以上妊婦	1	1	—	—

注：手帳は、子ども一人につき一冊交付(例：双胎の場合は、手帳交付数2、妊婦数1)

外国語版交付状況(再掲)

種類	元年度	2年度	3年度
ポルトガル語	118	75	70
英語	70	63	59
中国語	21	10	15
タガログ語	7	9	5
スペイン語	9	9	13
ハングル語	2	1	1
タイ語	4	4	1
インドネシア語	11	7	11
ベトナム語	41	53	50
合計	283	231	225

注：転入交付・再交付含む

◆ 利用者支援事業(母子保健型)

平成27年度から、子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、利用者支援事業(母子保健型)を開始した。妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーター(保健師)が専門的な見地から相談支援等を実施し、ケアプランに基づき関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制を強化した。

令和3年度妊娠届出書からの情報(アンケート含む)に基づく状況(件)

市内医療機関へ情報提供 1)	264 (8.6%)
特定妊婦 2)	152 (4.9%)

注1)情報提供の基準を変更

注2)妊娠期からの継続的な支援を特に必要と認めた妊婦

令和元年度から抽出方法変更(ハイリスク妊婦除く)

◆ 健康教育・啓発

妊産婦並びに乳幼児から中学生までの健康保持及び増進のために、各種健康教室・啓発事業を行っている。

(1) パパママ教室

平成26年度から保健師の講話と管理栄養士の講話に分け、月1回の頻度で教室を開催していた(90分/回)が、令和2年度から保健師と管理栄養士の講話を同時に実施するようにした。

令和3年度は、4部制で各15組の定員にし、計7回実施した。主な内容は妊娠中の健康管理等や妊娠中の食生活についてなどである。妊婦の総受講者数は269人。全受講者数に占める夫の受講割合は49.5%、全単胎初妊婦数に占める初妊婦の受講割合は19.2%である。

参加者数	妊婦	配偶者	初産婦	経産婦	妊娠 初期	妊娠 中期	妊娠 後期	10代 再掲	場所
533	269	264	268	1	34	165	70	1	豊田市保健センター

(2) 多胎パパママ教室

多胎を妊娠した妊婦が身体的・精神的に安定した妊娠・出産・育児を迎えるため、多胎を妊娠した妊婦及びその家族を対象に平成31年2月より開始。主な内容は多胎の妊娠出産経過や家族の役割、多胎児親の会の紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
多胎を妊娠している 妊婦とその家族	4回	妊婦 24 夫 23 その他(妊婦の父母) 8	豊田市保健センター

(3) 2ndマタニティ教室

経産婦が抱える育児不安に 대응するため、第2子以降の出産を控えた親を対象とした教室を平成20年9月より隔月で開始。平成25年度は毎月実施したが、受講者数が定員に満たない月が多かったため、平成26年度から隔月で開催。令和3年度は、2部制で1部15組、2部10組の定員とした。主な内容は、保育士による第1子へのかかわり方(気持ちや行動の変化への対応)に関する講話、子育て支援サービスの紹介などである。

対象者	回数	受講者数	場所
第2子以降出産予定の 妊婦とその家族	6回	妊婦 102 夫 1	豊田市保健センター

(4) 離乳食・幼児食教室における管理栄養士派遣事業

離乳食及び幼児食に関する正しい知識の普及を行うことで、適切な食生活の基礎をつくり、乳幼児の健全育成を図ることへの認識を高めている。また、子育てにおける親の不安や悩みの解消のため、交流館等が開催する離乳食・幼児食教室へ管理栄養士を講師として派遣している。参加者は、講話や質疑応答を通して、日頃の食生活を振り返り、離乳食・幼児食教室を食生活に関する不安や悩みの解消の場としている。

派遣先	回数		
	元年度	2年度	3年度
自主グループ	—	—	2
交流館	1	—	1
子育て支援センター	20	—	15
その他	—	—	—
合計	21	—	18

区分	受講者数		
	元年度	2年度	3年度
乳児	215	—	64
幼児	14	—	15
親	233	—	80
合計	462	—	159

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部未実施。

(5) 思春期教育

ア. 思春期教室「自分の体と心を知る」

平成24年度から、市内中学3年生を対象に開始。自分の体と心の変化のメカニズムを知り、男女の「性」について正しく理解すること、また、自分の存在や恋愛、結婚を肯定的に捉えたり、男女が互いに尊重し合ったりする気持ちを養うことを目的に実施している。令和3年度は合計26校、3,852人(122クラス)に実施した。

実施校	高橋1)	稲武	旭	若園	保見2)	前林2)	井郷
生徒数(クラス数)	484(16)	10(1)	10(1)	123(4)	105(3)	201(6)	149(5)
	益富	藤岡南	豊南2)	竜神	末野原	高岡	猿投台
	100(3)	99(3)	233(7)	228(7)	220(7)	160(5)	149(5)
	崇化館	足助3)	逢妻	小原	藤岡	梅坪台	上郷
	183(6)	137(4)	277(8)	13(1)	92(3)	106(4)	176(5)
	美里	浄水	下山	石野	松平2)		
	216(7)	210(6)	30(1)	34(1)	107(3)		

注 1)2、3年生を対象にして実施

2)2年生を対象にして実施

3)1、3年生を対象にして実施

イ. その他の思春期教育

- ・ 則定小学校にて、4年生に実施(生徒数6人)
- ・ 本城小学校にて、1、2年生に実施(生徒数7人)

- ・旭中学校のPTA講演会にて、1、2、3年生と保護者に実施（生徒数40人、保護者数30人）
- ・赤ちゃん人形等の貸し出しを実施（中学校 2校）

(6) SIDS(乳幼児突然死症候群)啓発事業

SIDSの予防啓発として11月の予防強化月間には、3、4か月児健康診査時にリーフレットを配布し、豊田市保健センター・地域保健課においてポスター掲示を行った。また、市役所本庁電光掲示板と市ホームページへの予防啓発文の掲載を実施した。今後も、適切な時期により多くの市民や母子保健関係者に対して予防啓発を行い、SIDSの予防に努めていく。

(7) 出前講座

各交流館、子育て支援センター、自主サークル等地域で活動している市民グループに対し、保健師が子育てや健康づくり等について講話や相談を実施し、知識の普及啓発を行うとともに、地域でのネットワークづくりができるよう支援した。

派遣先		元年度	2年度	3年度
自主グループ	回数	2	—	—
	受講組数	33	—	—
交流館	回数	5	—	—
	受講組数	67	—	—
子育て支援センター	回数	8	—	—
	受講組数	104	—	—
その他	回数	2	—	—
	受講組数	9	—	—
合計	回数	17	—	—
	受講組数	213	—	—

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(8) 母子保健事業従事者早期療育推進研修会

豊田市心身障がい児早期療育推進委員会の要綱に基づき、資質の向上のため、平成17年度から、母子保健事業の従事者に対して実習及び研修会を開催している。

	内容	受講人数
実習	施設療育実習（緊急事態宣言中は中止、保育課は不参加） 豊田市こども発達センター 2日間 おひさま 2日間	22
研修会	「発達障がいと乳幼児健診時の観察のポイント」 〔講師〕 豊田市こども発達センター のぞみ診療所 臨床心理士 松浦 利明氏 情報提供	82
	「乳幼児健診における難聴児への対応」 〔講師〕 豊田市こども発達センター なのはな 言語聴覚士 大原 朋美氏	
	「個々の発達に応じた助言と保護者支援」 〔講師〕 豊田市こども発達センター のぞみ診療所 臨床心理士 新美 恵里子 氏	73

(9) ふれあい子育て教室

平成 27 年 10 月から 1 歳を迎えた誕生日の児とその保護者を対象とし、親子で楽しみながら学ぶ教室(講話・親子遊び)を実施している。令和 2 年度から対象を生後 10 か月から 1 歳になった児とその保護者に変更した。令和 3 年度は、2 部制で 1 部 15 組、2 部 10 組の定員とし実施した。

対象者	回数	受講数	場所
10 か月～1 歳の誕生日を迎えた児とその親	12 回	217 組	豊田市保健センター

◆ 自主グループ支援

自主グループ活動を支援することにより、自立と共助のもとで親育ちを支援する事業を推進する。

(1) 多胎児のつどい

多胎児を持つ親(妊娠中の方や里帰り中の方も含む)同士が多胎の子育てならではの不安・疑問等を共有することで、前向きな気持ちを持てるよう活動している。「ダブルエッグ」は平成 20 年 10 月から会場を市役所から志賀子どもつどいの広場へ変更して開催。「ぶるぶる smile」は令和元年 10 月から浄水交流館で活動を開始している。

事業名	開催回数	親の参加延べ人数	場 所
ダブルエッグ	15	132	志賀子どもつどいの広場
ぶるぶる smile	12	89	浄水交流館

注：「ぶるぶるネットあいち」が「ダブルエッグ」、「ぶるぶる smile」を運営

(2) アレルギー児を持つ親の会

平成 21 年度から会場をとよた子育て総合支援センターに移し、情報交換を中心に活動している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、会のメッセージアプリのグループを利用している保護者はアレルギーの情報交換を不定期で行っている。情報交換の内容はアレルギー対応食が販売されている店舗や給食について園や学校との相談方法などが多い。参加希望の市民から子ども家庭課に問合せがあると、代表者などに相談し、子ども家庭課から会のメッセージアプリのグループに招待する形をとった。

◆ 母子保健推進員

豊田市では養成講座受講者からの積極的な取り組みにより平成 13 年に「豊田市母子保健推進員の会」が発足。以来、母子保健事業を支える重要なパートナーとして活動を続けている。

母子保健推進員数（令和 4 年 4 月現在）	
188	(再掲) おめでとう訪問員数
	70

(1) 母子保健推進員・おめでとう訪問員養成講座

地域とのつながりや人間関係等が希薄化しているといわれる近年、子どもを生み育てる環境が大きく変化し、子育てへの不安をもつ親や孤立化している親が少なくない。そこで安心して子育てができる地域社会と、身近な育児の相談者として「子育て支援の人材育成」をめざし、平成 11 年度から母子保

健推進員の養成を開始した。養成講座修了後は、「豊田市母子保健推進員の会」へ所属し、母子保健推進員として活動する。

また、「豊田市おめでとう訪問」事業の実施にあたり、訪問の目的、目標の共通理解を図り、訪問に必要な基本的技術を身に付けるために、母子保健推進員の中から平成17年度から「おめでとう訪問員養成講座」を開始した。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、養成講座を12回から6回に短縮し実施。

回	日程	内容	講師
1	7月12日	母子保健推進員の活動 絵本の読み聞かせ	母子保健推進員 こども図書室
2	8月3日	子どもの身体発達と病気のみかた	小児科医
3	8月23日	遊びの実践 活動のための実習	保育士 母子保健推進員
4	9月6日	おめでとう訪問概要 コミュニケーション技法・ロールプレイなど	ファシリテーター 保健師
5	9月27日	子どもの精神発達と親子関係	臨床心理士
6	10月4日	今後の母子保健推進員の活動	母子保健推進員 保健師

注：上記の内容のほか、乳幼児健診、おめでとう訪問などの見学・実習も実施。

養成講座修了者	
24	(再掲) おめでとう訪問員数
	18

(2) 妊婦さん電話

妊婦が間近に迫る出産や産後の生活、育児等について不安を軽減し、安心して出産、産後の生活を送ることができるように支援することを目的とし、令和3年度9月より実施している。

年度	対象件数	実施件数
3	1,676	1,356

(3) おめでとう訪問員研修

おめでとう訪問員を対象に、基本的な訪問技術に関する知識の提供や子育て情報等の共通理解を図り、また訪問員の不安の解消に努める目的で実施。今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、2日に分けて実施した。

回	日程	内容	参加人数
1	11月1日 11月22日	虐待防止研修	77
2	12月7日 12月21日	交通安全研修	62

(4) おめでとう訪問事業

育児不安感が高くなるおおむね生後1~3か月の乳児(平成24年度から全出生児対象)を持つ子育て家庭に対して、母子保健推進員による家庭訪問を実施し、育児の孤立防止及び育児不安の軽減を図る。また、地域や市の子育て情報や地域での支援の状況を伝えることにより、地域における子育て互助機能の再構築を図ることを目的とする。令和3年度は、令和4年2月から全戸訪問を再開した。再開ま

では、第2子以降を電話支援により対応した。

年度	地区数	訪問中学校区名	対象件数	訪問件数
29		市内全中学校地区全出生児対象	3,769	3,686
30			3,548	3,482
元			3,165	2,979
2	全地区	市内全中学校地区の第1子出生児のみ対象 ※第2子以降の出生児については電話支援を実施 (2,565件)	570	520
3		令和4年2月から全出生児対象。1月までは市内全中学校地区の第1子出生児のみ対象とし、第2子以降の出生児については電話支援を実施(1,351件)	1,640	1,538

(5) 「豊田市母子保健推進員の会」の活動支援

豊田市母子保健推進員の会会員は、養成講座受講後も定期的に研修を重ね、推進員の質の向上に努めている。市は、会の活動が充実するように、アドバイザーとして支援を行った。

- ・総会…1回、役員会…13回、運営委員会…13回
- ・子育て支援センター視察研修(新会員対象)…1回
- ・令和3年度健やか親子21全国大会はオンラインで参加
- ・20周年記念講演会実施

母子保健推進員の活動状況

事業(活動)名	回数	延べ参加人数
乳幼児健診(3、4か月児・1歳6か月・3歳)	192	394
パパママ教室	13	26
多胎パパママ教室	2	7
2ndマタニティ教室	6	18
ふれあい子育て教室	12	24
子育て支援センター育児相談(19か所)	74	189
子育て支援センター託児(15か所)	46	113
合計	345	771

◆ 児童虐待予防対策

市内小中学校、こども園等の児童生徒、保護者、職員を対象に児童虐待防止教育を実施した。また、育児に不安を持つ母親や10代の母親を対象に、グループワークや講話を実施し、育児不安等を軽減する教室を開催した。

(1) 児童虐待防止教育

子どもが虐待、誘拐、性犯罪、深刻化するいじめ等の様々な暴力を未然に防ぐための具体的な方法を学ぶこと、また保護者や学校関係者等が子どもに向けられる暴力への知識をもち、適切な対応ができるようにする方法を学ぶことを目的に、平成17年度から豊田市内の小中学校、こども園等を対象に教育を実施した。教育は、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)センター・JAPANに登録のある団体に講師を依頼して実施した。

<受講人数>

年度	29	30	元	2	3
子どもワークショップ(人)	2,097	1,451	1,512	444	671
保護者ワークショップ(人)	529	582	575	104	52
教職員ワークショップ(人)	429	553	616	215	404
合計(人)	3,055	2,586	2,703	763	1,127

<ワークショップ実施延べ回数>

年度	29	30	元	2	3
こども園(回)	83	82	80	33	41
小学校(回)	59	36	40	12	18
中学校(回)	1	—	1	—	—
その他(回)	3	4	7	4	4
合計(回)	146	122	128	49	63

<実施校数推移>

年度	29	30	元	2	3
こども園(園)	25	24	24	10	15
小学校(校)	16	10	11	5	5
中学校(校)	1	—	1	—	—
その他(か所)	3	3	6	3	3
合計(か所)	45	37	42	18	23

(2) ママの子育てを支援する会(育児不安の保護者グループの支援)

平成14年度から、豊田市・旧東西加茂地域の市町村で「豊田加茂地域育児不安の保護者グループ支援協議会」を設置し運営してきたが、平成17年度からは、事業の実施主体は豊田市となり、会の運営は家庭児童相談室が行い、令和3年度は24回実施した。子ども達と別の部屋で、育児の不安や悩みを親同士で自由に語り合うことにより、参加者からは、「自分の気持ちを素直に話せた。悩みを言える場がある。」「イライラが減った。子を叩く事が減った。」などの感想が寄せられている。

ママの子育てを支援する会参加状況

親(人)			子ども(人)		
実人数	延べ人数	1回平均	実人数	延べ人数	1回平均
20	134	11.1	26	141	11.7

参加者の紹介経路

子ども家庭課・地域保健課(人)			子育て支援センター(人)	こども発達センター(人)	その他(人)
乳幼児健診	育児相談	電話相談他			
1	10	9	—	—	—

(3) みんな悩みは一緒！子育てが楽しくなる教室

ノーバディーズパーフェクト講座に代わる教室として、5歳未満の子を子育てしている親で、日々の生活の中で孤立感を感じたり、育児に不安感を抱いたりしている方を対象に令和2年度途中(令和3年1月)から開催している。令和2年度については、柳川瀬子どもつどいの広場において、1クール4回、母子同室での開催とした。令和3年度は、とよた子育て総合支援センターと柳川瀬子どもつどいの広場の2回会場で1クール5回と増やして開催した。「食事・癇癪・私のイライラ」とテーマを決めてファシリテーターの進行により保護者同士悩みを共有し話し合いを行った。

	会 場	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	合計
実人数 (親)	あいあい	2	2	4	2	3	延べ 13 実人員 4
	にこにこ	4	5	4	5	5	延べ 23 実人員 6

◆ 相談・訪問指導

相談事業としては、地域保健課及び子育て支援センターでの育児健康相談、電話相談、保健師・助産師の家庭訪問、心理相談を行っている。そのうち市内 16 か所の子育て支援センターでは、保健師と管理栄養士が子育ての悩みに応じてを予約制で実施している。

(1) 育児健康相談（来所・電話）

育児健康相談は、発育や病気、育児全般についての相談ができる窓口として、地域保健課及び子育て支援センターでの来所相談と電話相談を実施している。

育児相談状況

事業名		延べ人数	延べ件数	件数内訳	備考
電話相談		237	325	乳児 140 幼児 158 小中高学生 12 妊産婦 15	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝日・年末年始を除く)
来所相談	相談	846	1,691	乳児 868 幼児 818 小中高生 5 妊産婦 0	保健師・管理栄養士による相談、地域保健課窓口及び子育て支援センターで実施
	身体計測のみ	1,067	—	—	子育て支援センターで実施

相談内容

項目	来所相談(件数)				要継続者 (再掲)	電話相談(件数)				要継続者 (再掲)
	乳児	幼児	小中高生	妊産婦		乳児	幼児	小中高生	妊産婦	
発育	254	254	—	—	—	13	6	—	—	1
発達	56	113	—	—	2	12	34	1	—	—
健康	33	20	—	—	—	19	12	—	2	—
しつけ	5	20	—	—	—	3	13	1	—	—
基本的な生活習慣	516	390	2	—	4	88	75	—	—	2
家族関係	—	4	—	—	—	—	4	2	—	—
子育て不安・ストレス	3	14	2	—	—	5	11	7	—	1
就労との両立	—	3	—	—	—	—	1	—	2	—
経済的問題	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て以外の家族関係	1	—	1	—	—	—	—	1	1	—
近所付き合い	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域的な問題	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養護相談	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ネグレクト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不登校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
思春期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
妊娠・出産	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—
産後の健康	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
母親の健康	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	868	818	5	—	6	140	156	12	15	4

注 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止期間あり。

(2) こども相談1・2

平成25年度まで実施していた心理個別相談(おたまじゃくし)とこども相談が、どちらも心理士の個別相談により支援につなげている事業であるため、両者を比較検討した上で「こども相談1・2」という一つの事業として開始した。

児の発達に関する心配や養育者自身の育児不安・負担感のある者、要観察児の養育者に対し、心理士との個別相談を通じて、育児不安や負担感を軽減し、必要な育児支援に繋げていくことを目的としている。

こども相談者1・2の状況(延べ人数)

	性別	参加組数	指導後の方針				助言終了
			継続指導				
			通園療育施設「あおぞら」支援	発達センター受診勧奨	地区担当保健師訪問・電話	その他(健診時確認等)	
1歳代	男	1	—	1	—	—	—
	女	3	—	—	3	—	—
2歳代	男	8	6	1	1	—	—
	女	3	2	—	—	1	—
3歳代	男	3	1	—	1	1	—
	女	2	1	—	—	—	1
4歳代	男	2	—	—	—	—	2
	女	2	—	—	—	—	2
5歳以上	男	2	—	—	—	—	2
	女	1	—	—	—	—	1
合計		27	10	2	5	2	8

(3) 妊産婦、低出生体重児、新生児、乳幼児訪問

18歳以下の産婦または35歳以上の初産婦、双子以上の子を持つ産婦、育児不安等で訪問の希望があった妊産婦、低出生体重児、母子連絡票により医療機関から情報提供のあった対象者等に対して、保健師・助産師等が訪問指導を行っている。

また、各種健康診査や育児相談等で、発達について心配のある人や、育児不安の強い人に対して保健師や助産師が家庭訪問を実施し、個々に応じた育児や発達等についての相談助言を継続的に実施するとともに、必要に応じて関係機関等に連絡調整を行っている。

委託保健師・助産師による訪問指導状況（延べ人数：里帰り等の市内に住民票の無いものを含む）

年度		妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
元	保健師	—	65	32	34	4	1,434
	助産師	—	643	275	381	—	
2	保健師	—	—	—	—	—	1,107
	助産師	—	574	183	350	—	
3	保健師	—	—	—	—	—	1,173
	助産師	—	574	147	452	—	

出生体重・週数の状況（2020年生まれ）

出生体重・週数区分		対象人数	指導人数
1,000g未満	37週未満	4	4
	37週以上	—	—
	週数不明	1	1
1,500g未満	37週未満	19	18
	37週以上	—	—
	週数不明	—	—
2,000g未満	37週未満	29	29
	37週以上	4	4
	週数不明	1	1
2,500g未満	37週未満	74	64
	37週以上	173	132
	週数不明	11	3
2,500g以上	37週未満	68	37
	37週以上	2,879	872
	週数不明	171	66
不明	37週未満	—	—
	37週以上	—	—
	週数不明	50	14
合計		3,484	1,245

要指導者等の訪問指導件数（委託保健師・助産師訪問再掲含む）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	合計
元	190	1,237	568	1,051	619	3,665
2	97	756	373	798	411	2,435
3	92	811	322	1,029	365	2,619

注：延べ人数・里帰り等市内に住民票のないものを含む

要指導者等の電話指導件数（保健師が対応）

年度	妊婦	産婦	未熟児	乳児	幼児	その他	合計
2	228	119	378	1,164	3,845	33	5,767
3	275	185	331	1,200	4,160	—	6,151

(4) 不妊症・不育症相談

平成 28 年度から不妊症・不育症相談を開始。市内在住の方を対象に、「不妊症・不育症」について、不妊症看護認定看護師による無料面接相談を実施。

年度	29	30	元	2	3
不妊症相談(件)	13	6	9	7	9
不育症相談(件)	1	—	—	2	—

◆ 母子連絡票

平成 16 年度から母子連絡票を使用し、医療機関からの連絡を受け、早期に家庭訪問を実施し、養育支援をしている。

医療機関からの送付状況（豊田市に里帰りしている人への連絡票含む）

年度	29	30	元	2	3
件数	251	388	463	487	452

◆ 妊産婦・乳幼児健康診査

母体や胎児の健康管理の充実を図るため、公費助成による健康診査を実施している。

また、疾病や発達のスクリーニング、健康増進、育児支援等を目的として 3、4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を集団方式で実施している。健康診査実施時に支援が必要と思われる児に対しては、発達支援や親の育児不安や負担感の軽減及び養育環境の改善を図ること等を目的に、事後教室や地区担当保健師による個別支援を行っている。

(1) 妊産婦・乳児健康診査(医療機関等)

安全に安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊娠中の健康診査については平成 20 年 4 月から大幅に追加し、14 回分の「妊婦健康診査受診票」を交付し、産後に関しては平成 21 年 4 月以降「産婦健康診査受診票」を交付することで助成を行い、妊産婦健康診査の受診を促している。また、平成 23 年 4 月には HTLV-1、クラミジア検査をさらに追加することで、妊婦健康診査の充実を図っている。乳児期においては、「乳児健康診査受診票①②」を交付し、医療機関にて、生後 1 か月頃と生後 6～10 か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行っている。また、令和 3 年 4 月には、「産婦健康診査受診票②」及び「新生児聴覚検査受診票」の交付を開始した。さらに、令和 3 年 4 月、多胎妊婦については、「妊婦健康診査受診票④⑤⑥⑦⑫」の追加交付を開始した。

妊婦健診(医療機関等)実施状況

事業名	受診者数	異常あり		要観察		備考
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	
子宮頸がん	2,944	16	0.5	87	3.0	
妊婦健診①	3,032	244	8.0	95	3.1	超音波・初回血液検査
妊婦健診②	2,984	49	1.6	101	3.4	
妊婦健診③	2,932	55	1.9	102	3.5	
妊婦健診④	2,947	59	2.0	133	4.5	超音波検査
妊婦健診⑤	2,968	118	4.0	129	4.3	
妊婦健診⑥	2,927	113	3.9	114	3.9	
妊婦健診⑦	2,937	126	4.3	105	3.6	
妊婦健診⑧	2,935	848	28.9	110	3.7	超音波・血算・血糖・HTLV-1・肝炎検査
妊婦健診⑨	2,891	126	4.4	88	3.0	
妊婦健診⑩	2,961	133	4.5	79	2.7	G B S 検査
妊婦健診⑪	2,755	69	2.5	78	2.8	
妊婦健診⑫	2,874	701	24.4	93	3.2	超音波・血算検査
妊婦健診⑬	2,386	63	2.6	51	2.1	
妊婦健診⑭	1,728	30	1.7	19	1.1	
合計	42,201	2,750	6.5	1,384	3.3	

産婦(医療機関等)実施状況

事業名	受診者数	異常あり		要観察	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)
産婦健診①	3,101	249	8.0	96	3.1
産婦健診②	914	73	8.0	27	3.0
合計	4,015	322	8.0	123	3.1

産後うつスクリーニング

エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)を活用したスクリーニングを平成 30 年度から開始。この質問票により、母親の心理状態や生活状況等を把握し、うつ病の「病状」と「リスク要因」をスクリーニングし、母親への支援を適切に行うことで、育児不安の軽減や児童への虐待、自殺などの防止を図っている。

年度	元	2	3
受診者数	3,162	3,031	3,009

新生児聴覚検査(医療機関)実施状況

事業名	受診者数	要再検査	
		人数	割合(%)
新生児聴覚検査	1,053	18	1.7

乳児健診(医療機関)実施状況

事業名	受診者数	異常あり		要観察	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)
乳児健診①	2,961	177	6.0	27	0.9
乳児健診②	1,984	111	5.6	32	1.6
合計	4,945	288	5.8	59	1.2

(再掲) 豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金実績(県外及び助産所での受診分)

妊婦健診内訳														
子宮頸がん	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
9	11	14	17	16	23	29	56	28	122	217	187	206	187	147

産婦		乳児		妊産婦乳児合計	延べ人数	実人数
①	②	①	②			
217	37	198	1	1,759	292	272

(2) 3、4 か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の 3 会場(保健センター・高岡農村環境改善センター・足助支所)で 3、4 か月児を対象に、診察や育児の個別相談、離乳食、子育てについての個別指導を実施した。令和元年度より、股関節脱臼に関するアンケートを導入し、リスク内容により専門医療機関への紹介を行っている。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和 3 年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

3、4 か月児健康診査(集団)実施状況および受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	要観察実数		要観察割合 (%)	
元	3,145	3,009	95.7	897		29.8	
2	3,541	3,314	93.6	899		27.1	
3	3,058	2,944	96.3	要支援者			
				医師判定※	医師判定割合 (%)	子育て支援判定※	子育て支援判定割合 (%)
				864	29.3	247	8.4

※ 医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出し、子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出。

令和 2 年 3 月～令和 3 年 2 月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率 (%)
3,280	3,105	94.7

未受診調査理由別人数

理由	平成 30 年 3 月～ 平成 31 年 2 月 発送分	平成 31 年 3 月～ 令和 2 年 2 月 発送分	令和 2 年 3 月～ 令和 3 年 2 月 発送分
心配していない	—	1	1
忙しい	3	6	7
都合が悪い	11	8	6
他の病気のため	8	9	4
妊娠出産のため	—	—	—
自営・母就労	—	—	—
保育園・託児所	—	—	—
忘れていた	1	3	9
期限が切れた	—	1	—
病気がわかるのが怖い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	3	1	1
他の機関で受診した	10	29	51
受けたくない	—	4	1
別の検査で代用	—	—	—
治療・経過観察中	6	9	11
医師が不要と判断	—	—	—
その他	21	59	45
合計	63	130	136

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

3、4 か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者:559 人 受診者:481 人 受診率: 86.0%> (令和 2 年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
心雑音	5	心雑音	—	—	4	—
		肺動脈狭窄症	1	—	—	
股関節開排制限	407	発育性股関節形成不全	9	—	—	40
		臼蓋形成不全	6	—	—	
		股関節開排制限	29	1	322	
		股関節形成不全	1	—	—	
		亜脱臼	1	—	—	
股関節しわ左右差	2	股関節しわ左右差	—	—	2	—
下肢長の左右差	7	下肢長の左右差	1	—	5	1
長頭	1	長頭	—	—	—	1
頭囲大	13	頭囲大	9	1	2	1
頭囲小	5	頭囲小	4	—	1	—
舌の白斑	1	舌の白斑	—	—	—	1
耳介奇形	1	耳介奇形	—	—	—	1
鼻涙管閉鎖	1	鼻涙管閉鎖	—	—	—	1
鼻涙管狭窄症	1	鼻涙管狭窄症	—	—	—	1
足趾付着異常	1	左合趾症	1	—	—	—
ソケイヘルニア	1	陰のう水腫	1	—	—	—
副乳	1	副乳	—	—	—	1

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
陰のう水腫	3	陰のう水腫	2	—	1	—
停留睪丸	6	移動性睪丸	2	—	—	1
		停留睪丸	2	—	1	
移動性睪丸	3	移動性睪丸	2	—	1	—
未定額	12	発達遅滞	1	—	—	—
		運動発達遅滞	1	—	—	
		未定額	8	1	1	
斜視	5	斜視	1	1	2	—
		近視性乱視	1	—	—	
眼瞼下垂	1	眼瞼下垂	1	—	—	—
聴覚障がい疑い	6	聴覚障がい疑い	1	—	5	—
血管腫	9	血管腫	6	2	—	1
母斑	16	異所性蒙古斑	3	1	—	5
		血管腫	1	1	—	
		母斑	6	—	—	
仙骨皮膚洞	4	仙骨皮膚洞	2	—	1	1
アトピー性皮膚炎	4	湿疹	1	—	—	3
湿疹	7	湿疹	4	—	—	1
		アトピー性皮膚炎	2	—	—	
カフェオレスポット	3	カフェオレスポット	2	—	—	—
		母斑	1	—	—	
体重増加不良	42	体重増加不良	36	1	3	2
低身長	10	低身長	10	—	—	—
クリック音	6	クリック音	1	—	4	—
		発育性股関節形成不全	1	—	—	
立ち耳	1	立ち耳	1	—	—	—
黒色便	1	黒色便	—	—	—	1
睡眠時無呼吸	1	睡眠時無呼吸	1	—	—	—
嘔吐	2	嘔吐	—	—	1	1
喘鳴	2	喘鳴	1	—	1	—
眼脂	2	眼脂	2	—	—	—
臍ヘルニア	1	臍ヘルニア	—	—	1	—
ほくろ	1	母斑	1	—	—	—
舌小帯短縮症	1	舌小帯短縮症	—	1	—	—
頭部打撲	1	頭部打撲	—	—	1	—
合計	597		167	10	359	64

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあり

ウ. すくすく健康診査(3、4か月児健康診査事後要観察児健康診査)

3、4か月児健康診査で発育や発達について経過観察が必要な児に対し、健康診査から1か月後の指定日に健康診査を実施している。

受診状況

(令和3年度中にすくすく健診を受診したもの)

対象者数	受診者数	受診率(%)	他機関受診(人)	未受診(人)
154	136	88.3	15	3

受診者結果内訳

	身体面	精神面	保育面	合計
問題なし	120	—	—	120
要指導	10	1	1	12
要観察	2	—	—	2
要精検	25	—	—	25

注：診断結果が1件について2項目以上になる場合もあり

(3) 1歳6か月児健康診査

ア. 集団方式

市内の3会場(保健センター・高岡農村環境改善センター・足助支所)で1歳6か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や歯科の個別指導を実施した。

平成12年度からは心理相談員、平成13年度からは保育士をスタッフに加え、健診の充実を図った。また、平成16年度からは、むし歯予防教室を盛り込み、歯科指導を強化し、平成28年度からは、フッ素塗布を無料にし、むし歯予防対策も強化した。愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により令和3年度から要支援者の集計方法を変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

1歳6か月児健康診査(集団)実施状況および受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要観察者実数				要観察者割合(%)	う蝕の有病者数	う蝕の有病者割合(%)	フッ素塗布者数
				要支援者							
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)				
元	3,339	3,213	96.2	1,113				34.6	25	0.8	2,889
2	3,648	3,455	94.7	1,196				34.6	30	0.8	172
3	3,271	3,151	96.3	740	23.5	2184	69.3	22	0.7	—	

注：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月以降は健診会場でのフッ素塗布を中止している。

注 1) 医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2) 子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出。

令和2年3月～令和3年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
3,341	3,201	95.8

未受診調査理由別人数

理由	平成 30 年 3 月～ 平成 31 年 2 月 発送分	平成 31 年 3 月～ 令和 2 年 2 月 発送分	令和 2 年 3 月～ 令和 3 年 2 月 発送分
心配していない	1	—	2
忙しい	14	21	16
都合が悪い	15	13	6
他の病気のため	1	8	4
妊娠出産のため	—	1	7
自営・母就労	1	—	—
保育園・託児所	—	1	1
忘れていた	5	5	5
期限が切れた	—	—	—
病気がわかるのが怖い	—	—	1
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	3	3	—
他の機関で受診した	18	23	14
受けたくない	—	1	—
治療・経過観察中	4	2	2
医師が不要と判断	—	—	—
その他	27	49	36
合計	89	127	94

イ. むし歯予防教室

むし歯予防の知識を身に付け、生活習慣の改善を図ることでむし歯の増加を防ぐことを目的に実施している。1歳6か月児健診受診者に対して、リーフレットや映像資料を用いて啓発し、また必要な児と保護者に個別指導を実施した。

実施形態	対象者	開催回数	受講者組数
資料配布	1歳6か月健診受診者	78	3,151
個別指導	1歳6か月健診でフォローが必要と判断された者	78	251

注：新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年5月から集団指導を中止。

ウ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

1歳6か月児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者:133人 受診者:90人 受診率:67.7%>

(令和2年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
心雑音	6	心雑音	1	1	4	—
股関節開排制限	1	股関節開排制限	—	—	1	—
両第4指屈曲変形	1	両第4指屈曲変形	—	—	—	1
肋骨形態異常	1	肋骨形態異常	—	—	1	—
O脚	9	ブラウント病	1	—	—	—
		O脚	4	1	3	
X脚	1	X脚	—	—	1	—
内反足	4	内反足	1	—	2	—
		股関節開排制限	1	—	—	
頭囲大	2	頭囲大	1	—	1	—
副耳	1	副耳	—	—	—	1
臍ヘルニア	4	臍ヘルニア	3	—	—	1
乳房肥大	2	乳腺肥大	—	—	—	2
陰嚢色素沈着	1	陰嚢色素沈着	1	—	—	—
陰のう水腫	2	陰のう水腫	2	—	—	—
停留辜丸	16	停留辜丸	5	—	—	2
		移動性辜丸	8	2	—	
マイクロペニス	1	包茎	1	—	—	—
未歩行	3	運動発達遅滞	2	—	—	—
		発達遅滞	1	—	—	
		精神発達遅滞	1	—	—	
歩行不安定	4	歩行不安定	2	—	—	1
		発達遅滞	1	—	—	
つま先歩き	2	つま先歩き	2	—	—	—
多動	1	多動	—	—	—	1
社会性	2	社会性	—	—	—	2
言語発達遅滞	42	言語発達遅滞	4	—	—	26
		精神発達遅滞	1	—	—	
		自閉症スペクトラム障がい	7	—	—	
		知的障がい	2	—	—	
		自閉症	5	—	—	
発語の遅れ	4	発語の遅れ	—	—	1	3
斜視	10	斜視	—	1	4	3
		間歇外斜視	2	—	—	
内斜視	1	内斜視	—	—	1	—
弱視	1	弱視	1	—	—	—
眼瞼下垂	3	眼瞼下垂	3	—	—	—
視覚障がい疑い	1	視覚障がい疑い	—	—	1	—
血管腫	1	血管腫	—	—	—	1
母斑	1	母斑	—	—	1	—

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
皮膚洞	1	皮膚洞	—	—	1	—
カフェオレスポット	1	カフェオレスポット	1	—	—	—
体重増加不良	4	体重増加不良	2	—	—	2
肥満	2	肥満	2	—	—	—
低身長	4	低身長	3	—	—	1
クリック音	1	クリック音	—	—	1	—
多飲多尿	1	多飲多尿	1	—	—	—
腹部腫瘤	1	腹部腫瘤	—	—	1	—
合計	143		72	5	24	47

注：診断結果1件について2項目以上になる場合もあり
未受診は受診待ちを含む

(4) 3歳児健康診査

ア. 集団方式

市内の2会場(保健センター・足助支所)で3歳5か月児を対象に、問診、計測、内科・歯科診察、視聴覚検査を実施し、必要な児と保護者へは、育児の個別相談や栄養の個別指導を実施した。

平成13年度後半からは視能訓練士を導入し、令和2年度からはSVSによる屈折検査を導入して、視覚検査の精度向上に努めている。また健診スタッフに、保育士、心理相談員を導入して、相談体制を充実させ、育児不安の解消や育児支援に重点を置いた健診を実施している。

令和2年度から、健診対象を3歳から3歳5か月に変更し、令和3年度から、愛知県母子健康診査マニュアルの改訂により、尿検査を廃止し、要支援者の集計方法も変更した。

未受診者に対しては、地区担当保健師が未受診調査を実施し、児の様子や育児状況の確認及び受診勧奨を行っている。

3歳児健康診査(集団)実施状況及び受診結果

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	要観察者実数		要観察者割合(%)		う蝕の有病者数	う蝕の有病割合(%)
元	3,423	3,237	94.6	1,204		37.2		275	8.5
2	2,387	2,325	97.4	723		31.1		246	10.6
3	3,507	3,320	94.7	要支援者				299	9.0
				医師判定1)	医師判定割合(%)	子育て支援判定2)	子育て支援判定割合(%)		
				1004	30.2	1300	39.2		

注：令和2年度に健診対象月齢を変更したため、当該年度の対象者数が一時的に減少している。

注 1) 医師判定は医師総合判定の「既医療」「要観察」「要精検」「要医療」を抽出

注 2) 子育て支援判定は「助言、情報提供で自ら対処可能」「保健機関の継続支援が必要」「機関連携による支援が必要」「状況確認」を抽出

令和2年3月～令和3年2月の発送者の受診可能期間終了後の状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,109	2,011	95.4

未受診調査理由別人数

理由	平成30年3月～ 平成31年2月発送分	平成31年3月～ 令和2年2月発送分	令和2年3月～ 令和3年2月発送分
心配していない	6	5	7
忙しい	15	23	7
都合が悪い	10	16	5
他の病気のため	7	9	3
妊娠出産のため	1	1	2
自営・母就労	3	5	2
保育園・託児所	—	4	3
忘れていた	5	10	11
期限が切れた	1	3	—
病気がわかるのが怖い	—	—	—
教えたくない	—	—	—
連絡がとれない	6	2	1
他の機関で受診した	11	6	10
受けたくない	3	2	—
別の検査で代用	—	—	—
治療・経過観察中	4	5	2
医師が不要と判断	—	—	—
その他	39	40	27
合計	111	131	80

イ. 精密健康診査

健康診査の結果により、精密健康診査が必要な場合は、医療機関の受診を推奨している。

精密健康診査未受診者に対しては、手紙送付や電話による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めている。

3歳児精密健康診査(医療機関紹介)受診状況

<対象者：107人 受診者：70人 受診率：65.4%>

(令和2年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
卵円孔開存	1	卵円孔開存	—	—	—	1
心疾患	1	心疾患	1	—	—	—
心雑音	5	心雑音	—	—	4	1
不整脈	1	不整脈	1	—	—	—
膝関節痛	1	膝関節痛	—	—	1	—
X脚	7	X脚	—	—	3	4
内反足	1	外反偏平足	1	—	—	—
脊椎側湾症	1	二分肋骨	1	—	—	—
臍ヘルニア	3	臍ヘルニア	3	—	—	—
停留睾丸	4	移動性睾丸	1	—	—	—
		停留睾丸	2	—	1	

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
包茎	5	包茎	2	1	—	2
多動	11	多動	—	1	—	8
		自閉症スペクトラム障がい	2	—	—	
社会性	4	社会性	—	—	—	4
自閉症スペクトラム障がい	1	自閉症スペクトラム障がい	—	—	—	1
指示理解の遅れ	1	指示理解の遅れ	—	—	—	1
言語発達遅滞	27	言語発達遅滞	1	—	2	19
		自閉症	1	—	—	
		自閉症スペクトラム障がい	4	—	—	
発音不明瞭	2	発音不明瞭	1	1	—	—
どもり	2	どもり	—	—	—	1
		自閉症	1	—	—	
発語の遅れ	1	発語の遅れ	—	—	—	1
母斑	1	異所性蒙古斑	1	—	—	—
アトピー性皮膚炎	1	アトピー性皮膚炎	1	—	—	—
体重増加不良	2	体重増加不良	2	—	—	—
肥満	13	肥満	7	1	2	3
低身長	13	低身長	9	—	—	4
尿検査異常	20	尿検査異常	17	2	1	—
合計	129		59	6	14	50

注：診断結果1件につき2項目以上になる場合もあり

未受診は受診待ちを含む

視覚精密健康診査受診状況

<対象者：216人 受診者：176人 受診率81.5%>

(令和2年度受診対象者分)

内訳	対象件数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
視力の異常	20	視力の異常	5	—	2	11
		遠視性乱視	—	1	—	
		屈折異常性弱視	1	—	—	
視覚障がい疑い	196	遠視	7	—	—	29
		近視	5	—	—	
		近視性乱視	14	—	1	
		外斜視	3	—	—	
		視覚障がい疑い	36	1	33	
		遠視性乱視	50	—	—	
		不同視弱視	3	—	—	
		雑性乱視	3	—	—	
屈折異常性弱視	28	—	—			
合計	216		155	2	36	40

注：診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあり

聴覚精密健康診査受診状況

<対象者:86人 受診者:66人 受診率:76.7%>

(令和2年度受診対象者分)

内訳	対象者数	結果マニュアル	件数			
			管理中	助言	問題なし	未受診
聴力の異常	9	聴力の異常	2	—	5	2
聴覚障がい疑い	77	浸出性中耳炎	2	—	—	18
		聴覚障がい疑い	6	—	51	
合計	86		10	—	56	20

注：診断結果が1件につき2項目以上になる場合もあり

ウ. のびのび健康診査（3歳児健康診査事後要観察児健康診査）

3歳児健康診査で肥満や低身長等で経過観察の必要な児に対し、3歳児健康診査から半年後に健康診査を実施した。受診勧奨児に対して、3歳児健康診査時に栄養士による個別相談を実施し、対象月の前月には案内通知を出し受診勧奨をしている。

年度	29	30	元	2	3
対象者数	13	12	19	16	17
受診者数	6	8	11	7	8
受診率(%)	46.2	66.7	57.9	43.8	47.1
要観察者数	1	—	—	1	1
要観察者割合(%)	16.7	—	—	14.3	12.5

(5) にこにこ広場（3、4か月児健診事後教室）

平成12年度から3、4か月児健診で養育者の養育状況や育児負担感、児の発達状況により支援が必要な養育者及び児に対し、養育環境の改善と育児不安感や負担感の軽減を図るとともに、相互の愛着形成及び児の発育発達を促す目的で開始した。

対象人数		参加組数		延べ参加組数	参加者方針		欠席組数	欠席者方針	
人数	うち初回	実数	うち初回		終了	継続参加		終了	継続参加
146	27	24	22	114	20	94	29	4	25

◆ 医療給付事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成している。平成17年度に児童福祉法に基づく事業として法制化され、平成27年に小児慢性特定疾患治療研究事業から小児慢性特定疾病医療費助成制度に移行し、令和4年3月末現在の対象疾病は16疾患群788疾病である。

ア. 小児慢性特定疾病医療受給者数

(各年度末現在)

疾患群	年度	受給者数			
		30	元	2	3
悪性新生物		68	65	75	67
慢性腎疾患		30	26	35	26
慢性呼吸器疾患		10	6	7	7
慢性心疾患		41	41	49	35
内分泌疾患		64	55	71	67
膠原病		13	15	17	15
糖尿病		28	28	31	25
先天性代謝異常		8	10	9	8
血液疾患		15	16	19	13
免疫疾患		2	1	1	1
神経・筋疾患		26	30	42	42
慢性消化器疾患		26	32	44	37
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		15	10	13	12
皮膚疾患		1	1	1	2
骨系統疾患		10	11	12	11
合計		357	347	426	368

注：令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置により受給者数が増加

イ. 小児慢性特定疾病審査会

平成27年1月から、県内中核市で審査会を共同設置している。月1回開催し、小児慢性特定疾病医療費支給認定の可否を審査している。

(2) 自立支援医療（育成医療）

障がいの改善を図ることを目的に、身体に障がいのある児童に対し必要な医療給付を行っている。患児及び家族が安心して医療が受けられるように支援していく。

疾病別給付決定状況(件数)

疾患群	年度	給付決定件数			
		30	元	2	3
肢体不自由		3	1	3	8
視覚障がい		2	1	—	—
聴覚・平衡機能障がい		2(2)	1(1)	1	1
音声・言語機能障がい		32(2)	32(1)	36	39
心臓機能障がい		4	3	2	5
腎臓機能障がい		—	—	—	—
小腸機能障がい		—	—	—	—
その他内臓障がい		—	2	—	—
免疫機能障がい		—	—	—	—
合計		43(2)	40(1)	42	53

注：()内は障がい重複疾患

(3) 養育医療

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児に対し医療給付を行う。

対象者の出生時体重の内訳は、体重 2,000 g 未満の占める割合が全体の約 87.1%となっている。

未熟で生まれるほど入院期間が長引き、育児不安が高まる傾向が強い事が予想されるため、母親への心理的支援(電話や家庭訪問を通しての個別相談)を今後も早期から継続して行っていく。

出生時体重別新規交付決定状況(人数)

年度	元	2	3
実人員	81	68	70
1,000 g 未満	9	6	8
1,000~2,000 g 未満	52	47	53
2,000~2,500 g 未満	8	5	6
2,500 g 以上	12	10	3

(4) 不妊治療費助成制度

子どもを欲しながら、不妊に悩んでいる夫婦に対して、安心して子どもを産み育てることができるように平成 16 年 4 月から「不妊治療費助成制度」を開始した。

この制度により、不妊治療開始時点から経済的負担の軽減が図れると同時に、窓口で不妊治療に関する情報提供を行っている。令和 3 年 1 月から所得制限の撤廃や助成回数金額変更等、制度内容が拡充されたことに伴い、令和 3 年度は大幅に助成件数が大幅に増加した。

不妊治療費助成制度

	第一段階	第二段階
対象者	子どもを欲しながら妊娠が成立しない夫婦	特定不妊治療しか妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦
助成対象	人工授精(保険外診療のみ)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精/保険外診療のみ)
助成回数	補助を開始した診療月から継続する 2 年間 医師の判断による治療中断や挙児を得た場合は期間の延長あり 愛知県その他市町村で受けた場合はそれも含め 2 年間 治療開始日時時点の妻の年齢が 43 歳未満の夫婦が対象。	初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢が ア 39 歳以下:1 子につき妻が 43 歳になるまでに通算 6 回(年間回数制限なし) イ 40 歳以上 43 歳未満:1 子につき妻が 43 歳になるまでに通算 3 回(年間回数制限なし) ウ 43 歳以上:助成対象外 豊田市以外で受けた場合はそれも含める
実施医療機関	産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科 第二段階指定医療機関	各都道府県知事、政令指定都市・中核市市長が指定した医療機関
助成金額	年間自己負担額の 1/2 で上限 4 万 5 千円	①【治療区分 C, F】 上限 10 万/回 【治療区分 A, B, D, E】 上限 30 万円/回 A. 新鮮胚移植を実施 B. 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 C. 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 D. 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E. 受精できず。または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止 F. 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 ②男性不妊治療を行った場合は上限 30 万円/回を①に上乗せして補助

不妊治療助成状況(件)

年度	元	2	3
第一段階	166	165	256
第二段階	442	476	781

◆ 母体保護

人工妊娠中絶、年齢別、週数別状況

		20歳未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50歳以上	計
妊 娠 週 数	満7週以前	15	51	42	65	44	39	2	—	258
	満8週～満11週	5	17	18	13	15	8	2	—	78
	満12週～満15週	2	1	—	1	—	1	—	—	5
	満16週～満19週	—	4	1	1	2	—	—	—	8
	満20週～満21週	—	1	—	—	1	1	—	—	3
総数		22	74	61	80	62	49	4	—	352

◆ 保育事業

(1) 園児数の推移

(各年度5月1日現在)

年度	学 齢	0歳児	1歳児	2歳児	乳児計	3歳児	4歳児	5歳児	計
29	学齢別人口	3,868	3,844	3,887	11,599	3,841	3,891	3,972	23,303
	就園児童数	182	930	1,101	2,213	3,104	3,747	3,850	12,914
	就園率	4.7%	24.2%	28.3%	19.1%	80.8%	96.3%	96.9%	55.4%
30	学齢別人口	3,742	3,804	3,817	11,363	3,846	3,848	3,864	22,921
	就園児童数	167	908	1,185	2,260	3,218	3,731	3,793	13,002
	就園率	4.5%	23.9%	31.0%	19.9%	83.7%	97.0%	98.2%	56.7%
元	学齢別人口	3,454	3,668	3,737	10,859	3,787	3,797	3,824	22,267
	就園児童数	172	894	1,197	2,263	3,261	3,708	3,754	12,986
	就園率	5.0%	24.4%	32.0%	20.8%	86.1%	97.7%	98.2%	58.3%
2	学齢別人口	3,536	3,412	3,601	10,549	3,692	3,765	3,800	21,806
	就園児童数	160	887	1,206	2,253	3,176	3,633	3,704	12,766
	就園率	4.5%	26.0%	33.5%	21.4%	86.0%	96.5%	97.5%	58.5%
3	学齢別人口	3,233	3,288	3,324	9,845	3,534	3,640	3,714	20,733
	就園児童数	166	881	1,189	2,236	3,074	3,530	3,636	12,476
	就園率	5.1%	26.8%	35.8%	22.7%	87.0%	97.0%	97.9%	60.2%

(2) 乳児保育

公立52園中38園と私立31園全園の69園にて実施し、0歳児は2園(みずほこども園、わかばこども園)で4か月経過児から、1園(飯野こども園)で5か月経過児から、その他の園では6か月経過児からの保育を実施した。

(3) 障がい児保育

障がいに関する早期発見、早期支援のための総合的な機能を備えた「豊田市こども発達センター」が平成8年4月にオープン。園とセンターが連携し、障がい児を支援している。保護者、関係機関等による話し合いにより、健常児との統合保育、集団保育が可能と判断される児童は、入園を受け入れて

いる。

実施状況

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
入園児数	193	196	198	202	253

注：入園児数は私立幼稚園を除く。診断名があり保育士の加配が必要な児童を計上

(4) 延長保育

公立52園中38園と私立31園全園の69園で18時まで又は19時までの延長保育を実施しており、保護者の就労状況に応じた受入れをしている。

(5) 認可外保育施設

豊田市認証保育所認証基準に適合する施設に交付金を交付し、保育を必要とする児童の適切な保育を援助するとともに、立入調査により、施設・児童の処遇の両面にわたる保育環境改善に努めた。また、認可保育園の入園待機児童の緩和等にも効果がみられた。

認可外保育施設数及び入所延べ人数

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
認可外保育施設数	41	45	56	68	64
入所人数	718	482	462	757	737

(6) 一時保育事業

保護者の傷病等により、緊急一時的に保育を必要とする児童や、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育が必要と認められる児童について、こども園等で本事業を実施し、乳幼児の福祉の増進を図った。

年度	29	30	元	2	3
利用人数	712	641	484	286	417
利用延べ人数	1,058	973	705	452	607

(7) 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化により、休日において、家庭での保育が困難となるお子さんのために、市が指定するこども園にて休日保育を行い、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を図った。

年度	29	30	元	2	3
実施園数	5	5	5	5	5
利用人数	715	707	687	476	479
利用延べ人数	1,331	1,164	1,190	1,069	1,079

(8) 病児保育事業

市内在住で、こども園等に通園している児童のうち、病気やけがの回復期にあるため集団保育が困難な児童であって、保護者が当該児童を保育することができない場合に市が委託した施設で保育する。平成30年度から、事前登録制度を廃止した。

年度	29	30	元	2	3
実施施設数	2	2	2	2	2
登録者数	618	—	—	—	—
利用人数	269	254	283	72	125
利用延べ人数	1,074	1,073	1,110	243	495

(9) 保育ママ事業

幼稚園認可こども園の空き教室を利用して、市で認定した保育ママが、こども園等への入園を待機している生後6か月～2歳児の児童の保育を実施した。

年度	29	30	元	2	3
実施施設数	1	1	1	1	1
定員	12	12	12	12	12
利用延べ人数	14	17	13	10	16

◆ 子育て支援事業

(1) 子育て短期支援

児童の保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期間実施施設において保護・養育した。

年度	29	30	元	2	3
延べ利用日数	92	51	47	52	50

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦及び父子家庭が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合並びに、生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭に対して家庭生活支援員を派遣した。

年度	29	30	元	2	3
派遣延べ日数	18	12	79	117	139

(3) 豊田市産後ケア事業

平成29年10月から実施。産婦が子育てをしながら、指定の施設にて母子が宿泊や通所、を行い、授乳指導や育児支援などを受けられる。また、令和3年度より訪問型を導入し、栄養相談も受けることができるようになった。

	利用者数	利用件数 98件 ※各月集計合算		
		宿泊	通所	訪問
令和3年度	64人	37件	27件	34回 授乳相談 27件 栄養相談 7件

(4) 豊田市産前産後支援事業

平成31年4月から実施。妊婦及び子どもを養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣した。

	登録家庭数 ※令和4年3月31日時点	派遣家庭件数	派遣時間数
令和3年度	230件 (再掲)新規登録件数 133件	実件数 59件 延べ件数 140件	940時間

(5) 放課後児童クラブ

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童のうち、原則1年～4年生及び支援を要する5、6年生を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場所を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

年度	29	30	元	2	3
実施個所数	66	66	69	70	71
参加児童数（8月）	5,326	5,605	5,749	4,823	5,268

◆ 関連施設・窓口の利用状況

(1) とよた子育て総合支援センター

平成12年9月から市の中心市街地に立地する駅前ビル内に「とよた子育て総合支援センター」を開設し、子育て支援の中核施設として、育児相談、情報提供、サークル育成等を行っている。また、ファミリー・サポート・センターの事務局として、子育て援助者のあっせんを行っている。

実施状況

年度	29	30	元	2	3
来所者数	151,299	135,553	132,189	60,466	71,935
相談件数	143	104	117	69	62
工作室利用件数	25,695	24,551	22,980	7,081	9,595
ファミリー・サポート・センター事業活動実績件数	8,886	8,422	8,642	6,072	6,555
ファミリー・サポート・センター事業会員数	1,461	1,511	1,537	1,412	1,100
(内訳)	依頼会員	1,138	1,187	1,191	1,066
	協力会員	245	248	255	258
	両方会員	78	76	91	88

注：令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少

(2) 志賀子どもつどいの広場

平成20年4月から旧志賀保育園を利用し開設している。子育てについての相談、情報交換及び子育てグループ活動など地域の人たちとのふれあいができる場と機会を提供している。

年度	29	30	元	2	3
来所者数	42,663	45,019	42,202	14,578	21,794
相談件数	407	372	313	192	214

注：令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少

(3) 柳川瀬子どもつどいの広場

平成24年4月から旧柳川瀬こども園を利用し市民団体との共働により運営している。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。

年度	29	30	元	2	3
来所者数	64,341	64,893	58,386	12,776	19,729
相談件数	205	134	108	252	267

注：令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少

(4) 地域子育て支援センター

地域に開かれた子育て支援の拠点として、こども園併設型の地域子育て支援センターを13か所開設し、子育て家庭の育児不安等に関する相談指導、育児に関する情報提供を行い、親子で遊ぶ場や交流する場として利用されている。

区分		年度				
		29	30	元	2	3
伊保	来所者数	3,121	1,666	2,008	652	2,411
	相談件数	175	114	80	71	72
越戸	来所者数	9,399	8,276	8,654	5,324	7,027
	相談件数	158	147	142	149	90
堤	来所者数	11,631	12,428	11,158	5,127	6,453
	相談件数	117	106	154	174	193
渡刈	来所者数	11,050	10,606	9,196	2,844	4,805
	相談件数	104	120	115	65	102
足助	来所者数	3,469	3,412	3,075	1,544	1,220
	相談件数	76	77	90	56	52
飯野	来所者数	8,356	7,650	6,012	3,520	4,005
	相談件数	66	77	84	53	82
山之手	来所者数	15,983	15,346	13,533	5,691	6,742
	相談件数	76	105	180	97	103
宮口	来所者数	11,157	10,412	9,335	5,186	5,039
	相談件数	87	108	85	53	79
若園	来所者数	13,253	12,405	9,641	3,538	3,682
	相談件数	51	36	35	11	73
稲武	来所者数	306	422	448	179	168
	相談件数	—	6	—	1	—
大草	来所者数	240	252	235	319	195
	相談件数	—	—	—	6	16
大沼	来所者数	321	354	704	900	346
	相談件数	3	—	11	17	35
杉本	来所者数	1,083	302	361	88	296
	相談件数	11	20	19	11	35
合計	来所者数	89,369	83,531	74,360	34,912	42,389
	相談件数	924	916	995	764	932

注：来所者数は、親子延べ人数 相談件数は、電話相談、面接相談及び出張相談の合計
令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少

(5) 家庭児童相談室

昭和51年度に設置された「家庭児童相談室」は、平成14年4月から市役所内に場所を移し、家庭相談員および育児支援専門員(社会福祉士等)が児童の養育上の悩みなどについて相談業務を行っている。

平成17年4月の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正により、市も虐待通告の窓口となったことを受け、児童相談等の体制強化を図り、平成29年度からは、市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、令和2年度は職員18人体制で対応している。

家庭児童相談室 内容別相談件数

相談内容		年度				
		29	30	元	2	3
養護相談		354	447	638	677	695
保健相談		—	—	—	—	—
障がい相談		1	3	—	—	—
非行相談		—	—	—	—	4
育成相談		24	8	11	11	4
その他の相談		11	—	9	5	0
計		390	458	658	693	704

児童虐待対応内容および実件数

内容	年度	29	30	元	2	3
身体的		88	107	229	315	349
ネグレクト		37	30	60	72	62
性的		—	4	8	11	8
心理的		29	52	60	108	103
不明		—	—	—	—	—
合計		154	193	357	506	522

(6) 地域活動事業

こども園の専門機能を生かし、地域に開かれた施設として各種の行事を行った。

公立こども園における事業区分別地域活動回数

事業区分	年度	29	30	元	2	3
老人福祉施設訪問等世代間交流事業		197	196	183	27	51
地域における異年齢児交流事業		174	157	154	22	32
地域の子育て家庭への育児講座		111	105	95	31	45
郷土文化伝承活動		105	103	94	47	54
こども園退園児童との交流		120	106	99	17	26

注：令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少

(7) 子育てひろば事業

こども園を地域に密着した子育て支援施設として、未就園児親子を対象に園庭、空き保育室等の施設開放、育児相談を実施している。（平成12年5月開始）

利用日時／午前9時30分～午前11時30分（園によって変更あり）

実施施設／こども園（地域子育て支援センター設置園13園を除く）

認可園別実施状況

区分	年度	29	30	元	2	3
認可保育所	来園者数	13,305	11,832	7,782	3,735	2,969
	相談件数	178	158	82	29	15
認可幼稚園	来園者数	3,507	2,604	2,369	929	1,029
	相談件数	24	1	18	23	9
計	来園者数	16,812	14,436	10,151	4,664	3,998
	相談件数	202	159	100	52	24

注：令和元年度以降は公立のみ記載とする。

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数の減少。

◆ 手当等の支給

(1) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、15歳到達後最初の3月31日までの間（中学校修了前）にある児童を養育している者に児童手当を支給した。平成23年10月から、児童の国内居住要件等の新たな支給要件が加わり保育料等の申出徴収も実施している。また、平成24年6月分の手当から所得制限が導入された。

年度	29	30	元	2	3
受給者数	35,716	35,363	34,702	34,019	33,360

(2) 児童扶養手当

父又は母がいないか、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童が心身ともにすこやかに成長するように、その児童の父又は母若しくは父母にかわってその児童を養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育している人が圧倒的に多い。

年度	29	30	元	2	3
受給者数	2,937	2,877	2,750	2,687	2,622

(3) 愛知県遺児手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	29	30	元	2	3
受給者数	1,391	1,348	1,234	1,182	1,116

(4) 豊田市ひとり親家庭等支援手当

18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を養育する母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、その児童を監護又は養育している人に支給した。受給資格者は、父母が婚姻を解消した児童を養育する人が圧倒的に多い。

年度	29	30	元	2	3
受給者数	3,267	3,217	3,128	3,063	2,988

◆ ひとり親相談

母子家庭等を対象に、経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、就業支援、その他生活上の問題などの相談に応じた。相談内容は、福祉資金の貸付に関する相談が約半数を占めている。

年度	29	30	元	2	3
相談件数	1,207	994	628	823	1,015

◆ 母子家庭等就業支援

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供した。平成16年度より、愛知県、名古屋市、3中核市の共同事業として、愛知県母子寡婦連合会へ委託している。パソコン講習、介護職員初任者研修など就業支援講習の受講により、自立に向けての能力開発に努めた。

年度	29	30	元	2	3
就業支援講習会受講者数	6	10	7	15	20

◆ 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭等の就労による経済的自立を支援するために、市指定の職業能力開発講座を受講した場合に受講料の6割相当額(上限20万円)を助成する自立支援教育訓練給付金と、就職に有利な資格取得と訓練中の生活の安定のため、高等職業訓練促進給付金を支給した。

年度	29	30	元	2	3
自立支援教育訓練給付件数	1	5	8	10	8
高等職業訓練促進給付件数	7	10	7	8	7

7 保險年金

◆ 国民健康保険

(1) 被保険者

ア. 加入状況

令和2年度末(75,127名)に比べ令和3年度末は被保険者数が2.9%減少している。

(令和3年度末現在)

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
一般被保険者	76,047	75,815	75,248	74,994	74,774	74,612	74,405	74,082	73,788	73,425	73,169	72,951

注：被保険者数は各月末時点とする。

：平成20年3月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、経過措置の対象者が令和2年3月までに一般被保険者に切り替わったため、令和2年度以降は対象者なし。

イ. 月別異動届出状況

(令和3年度末現在)

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
取得届	1,732	664	719	792	776	853	838	743	721	806	757	951	10,352
喪失届	965	705	1,031	761	725	705	730	732	712	731	679	884	9,360
世帯変更	55	25	55	55	62	44	45	48	45	47	53	83	617
住所変更	109	71	75	81	106	82	82	93	104	75	66	82	1,026
世帯主変更	105	97	100	92	102	80	95	74	105	114	110	117	1,191
(学)開始	12	1	1	2	3	1	-	-	3	2	4	7	36
(学)廃止	5	1	-	1	1	-	-	-	1	1	2	6	18
再交付	97	81	117	93	207	108	102	81	103	82	75	93	1,239
その他	2	1	4	3	5	2	6	1	4	5	3	3	39
合計	3,082	1,646	2,102	1,880	1,987	1,875	1,898	1,772	1,798	1,863	1,749	2,226	23,878

ウ. 保険税率及び賦課限度額

(令和3年度)

区分	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割率(%)	5.41	1.80	1.55
均等割額(円)	26,100	6,800	9,400
平等割額(円)	22,000	6,500	5,800
賦課限度額(円)	630,000	190,000	170,000

注：介護保険分は、国保に加入している40歳から64歳のみ

(2) 保険給付

疾病・負傷に対し、保険医療機関で診療・薬剤または治療材料の支給・処置・手術・その他の給付を受けたとき、費用額の7割を現物給付する。

義務教育就学前及び70歳以上は8割。ただし、70歳以上現役並み所得者は7割。

ア. 療養費

緊急その他やむを得ない理由により国保を扱っていない医療機関にかかったとき、保険証を持たずに治療を受けたとき、医師が認めた治療用装具(コルセットなど)を購入したときに、自己負担分を除いた金額を申請に基づき現金支給する。

イ. 高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた金額を、申請に基づき支給する。

ウ. 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、産科医療補償制度の対象分娩の場合は、当該世帯主に対し 420,000 円(産科医療補償制度の非対象分娩の場合、支給額は 408,000 円(令和 3 年 12 月 31 日までの分娩は 404,000 円))を、申請に基づき支給する。

エ. 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し 50,000 円を、申請に基づき支給する。

オ. 保険給付費額実績

(単位：円)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	対前年比	
一般療養給付費	19,360,717,364	20,174,425,065	813,707,701	104.20%
退職療養給付費	—	—	—	—
一般療養費	156,991,147	161,515,348	4,524,201	102.88%
退職療養費	12,119	14,969	2,850	123.52%
審査支払手数料	61,905,314	63,113,481	1,208,167	101.95%
一般高額療養費	2,604,638,243	2,696,924,100	92,285,857	103.54%
退職高額療養費	146,306	—	△146,306	—
一般高額介護合算療養費	2,411,365	2,548,363	136,998	105.68%
退職高額介護合算療養費	—	—	—	—
一般移送費	—	74,500	74,500	—
退職移送費	—	—	—	—
出産育児一時金	89,165,936	80,918,704	△8,247,232	90.75%
葬祭費	20,500,000	21,450,000	950,000	104.63%
傷病手当金	607,536	2,889,924	2,282,388	475.68%
保険給付費合計	22,297,095,330	23,203,874,454	906,779,124	104.07%

◆ 後期高齢者医療制度

(1) 被保険者

平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行された。令和 2 年度末(48,372 名)に比べ令和 3 年度末は被保険者数が 4.7%増加している。

(令和 3 年度末現在)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者数	48,439	48,509	48,613	48,798	49,032	49,291	49,515	49,771	49,903	50,244	50,449	50,648

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料率及び賦課限度額

後期高齢者医療制度の保険料率は原則、都道府県内は均一の保険料率を用いる。また、その保険料率は 2 年に 1 回見直す仕組みになっている。

区分 \ 年度	30、元	2、3
所得割率(%)	8.76	9.64
均等割(円)	45,379	48,765
賦課限度額(円)	620,000	640,000

◆ 国民年金

老齢の世代に年金を支給して経済的に援助する世代間の支え合いの制度。市町村では法定受託事務として、第 1 号被保険者に係る届出の受理及び報告のほか、任意加入の申出、裁定請求、保険料免除・学生特例・納付猶予に係る申請等の受理及び報告を行っている。

(1) 被保険者

(令和 3 年度末現在)

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1号被保険者	34,846	34,482	34,545	34,600	34,771	35,029	35,147	35,231	35,310	35,433	35,551	35,837
任意加入被保険者	395	385	378	374	380	380	373	373	379	380	389	392
3号被保険者(被扶養者)	35,824	35,780	35,717	35,653	35,478	35,353	35,187	35,094	34,950	34,769	34,678	34,594
合計	71,065	70,647	70,640	70,627	70,629	70,762	70,707	70,698	70,639	70,582	70,618	70,823

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料の免除者数

所得が少ないなどで保険料の納付が困難な場合に、承認を受けると納付が免除あるいは猶予される。

区分 \ 年度	被保険者数	第 1 号(強制)被保険者数(A)	免除者数					計(B)	免除率(%) (B)÷(A)
			法定免除	申請免除	学生特例	納付猶予			
2	73,030	36,527	2,954	4,652	4,480	1,659	13,745	37.63	
3	70,823	35,837	3,084	4,611	4,122	1,659	13,476	37.60	
前年対比(%)	96.98	98.11	104.40	99.12	92.01	100.00	98.04	...	

8 生活福祉

◆ 福祉医療費助成事業

豊田市では、子ども、心身障がい者、母子・父子家庭及び精神障がい者などに対して健康と福祉の増進を図るため、一定の要件を満たした場合、医療にかかる自己負担分を助成している。医療機関窓口では「健康保険証」と、市から交付を受けた各種「医療費受給者証」を提示することにより医療費助成が受けられる（一部申請・助成方法が異なる）。平成29年8月から心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療の受給要件を備えている小中学生は、子ども医療費助成からこれら医療費助成に切り替えを行っている。

注：受給者数は、令和元年度までは受給者証の交付数の年間平均（前年度2～1月）、令和2年度からは受給者証の交付数の年度平均（4月～3月）

(1) 子ども医療費助成

昭和48年4月から医療費助成を行っている。対象者は、24歳までの者。18歳までの者には所得制限は設けていない。大学生等は所得制限を設けている。

平成20年度から愛知県の補助制度は、出生から就学前までの入通院、小中学生の入院と大幅に拡大した。併せて豊田市では平成20年度から単独事業として小中学生の通院の助成を開始した。

令和2年度から単独事業として高校生世代及び大学生等の入院の助成を開始した。

子ども医療費受給者数(就学前)及び1人当り助成額(円)(県補助事業)

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	24,501	98.4	23,758	97.0	22,865	96.2	21,817	95.4
1人当り助成額	36,116	103.6	36,314	100.5	28,338	78.0	35,429	125.0

子ども医療費受給者数(小中学生)及び1人当り助成額(円)(入院：県補助事業、通院：市単独事業)

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	34,252	96.8	33,901	99.0	33,578	99.0	33,294	99.2
1人当り助成額	34,363	100.9	35,084	102.1	29,940	85.3	33,037	110.3

子ども医療費申請者数(高校生世代・大学生等)及び1人当り助成額(円)(市単独事業)

年度	2	3
申請者数	111	113
1人当り助成額	62,642	68,980

(2) 心身障がい者医療費助成

昭和48年10月から医療費助成を行っている。対象者は身体障がい者手帳1～3級(腎臓機能障がい4級まで、進行性筋萎縮症6級まで)所持者、療育手帳A・B判定を受けた者又は自閉症状群の診断を受けた者。所得制限は設けていない。

心身障がい者医療費受給者数及び1人当り助成額(円)

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	4,794	105.7	4,876	101.7	4,908	100.7	4,964	101.1
1人当り助成額	163,564	102.3	170,043	104.0	164,318	96.6	167,005	101.6

(3) 母子・父子家庭医療費助成

昭和 53 年 11 月から医療費助成を行っている。対象者は母子若しくは父子家庭のうち 18 歳以下の子どもを扶養している父母等及びその子ども又は父母のいない 18 歳以下の子ども。所得制限を設けている。

母子・父子家庭医療費受給者数及び 1 人当り助成額（円）

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	6,028	120.0	5,802	96.3	5,598	96.5	5,511	98.4
1人当り助成額	38,240	99.0	38,192	99.9	36,439	95.4	37,313	102.4

(4) 精神障がい者医療費助成

昭和 63 年 10 月から医療費助成を行っている。対象者は精神障がい者保健福祉手帳(1・2 級)所持者、自立支援医療費(精神通院)受給者及び精神保健指定医により精神障がい(一部助成の例外あり)と診断された精神科入院中の者。所得制限は設けていない。

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者除く)及び 1 人当り助成額(円)

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	1,669	106.2	1,786	107.0	1,915	107.2	1,988	103.8
1人当り助成額	172,692	100.4	174,316	100.9	166,561	95.6	173,872	104.4

精神障がい者医療費受給者数(自立支援医療費受給要件者)及び 1 人当り助成額(円)

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	3,572	107.9	3,961	110.9	4,240	107.0	4,429	104.5
1人当り助成額	23,099	100.4	21,668	93.8	20,996	96.9	19,993	95.2

(5) 福祉給付金助成

昭和 58 年 4 月から医療費助成を行っている。対象者は後期高齢者医療制度の被保険者で身体障がい者手帳(おおむね 1~3 級)、精神障がい者手帳(1・2 級)、戦傷病者手帳、ひとり暮らし高齢者(生計維持者が非課税)、要介護認定者(要介護 3~5 で生計維持者が非課税)等一定の要件を備えている者。

福祉給付金(一部負担金)受給者数及び 1 人当り助成額

年度	30	対前年比%	元	対前年比%	2	対前年比%	3	対前年比%
受給者数	7,074	100.3	7,206	101.9	7,368	102.2	7,405	100.5
1人当り助成額	104,767	102.4	110,389	105.4	93,878	85.0	105,613	112.5

◆ 民生委員・児童委員活動(行政と地域福祉のかかわり方)

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めている。

各種研修の実施

目的	民生委員・児童委員活動の円滑化と委員の質的向上を図るため	
研修名	日程	内 容
会長研修	2月25日	テーマ：単位民児協の取り組み～リーダーに求められる役割～ 資 料：愛知県社会福祉協議会民生児童部
主任児童委員研修	6月25日	中止
	10月29日	テーマ：発達障がいの子どもの支援と豊田市こども発達センターの概要について 講 師：豊田市こども発達センター のぞみ診療所 副所長 松浦 利明 氏 テーマ：ヤングケアラーについて 講 師：福祉総合相談課
	2月18日	中止
全員研修会 (市民児協主催)	1月13日 (中止)	テーマ：もしものときのために「人生会議」 ～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて～ 講 師：豊田市医師会 加藤 真二 氏
新任委員研修	5回実施	内 容：委員としての基本事項の修得、委員の職務に必要となる福祉制度等に関する知識の習得 講 師：福祉総合相談課

◆ 生活保護

日本国憲法第25条(すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。)に規定された理念に基づき、市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行い、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行う。

(1) 被保護世帯数・人員・保護率の推移

被保護世帯数・人員・保護率

(各年度末)

年度	全市人口 (人)	被保護世帯 (世帯)	人員 (人)	保護率(%)		
				豊田市	愛知県	全国
29	424,500	1,723	2,343	5.52	10.4	16.7
30	425,340	1,734	2,348	5.52	10.2	16.6
元	424,053	1,716	2,270	5.35	10.1	16.4
2	421,280	1,784	2,377	5.64	10.1	16.3
3	418,284	1,803	2,353	5.62	10.1	16.1

(2) 世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

世帯類型別構成比(%)

(各年度末)

年度	29	30	元	2	3
高齢者世帯	45.2	45.5	46.7	46.2	45.1
母子世帯	7.5	6.6	6.1	6.7	6.3
傷・障世帯	33.1	33.2	32.7	31.3	31.7
その他世帯	14.2	14.7	14.5	15.8	16.8

(3) 保護の開始・廃止の状況

保護の開始・廃止世帯数(世帯)

(各年度総数)

年度	29	30	元	2	3
開始世帯数	258	253	235	334	269
廃止世帯数	285	248	240	270	253

9 生活衛生

◆ 薬務

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬品や医療機器の販売に関すること及び「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物、劇物の販売に関することについて許認可及び監視を行っている。また、薬物乱用防止のため、積極的かつ効果的に啓発事業を実施するとともに、薬物乱用のない地域づくりを目指すことを目的とした「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を設置し、街頭活動及び講習会を行っている。

(1) 薬事指導

薬局、毒物劇物販売業者等に対する立入検査を実施し、法令に基づく店舗管理及び医薬品等の適正販売について指導を行った。

許可を要する施設数及び監視状況 (令和3年度末現在)

	施設数	新規許可申請数	更新許可申請数	立入検査延べ施設数
総数	388	30	43	68
薬局	164	10	17	29
店舗販売業	70	7	10	13
医薬品製造業(薬局)	8	—	2	3
医薬品製造販売業(薬局)	8	—	2	3
高度管理医療機器等販売業	56	9	4	8
高度管理医療機器等販売・貸与業	82	4	8	12

許可を要しない(届出)施設数及び監視状況 (令和3年度末現在)

	施設数	新規届出数	立入検査延べ施設数
総数	1,246	71	38
管理医療機器販売業	1,061	8	17
管理医療機器販売・貸与業	185	63	21

毒物劇物営業者等施設数及び監視状況 (令和3年度末現在)

	施設数	新規登録申請数	更新登録申請数	立入検査延べ施設数
総数	123	5	14	20
一般販売業	98	4	13	19
農薬用品目販売業	23	—	1	1
特定品目販売業	1	—	—	—
業務上取扱者(電気めつき事業者等)	1	1	・	—
業務上取扱者(法第22条第5項の者)	・	・	・	—

(2) 薬物乱用防止対策

「豊田市薬物乱用防止推進協議会」を1回、市内での街頭啓発活動を2回(6月、10月)実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「豊田市薬物乱用防止推進協議会」については書面開催、街頭啓発活動については2回とも中止した。ただし、講習会については、会場での感染防止措置をしながら開催し、薬物に関する正しい知識の普及を図った。

薬物乱用防止講習会開催状況

	学校	その他	合計
講習会開催回数	20	0	20
参加者数	1,761	0	1,761

◆ 食品衛生

「令和3年度豊田市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品営業施設等に対する立入検査等を実施するとともに、食品衛生に関する知識の普及、市民及び食品等事業者との意見交換を実施するなどして、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止を図った。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、重点監視や収去検査、一斉取り締まり等を中止した。

(1) 営業許可及び監視指導

「食品衛生法」の改正により食品営業許可制度の全面的な改定がされるなか、営業許可が必要な業種について審査・許可するとともに、食品関係施設に対し、食品の取扱い等について監視指導を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策として飲食店における持ち帰り販売が増加することが予想されたため、弁当・そうざい製造時の衛生管理、適切な許可取得及び食品表示方法等について、啓発、助言及び指導を行った。

改正前の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和3年度末現在）

	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	5,105	91	43	1,112
飲食店営業	3,165	58	31	672
喫茶店営業	951	3	3	6
菓子製造業	526	19	6	156
あん類製造業	2	—	—	2
アイスクリーム類製造業	59	4	—	17
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
乳製品製造業	3	—	—	—
集乳業	—	—	—	—
食肉処理業	35	—	—	13
食肉販売業	130	4	1	104
食肉製品製造業	5	—	—	4
魚介類販売業	137	3	2	101
魚介類せり売営業	1	—	—	—
魚肉ねり製品製造業	1	—	—	—
食品の冷凍又は冷蔵業	11	—	—	4
食品の放射線照射業	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	3	—	—	—
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—
冰雪製造業	5	—	—	2
食用油脂製造業	1	—	—	—
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—
みそ製造業	6	—	—	2
醤油製造業	4	—	—	—
ソース類製造業	3	—	—	—
酒類製造業	5	—	—	2
豆腐製造業	5	—	—	3
納豆製造業	—	—	—	—
めん類製造業	5	—	—	6
そうざい製造業	41	—	—	18
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	—	—	—
添加物製造業	—	—	—	—

改正後の食品衛生法に基づく許可を要する食品関係施設数及び監視状況（令和3年度末現在）

	施設数	新規営業許可	更新営業許可	監視延べ件数
総数	776	805	—	5
飲食店営業	620	649	—	5
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	10	10	—	—
食肉販売業	17	17	—	—
魚介類販売業	13	13	—	—
魚介類競り売り営業	—	—	—	—
集乳業	—	—	—	—
乳処理業	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—
食肉処理業	5	5	—	—
食品の放射線照射業	—	—	—	—
菓子製造業	69	69	—	—
アイスクリーム類製造業	—	—	—	—
乳製品製造業	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	—	—	—	—
食肉製品製造業	—	—	—	—
水産製品製造業	1	1	—	—
氷雪製造業	—	—	—	—
液卵製造業	—	—	—	—
食用油脂製造業	—	—	—	—
みそ又はしょうゆ製造業	2	2	—	—
酒類製造業	1	1	—	—
豆腐製造業	1	1	—	—
納豆製造業	—	—	—	—
麺類製造業	4	4	—	—
そうざい製造業	20	20	—	—
複合型そうざい製造業	—	—	—	—
冷凍食品製造業	—	—	—	—
複合型冷凍食品製造業	—	—	—	—
漬物製造業	13	13	—	—
密封包装食品製造業	—	—	—	—
食品の小分け業	—	—	—	—
添加物製造業	—	—	—	—

改正後の食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設

(令和3年度末現在)

		施設数	監視延べ件数
総数		1,771	155
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	116	2
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	133	5
	乳類販売業	455	111
	冰雪販売業	2	—
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	251	1
販売業	弁当販売業	2	—
	野菜果物販売業	21	2
	米穀類販売業	16	—
	通信販売・訪問販売による販売業	—	—
	コンビニエンスストア	128	11
	百貨店、総合スーパー	82	7
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	102	—
	その他の食料・飲料販売業	125	10
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	—
	いわゆる健康食品の製造・加工業	—	—
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	14	1
	農産保存食料品製造・加工業	108	1
	調味料製造・加工業	7	1
	糖類製造・加工業	—	—
	精穀・製粉業	5	—
	製茶業	28	—
	海藻製造・加工業	—	—
	卵選別包装業	3	—
	その他の食料品製造・加工業	52	2
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行商	1	—
	集団給食施設	117	1
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	1	—
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	—	—
	その他	1	—

(2) 市場監視

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(3) 監視指導計画による監視状況

食品等事業者について過去の食中毒の発生頻度や違反事例などを考慮し、監視の重要度の高い順にA、B、Cランクに分類して標準監視指導回数 1) を定めた。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、新規・更新調査にあわせてのみ監視を実施した。

	施設数 2)	計画件数	監視件数	実施率(%)
総数	12,365	2,574	1,285	49.9
Aランク	24	48	14	29.2
Bランク	564	564	895	158.7
Cランク	11,777	1,962	376	19.2

注 1) Aランク：2回/年、Bランク：1回/年

Cランク：1回/2～6年

2) 計画作成時(令和3年4月1日)の施設数

Aランク施設監視状況

		施設数 3)	監視件数
総数		24	14
法違反(過去2年以内)により行政処分を受けた施設		3	2
学校給食調理施設		13	3
1日の調理数が2,001食以上の施設	弁当調理施設及び仕出し屋	2	2
	ホテル及び旅館	—	—
	集団給食施設(工場、社会福祉施設等)	6	7

注 3) 計画作成時(令和3年4月1日)の施設数

(4) 食中毒

食中毒発生時に、直ちに疫学調査等を実施して原因究明にあたり、その措置と対策を講じて事故の拡大及び再発防止を図った。

発生年月日	原因施設	喫食者	有症者	死者	原因食品	病因物質
R3.4.30	不明	不明	1	—	不明	アニサキス
R3.5.31	不明	不明	1	—	カツオ(前菜)またはサケ(サーモン海ぶどう丼)(推定)	アニサキス
R3.10.4	不明	不明	1	—	不明	アニサキス
R3.10.19	不明	不明	1	—	不明	アニサキス
R4.3.22	販売店	2	1	—	イワシの刺身(推定)	アニサキス

(5) 行政処分

病因物質の種類等に応じて行政処分を行うが、該当はなかった。

	許可の取消	営業の禁停止	施設の改善命令	物品廃棄回収命令	告発
総数	—	—	—	—	—
許可営業	—	—	—	—	—
非許可営業	—	—	—	—	—

(6) 収去検査

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物 使用基準	その他
総数	—	—	—	—	—	—
魚介類	—	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	—	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	—	—	—	—	—	—
菓子類	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	—	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	—	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(7) 夏期食品一斉取締り(6月28日から8月31日)

夏期に多発する細菌性食中毒の防止を中心に監視指導を行い、不良食品等の排除に努めた。なお令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、新規・更新調査にあわせてのみ実施した。

また、食中毒警報の発令により、食中毒予防対策について広く注意を呼びかけた。

食中毒警報発令日：7月19日、8月4日

夏期一斉監視件数(再掲)

	監視 件数	違反 施設数	違反件数					処分 件数	処分以 外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その他		
総数	227	16	16	—	—	—	—	—	—
改正前の食品衛 生法に基づく 許可を要する営業施設	223	16	16	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛 生法に基づく 許可を要する営業施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛 生法に基づく 届出を要する営業施設	2	—	…	—	—	—	—	—	—

夏期一斉収去件数(再掲)

	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	—	—	—	—	—	—
魚介類	—	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	—	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	—	—	—	—	—	—
菓子類	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	—	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	—	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(8) 年末食品一斉取締り(11月29日から12月28日)

食品の流通量が増加する年末に食品の衛生的な取扱い、食品添加物の適正使用、適正表示の確認等を中心に監視指導を行った。なお令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、新規・更新調査にあわせてのみ実施した。

年末一斉監視件数(再掲)

	監視 件数	違反 施設 数	違反件数					処分 件数	処分以 外の措 置件数
			施設 基準 違反	公衆衛生上 必要な措置の 基準違反	製造 基準 違反	表示 基準 違反	その他		
総数	61	8	7	1	—	—	—	—	—
改正前の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	55	8	7	1	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく許可を要する営業施設	2	—	—	—	—	—	—	—	—
改正後の食品衛生法に基づく届出を要する営業施設	4	—	…	—	—	—	—	—	—

年末一斉収去件数(再掲)

	収去 検体数	違反 検体数	違反食品			
			大腸菌群	細菌数	添加物使用基準	その他
総数	—	—	—	—	—	—
魚介類	—	—	—	—	—	—
冷凍食品	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	—	—	—	—	—	—
肉卵類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—
乳製品・乳類加工品	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	—	—	—	—	—	—
野菜類・果物及びその加工品	—	—	—	—	—	—
菓子類	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—
氷雪	—	—	—	—	—	—
水	—	—	—	—	—	—
かん詰・びん詰食品	—	—	—	—	—	—
その他の食品	—	—	—	—	—	—
添加物及びその製剤	—	—	—	—	—	—
器具及び容器包装	—	—	—	—	—	—
おもちゃ	—	—	—	—	—	—

(9) 輸入食品

市内を流通する輸入食品の安全性を確保するため、適正表示等について確認した。

(10) 食の安全・安心を語る懇談会

食の安全・安心に関し、市民、食品等事業者、学識経験者及び行政が相互にコミュニケーションを図るとともに、豊田市の取組みについて市民各界の意見を伺い、効果的な施策を推進するため、「食の安全・安心を語る懇談会」を8月に書面により開催した。

(11) 食品に関するリスクコミュニケーション

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(12) 啓発及び講習会等

市民及び食品事業者に対し、食品衛生講習会及びリーフレットの配布等を通して食中毒予防の啓発を行った。また、中止とした食品衛生責任者再講習会を補完するものとして、市内食品営業施設の約3,700件に自主学習資料を送付した。一方、届出事業者に対しては、法に基づく届出制度を周知するため、既存の届出事業者549施設に対し、法制度及び手続の案内を送付した。

	実施回数	受講者数
食品衛生講習会・研修会	13	685

◆ 食鳥処理

近年、食鳥肉を原因としたカンピロバクター食中毒が増えていることから、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理場に立ち入り、食鳥肉の衛生的な取扱いについて監視指導を行い、衛生確保に努めた。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、立ち入り検査を中止した。

食鳥処理場等の状況

(令和3年度末現在)

	食鳥処理業者 (認定小規模食鳥 処理業者を除く)	認定小規模食鳥処理業者		届出食肉 販売業者	計
		生体処理を 行う施設	生体処理を 行わない施設		
施設数	—	3	1	—	4
監視延べ件数	—	—	—	—	—

◆ 食肉衛生検査所

安全で衛生的な食肉を流通させるため、豊田食肉センターにおいてと畜検査等を実施し、残留有害物質等食肉を取り巻く危害を排除するとともに、衛生的な枝肉の取り扱い等について作業員等に指導、啓発を行った。

なお、平成23年度から、豊田食肉センターで処理する獣畜の種類は豚のみとなった。

また、令和2年度から、豊田食肉センターはHACCPに基づく衛生管理を導入している。

(1) と畜検査

食用に供される豚について疾病の有無を1頭ごとに検査し、合格したものだけを流通させている。なお、検査で異常が確認されたものは必要に応じて精密検査を実施し、不合格となったものは全部又は一部廃棄処分とした。

と畜検査頭数

年度	29	30	元	2	3
頭数	86,158	83,867	68,305	78,411	88,282

処分頭数

措置	と殺禁止	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
頭数	—	—	70	20,102

全部廃棄頭数内訳

内訳	豚丹毒	敗血症	膿毒症	尿毒症	高度の 黄疸	全身性 腫瘍	その他
頭数	—	25	38	1	6	—	—

精密検査頭数

	微生物検査	理化学検査	病理検査
頭数	24	5	6

(2) 衛生検査

家畜の病気の治療や子豚の疾病予防に使用される抗菌性物質の食肉への残留検査を実施し、不適なものについては廃棄等の措置を行った。

残留有害物質検査頭数

	サーベイランス検査 1)	スクリーニング検査 2)
頭数	34	148

注 1)と畜検査を実施した際、食肉等への薬物残留を疑う時に実施する検査

2)と畜場に搬入される獣畜について薬物残留を定期的に監視するための抜き取り検査
新規農家から獣畜が搬入される場合にも実施する

(3) 外部検証

豊田食肉センターが導入した HACCP に基づく衛生管理が適切に実施されているか外部検証を実施し、不適な場合は改善措置等の措置を行った。

現場検査 1) 202 回

記録検査 2) 10 回

微生物試験 3)

	一般生菌数	腸内細菌科菌群
検体数	60	60

注 1)と畜検査員が毎日実施する外部検証で、豊田食肉センターの作業現場において、HACCP に基づくと畜場の衛生管理及び衛生的なとさつ・解体が適切に実施されているか直接確認する検査

2)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターが HACCP に基づき作成した衛生管理記録の内容を確認する検査

3)と畜検査員が毎月実施する外部検証で、豊田食肉センターの衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するために行う試験

(4) 衛生指導等

安全で衛生的な食肉を確保するために、豊田食肉センター作業員等に対し、施設での清潔保持及び衛生的作業について教育、指導を行った。

衛生指導

	回数	対象
と畜場衛生指導	202	センター作業員等

◆ 狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。また、飼い主の利便性を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付を市内及び近隣市の動物病院に委託している。

犬の登録頭数(うち新規登録頭数)		22,165(1,808)
予防注射頭数	集合注射会場での実施頭数	1,333
	動物病院での実施頭数	17,612
集合注射実施日数及び会場数	豊田地区	13日間82会場
	藤岡地区	5日間17会場
	小原地区	3日間21会場
	下山地区	2日間17会場
	足助地区	5日間23会場
	旭地区	4日間19会場
	稲武地区	2日間17会場
登録鑑札・注射済票預託動物病院数	市内	31
	市外	27

◆ 動物愛護

平成 27 年 4 月 1 日、人と動物の共生社会を推進するため、「命を大切に作る心の醸成」、「動物愛護精神の高揚」及び「飼い主の意識の向上」を基本理念とした「豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例」を制定し施行するとともに、鞍ヶ池公園内に「豊田市動物愛護センター」を開設した。動物愛護センターでは「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づく犬猫の保護や引取り、並びに飼育動物の適正飼養の指導等を行う一方、譲渡可能な犬、猫については新しい飼い主に譲渡することによって生存の機会を与え、殺処分頭数の削減を図っている。また、野良猫を地域で管理し被害を軽減する「地域猫活動」の支援を行うとともに、豊田市動物愛護ボランティアと共働で犬のしつけ方教室及び動物愛護教室等を開催し、適正飼養や動物愛護精神の普及啓発を行った。

犬の捕獲及び返還頭数 (狂犬病予防法及び豊田市犬による危害防止条例)	犬	捕獲	19
		返還	16
負傷動物の収容及び返還頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	保護	3
		返還	1
	猫	保護	63
		返還	—
犬、猫の引取り頭数 (動物の愛護及び管理に関する法律)	犬	所有者	1
		所有者不明	14
		返還	12
	猫	所有者	7
		所有者不明	75
返還	1		
犬、猫の譲渡頭数	犬	10	
	猫	123	
犬、猫の殺処分数	犬(うち収容中死亡)	2 (—)	
	猫(うち収容中死亡)	23 (19)	
苦情・相談件数			1,663

動物愛護ボランティア養成講座

開催内容	1 講座 (9 回)、受講者 4 人	
新規認定数	訪問活動犬	1

猫の一時預かりボランティア養成講座

回数	受講者数	預かり頭数
2 回	14 人	129 頭

講座・教室

内容		回数(対象者)	参加者数
犬を飼う前講座		3回(犬を飼おうとしている人)	8
猫を飼う前講座		37回(猫を飼おうとしている人)	238
犬の譲渡会(個別)		3回(犬を譲り受けたい人)	8
猫の譲渡会		41回(猫を譲り受けたい人)	290
犬の飼い方講座(老犬)		3回(犬の飼い主のみ)	29
犬のしつけ方教室		4回(犬の飼い主と犬)	(講義) 56 (実技) 65
動物愛護教室	飼育動物の飼い方教室	2回(小学校・こども園・幼稚園)	64
	訪問活動犬とのふれあい (ボランティアと共働)	4回(小学校)	200
		1回(親子)	7
		(動物愛護フェスティバル)	—
動物介在活動	社会福祉施設訪問活動 (ボランティアと共働)	(施設利用者)	—
いのちの教室		(来館者)	—

行事

行事名	内容	参加者数
動物愛護週間事業	豊田市防災学習センター企画展展示(9/20~10/31)	2,308

啓発

自治区への回覧依頼	18回
ラジオ出演	一回
テレビ出演	1回

動物愛護センター来館者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,693	2,515	1,374	1,398	1,266	1,756	1,895	1,586	1,310	1,310	1,295	2,049	19,447

視察受入れ

団体数	人数
—	—

職場体験受入れ

学校数	人数
6	9

特定動物の飼養状況

(令和3年度末現在)

区分	許可施設数					許可頭数
	おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	計	
オナガザル科	—	—	—	—	—	—
カミツキガメ科	—	—	1	4	5	54

地域猫活動支援事業

実施地域	224 地域
避妊去勢手術実施頭数	オス 173 頭、メス 191 頭(計 364 頭)

◆ 化製場等

生活環境の衛生保持のため、「化製場等に関する法律」及び「動物処理場等に関する条例」等に基づき、許可等を行った。

化製場等の施設数

(令和3年度末現在)

施設数	化製場	死亡獣畜取扱場		法8条の 準用施設	畜舎	家きん舎	動物処理場	計
		内	外					
	—	1	—	—	16	1	15	33

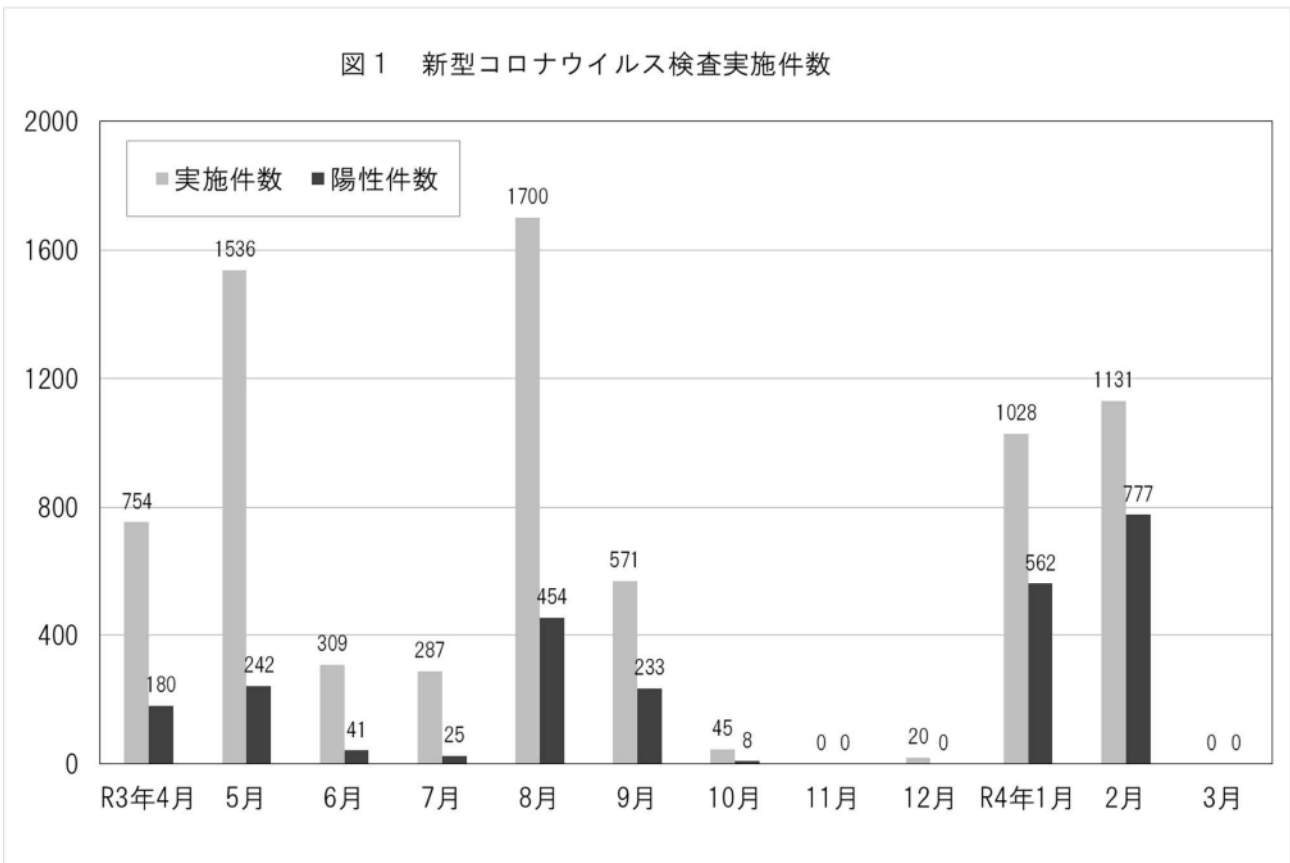
◆ 試験検査

市民の健康及び衛生環境を守るため、豊田市衛生試験所において食品・水質の検査及び感染症・食中毒等の病原物質検査を実施している。主要業務として、微生物検査、理化学検査及び水質検査を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い感染者の早期発見のためPCR検査を実施し、平常時の検査を縮小して対応した。新型コロナウイルス検査の需要増加に対応するためリアルタイムPCR装置を増設するとともに、検査員の研修及び検査精度管理の実施により検査能力の拡充に努めた。

(1) 新型コロナウイルス検査

令和2年4月から医療機関等で採取した検体のPCR検査を実施している。令和3年度の検査実績は実施件数7,381件、うち陽性件数は2,522件であった。また、令和3年3月から変異株検査を開始し、令和3年度は564件実施した。



(2) 行政検査

保健所関係各課の依頼により、食中毒及び有症苦情に伴う検査及び感染症発生にともなう検査を実施し、検査データを提供した。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、収去食品の微生物・理化学検査を中止した。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	事件数	便	その他	計
赤痢菌	—	—	—	—
チフス菌	—	—	—	—
パラチフス菌	—	—	—	—
腸管出血性大腸菌O157	2	6	1(菌株)	7
その他の腸管出血性大腸菌	3	12	1(菌株)	13
ノロウイルス	—	—	—	—
サポウイルス	—	—	—	—
項目数計	5	18	2	20

食中毒・有症苦情原因病原体検査実施件数

事件数：5 検体数：25

区分	ふきとり	食材	便	その他	計
サルモネラ属菌	10	—	12	—	22
黄色ブドウ球菌	10	—	12	—	22
ビブリオ属菌	10	—	12	—	22
病原性大腸菌(腸管出血性大腸菌含む)	10	—	12	—	22
ウエルシュ菌	10	—	12	—	22
セレウス菌	10	—	12	—	22
カンピロバクター	10	—	12	—	22
赤痢菌	10	—	12	—	22
ノロウイルス	—	—	12	—	12
サポウイルス	—	—	—	—	—
項目数計	80	—	108	—	188

食品微生物検査実施件数

区分	牛乳等	はっ酵乳・乳酸菌飲料	アイスクリーム類	氷雪	液卵	食肉製品	魚肉ねり製品	生食用かき	生食用鮮魚介類	冷凍食品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	弁当・そうざい	漬物	洋菓子	生めん・ゆでめん	豆腐	計
検体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
細菌数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E. coli	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E. coli 最確数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サルモネラ属菌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黄色ブドウ球菌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乳酸菌数又は酵母数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
腸炎ビブリオ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
腸炎ビブリオ最確数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロストリジウム属菌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食品中で発生し得る微生物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
項目数計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

食品理化学検査実施件数

区分		魚介類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	乳及び乳製品	穀類	野菜・果実	清涼飲料水	漬物	菓子類	その他	器具及び容器包装	計
検体数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保存料	安息香酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ソルビン酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	デヒドロ酢酸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発色剤	亜硝酸根	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
着色料	合成着色料(許可)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
甘味料	アセスルファムカリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サッカリンナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残留農薬		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
動物用医薬品	グリテトサイクリン、カルテトサイクリン及びテトサイクリン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファキノキサリン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファジミジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファジメトキシシ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファモノメトキシシ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファメラジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファジアジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファメトキサゾール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スルファメトキシピリダジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酸度		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乳脂肪分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比重		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無脂乳固形分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蛍光染料		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酸価		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過酸化物価		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重金属		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
溶出試験		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アレルギー物質(卵)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アレルギー物質(乳)スクリーニング検査		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
項目数計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 依頼検査

市民・事業者等からの依頼により、腸内細菌検査及び水質検査を実施した。

感染症原因病原体検査実施件数

区分	ふん便等
赤痢菌	6,035
サルモネラ属菌(チフス菌・パラチフス菌を含む)	6,035
腸管出血性大腸菌O157	4,019
寄生虫卵(ぎょう虫卵を含む)	1
項目数計	16,090

水質検査実施件数

区分	飲用水 (井水、水道水等)	プール水	浴用水	計
検体数	45	—	21	66
一般細菌	43	—	—	43
大腸菌	35	—	—	35
大腸菌群	9	—	19	28
レジオネラ属菌	—	—	21	21
硝酸態(性)窒素及び亜硝酸態(性)窒素	37	—	—	37
亜硝酸態(性)窒素	29	—	—	29
塩化物(塩素)イオン	43	—	—	43
過マンガン酸カリウム消費量	8	—	19	27
有機物(全有機炭素の量)	35	—	—	35
pH値	43	—	—	43
味	43	—	—	43
臭気	44	—	—	44
色度	43	—	—	43
濁度(比濁法)	43	—	19	62
項目数計	455	—	78	533

(4) 精度管理実施状況

食品衛生検査施設及び病原体等検査施設における業務管理を適切に行い、検査の信頼性を確保する一環として、外部機関による調査等に参加し、検査技術の評価を行った。

食品衛生外部精度管理調査実施状況

区分	内容
微生物検査	項目：E. coli (加熱食肉製品(加熱殺菌後包装)) 試料の形態：ハンバーグ
	項目：一般細菌数(氷菓) 試料の形態：ゼラチン基材
	項目：黄色ブドウ球菌(加熱食肉製品(加熱殺菌後包装)) 試料の形態：マッシュポテト
	項目：サルモネラ属菌(食鳥卵(殺菌液卵)) 試料の形態：液卵
	項目：大腸菌群(加熱食肉製品(包装後加熱殺菌)) 試料の形態：ハンバーグ
理化学検査	項目：重金属(カドミウムの定量) 試料の形態：玄米(粉)
	項目：食品添加物(ソルビン酸の定量) 試料の形態：シロップ
	項目：残留農薬(アトラジン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントエート、フルトラニル及びマラチオンの6種農薬中3種の定性及び定量) 試料の形態：にんじんペースト
	項目：残留動物用医薬品(スルファジミジンの定量) 試料の形態：鶏肉(むね)ペースト
	項目：食品添加物(着色料の定性) 試料の形態：果実ペースト

病原体等外部精度管理調査実施状況

項目	内容
チフス菌・パラチフスA菌	検体：菌株 3検体
新型コロナウイルスの 核酸検出検査 (リアルタイムRT-PCR法)	検体：パネル検体 6検体
新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)	検体：逆転写・増幅検出評価試料 3検体 核酸抽出・逆転写・増幅検出評価試料 3検体

愛知県保健所試験検査精度管理事業参加状況

区分	実施方式	内容
微生物検査	検体配布方式	項目：病原細菌 検体：保存培地 4検体
	研修方式	新型コロナウイルスの検査
食品化学検査	検体配布方式	実施されず
	研修方式	油脂食品中の粗脂肪の検査
水質検査	検体配布方式	実施されず
	研修方式	・過マンガン酸カリウム消費量の検査法 ・精度管理試料へ搬送条件、容器等が及ぼす影響

10 健康づくり

◆ **健康手帳交付**

健康診査及び医療受給の記録、その他の健康保持のために必要な事項を記載し、市民が自らの健康管理と適切な医療受給に役立てられるように、健康手帳を交付した。

区分	交付冊数	
	2年度	3年度
40歳以上希望者	30	20

◆ **訪問指導**

心身の状況、家庭環境等に照らして、保健指導が必要と認められる者に対して、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導を保健師等が行った。

実施主体	40歳未満		40歳以上 65歳未満	
	実人数	延人数	実人数	延人数
地域保健課	2	2	1	7

注：65歳以上は「3 高齢者保健福祉 ◆介護予防事業 (1)訪問指導」参照

◆ **健康教育・健康相談**

市民が生涯を通じて健康で暮らすことができるように生活習慣の改善等健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自ら守る」という意識を高めるために各種の教育・相談を行った。

(1) **出前講座**

自治区、自主サークル等地域で活動している人や学校に対して、生活習慣病予防・健康づくりに関する講話を行った。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座は一部中止し、課内作成リーフレットの配布も含めて、健康づくりの啓発を行った。

《学校》実施者／保健師

テーマ	年度	30	元	2	3
生活リズムの大切さ	開催数	24	31	—	—
	参加人数	5,849	6,579	—	—

《自治区等》

実施者／保健師、健康づくりリーダー、歯科衛生士、ウォーキング指導員、インストラクター

内容（講座名）	年度	30	元	2	3
運動 「あなたのカラダ年齢は？」	開催数	4	1	—	—
	～39歳	—	—	—	—
	40～64歳	120	15	—	—
	65歳～	—	—	—	—
	計	120	15	—	—
運動、認知症予防 「めざせ！ナイスシニア」 （「筋力アップ！転ばぬ先の杖」はH30にて廃止）	開催数	28	33	3	6
	～39歳	—	—	—	—
	40～64歳	64	6	59	55
	65歳～	565	869	—	85
	計	629	875	59	140
認知症 （「あなたの脳は元気ですか？」はH30にて廃止し、「めざせ！ナイスシニア」に統合）	開催数	29	—	—	—
	～39歳	—	—	—	—
	40～64歳	50	—	—	—
	65歳～	648	—	—	—
	計	698	—	—	—
各種生活習慣病の予防、健康づくり 「知ろう！健康生活」	開催数	95	90	10	7
	～39歳	50	31	—	—
	40～64歳	167	122	180	126
	65歳～	1,999	1,827	—	23
	計	2,216	1,980	180	149
その他	開催数	60	58	4	1
	～39歳	124	240	—	—
	40～64歳	184	770	65	—
	65歳～	1,282	2,029	—	23
	計	1,590	3,039	65	23
計	開催数	216	182	17	14
	～39歳	174	271	—	—
	40～64歳	585	913	304	181
	65歳～	4,494	4,725	—	131
	合計	5,253	5,909	304	312

(2) 健康相談

市民が健康について気軽に相談できるように、来所又は電話による健康相談窓口を開設している。また、交流館や学校などが開催するイベント等に出向き健康相談を実施した。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等における相談については一部中止とした。

内 容／体組成チェック・血圧測定・血管年齢測定などの実施、生活習慣病予防、健康不安等に対する助言、保健指導(歯科関係含む)

年度	元		2		3	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
来所・電話相談	44	44	75	75	69	69
イベント等における相談	212	5,777	—	—	1	28

◆ 健康診査

豊田市国民健康保険加入者(40歳以上満74歳以下)を対象として、生活習慣病の早期発見により生活習慣の改善を図るためメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施した。また、後期高齢者医療制度被保険者に対しては、後期高齢者医療健康診査を実施した。

(1) 特定健康診査

対象	40歳以上満74歳以下の豊田市国民健康保険に加入している市民	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等一定の基準に達し、かつ医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施	
年度	2	3
受診者数(人)	20,251	22,106
受診率(%)	33.3	36.6
動機付け支援該当者数(人)	1,723	1,881
積極的支援該当者数(人)	313	398

注：国庫負担金実績報告時数値に基づく

(2) 特定健康診査受診勧奨

特定健康診査の受診率向上を図るため、はがきによる受診勧奨を実施した。

対象者	① 令和3年4月1日現在の被保険者のうち過去の受診状況、検査値、問診項目等を分析し、受診が期待できる人 ② 令和3年4月2日～8月に国保に加入した40・41・42・43歳、60～73歳						
内容	受診のパターンに分類したはがきを作成して送付						
発送時期	① 6月末、9月末 ② 8月～11月						
実施状況	対象者		6月発送	9月発送	実発送者数	受診者数	受診率
	①	3年間に不定期受診がある人	11,473	10,350	12,331	7,163	58.1%
		過去3年間に受診のない人	—	10,862	10,862	1,036	9.5%
		前年国保加入者	2,886	1,907	2,887	898	31.1%
	計		14,359	23,119	26,080	9,097	34.9%
	②	新規国保加入者	—	—	1,928	524	27.2%

(3) 後期高齢者医療健康診査

対象	後期高齢者医療制度被保険者の市民(概ね75歳以上)	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、貧血検査等一定の基準に達し、かつ医師が必要と認めた場合は、眼底検査を実施	
年度	2	3
受診者数(人)	13,592	15,137
受診率(%)	28.8	31.3

(4) いきいき健診

対象	生活保護受給者及び中国残留邦人支援給付制度該当者(40歳以上)	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査等	
年度	2	3
受診者数(人)	54	59
受診率(%)	3.1	3.3

◆ がん検診等

健康増進法に基づき、がんを早期発見し、早期に治療に結びつけるため、医療機関にて各がん検診を実施した。要精密検査者の未受診調査を徹底し、受診勧奨を行った。

注：受診者数、要精密検査者数、要精密検査受診者数は、各表の時点で市が把握した情報で作成

がん検診受診者数と受診率の推移

令和4年5月9日時点

検診名	受診者数			受診率(%) 1)			国の統計 2)	
	元年度	2年度	3年度	元年度	2年度	3年度	受診数	受診率
胃がん	16,675	13,276	15,788	9.2	8.6	8.4	6,167	6.16
大腸がん	25,359	21,127	24,364	9.6	8.0	9.2	10,282	6.31
子宮頸がん	8,201	6,966	8,055	10.0	9.2	9.1	6,226	10.09
乳がん	9,321	7,938	9,299	12.9	12.0	11.9	3,533	8.81
肺がん	20,890	17,530	19,802	8.9	7.4	8.3	6,721	4.12
前立腺がん	5,525	4,393	4,901	10.1	8.1	9.0	—	—

注 1)各年度の4月1日現在人口を対象とする

胃がん・子宮頸がん・乳がんは(前年受診者数+当年受診者数-連続受診者数)÷人口

2)地域保健報告に計上するもの。40~69歳(胃がんは50~69歳、子宮頸がんは20~69歳、乳がんはマンモグラフィ検査のみ)を対象としている

令和2年度がん検診等のまとめ

令和4年2月14日時点

検診名	受診者数	要精検者数	要精検者率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)	がんの診断	がん発見率(%)	陽性反応的中度(%)	精検結果未把握数
胃がん	13,276	1,026	7.73	894	87.13	35	0.26	3.41	132
大腸がん	21,127	1,674	7.92	1,281	76.52	47	0.22	2.81	393
子宮頸がん	6,966	147	2.11	111	75.51	1	0.01	0.68	36
乳がん	7,938	254	3.20	244	96.06	23	0.29	9.06	10
肺がん	17,530	206	1.18	188	91.26	12	0.07	5.83	18
前立腺がん	4,393	213	4.85	126	59.15	16	0.36	7.51	87
肝炎	2,521	—	—	—	—	—	—	—	—

注：肺がん検診要精検は、胸部X線判定E、又は喀痰検査判定D・Eに該当するもの

(1) 胃がん検診

対象	35歳以上の市民				
検査内容	問診、胃部エックス線直接撮影または胃内視鏡検査、二重読影				
年度	2		3		
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数	
胃部X線	男	4,877	459	5,446	498
	女	5,594	287	6,383	296
内視鏡	男	1,357	171	1,826	267
	女	1,448	110	2,133	198
合計	13,276	1,027	15,788	1,259	

注：総合がん検診受診者数含む

(2) 大腸がん検診

対象	35歳以上の市民			
検査内容	問診、免疫便潜血検査(2日法)			
年度	2		3	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者
男	9,381	909	10,679	946
女	11,746	765	13,685	833
合計	21,127	1,674	24,364	1,779

注：総合がん検診受診者数含む

(3) 子宮頸がん検診

対象	20歳以上で偶数年齢、21歳の女性			
検査方法	問診、視診、内診、細胞診、コルポスコープ(医師が必要と認めた場合)			
年度	2		3	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数	6,966	147	8,055	174

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(4) 乳がん検診

対象	30歳以上で偶数年齢、41歳の女性			
検査方法	問診、超音波検査またはマンモグラフィー検査(二重読影)			
年度	2		3	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
超音波検査	3,818	85	4,376	93
マンモグラフィー検査	4,120	169	4,923	211
合計	7,938	254	9,299	304

注：総合がん検診、がん検診推進事業受診者数含む

(5) 肺がん検診

対象	40歳以上の市民			
検査方法	問診、胸部X線直接撮影、二重読影、喀痰細胞診			
年度	2		3	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
男	8,421	278	9,502	298
女	9,109	230	10,300	291
合計	17,530	508	19,802	589

注：総合がん検診受診者数含む

(6) 前立腺がん検診

対象	50歳～70歳の市民(男性)			
検査方法	問診、PSA検査(血液検査)			
年度	2		3	
区分	受診者数	要精検者数	受診者数	要精検者数
人数	4,393	213	4,901	254

注：総合がん検診受診者数含む

(7) 胸部エックス線検査

対象	40歳以上の市民			
検査内容	胸部X線直接撮影(正面)			
年度	元	2	3	
区分	受診者数	受診者数	受診者数	要精検者数
特定等と同時実施	17,827	16,901	18,406	477
単独実施	1,896	1,696	1,954	51
合計	19,723	18,597	20,360	528

(8) 肝炎検診

対象	40歳以上5歳刻みで過去に豊田市の肝炎検診を受けたことがない市民
検査内容	問診、B型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査)、C型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査) HCV核酸増幅検査は、HCV抗体検査で中力価・低力価と判定された者のみ実施

B型肝炎検診受診者

年度	2			3		
区分	受診者数	陽性	陰性	受診者数	陽性	陰性
男	1,056	5	1,051	993	6	987
女	1,209	8	1,201	1,158	11	1,147
合計	2,265	13	2,252	2,151	17	2,134

C型肝炎検診受診者

		受診者数	感染している可能性が高い		感染している可能性が低い	
			判定①	判定②	判定③	判定④
令和2年度	男	1,056	2	1	9	1,044
	女	1,209	3	0	6	1,200
	合計	2,265	5	1	15	2,244
令和3年度	男	993	4	1	6	982
	女	1,158	6	1	12	1,139
	合計	2,151	10	2	18	2,121

注：C型肝炎判定区分の説明

判定①／HCV抗体検査「高力価」

判定②／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陽性」

判定③／HCV抗体検査「中・低力価」、HCV核酸増幅検査「陰性」

判定④／HCV抗体検査「陰性」

(9) 総合がん検診(再掲)

40歳、50歳、60歳の節目において、各がん検診をまとめて受診できるよう総合がん検診を実施した。

対象	40歳、50歳、60歳の市民			
検診内容	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診(女性のみ)、乳がん検診(女性のみ)、骨塩定量検査(女性のみ)、前立腺がん検診(50歳、60歳の男性のみ)、肝炎検診(過去に受診歴のない希望者)、脳ドック(50歳の希望者)			
	40歳検診	50歳検診	60歳検診	合計
男	42	88	63	193
女	142	224	221	587
合計	184	312	284	780

(10) 脳ドック(総合がん検診と同時実施)

総合がん検診において、50歳の希望者に脳ドックを実施した。

対象	50歳の市民			
検査方法	問診、MRI検査、MRA検査			
区分	総合がん検診受診者数	脳ドック受診者数	受診率(%)	
50歳	男	88	45	51.1
	女	224	135	60.3
合計	312	180	57.7	

(11) がん検診推進事業(再掲)

特定の年齢を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診が無料となるクーポン券と検診手帳を配布し、がん検診の受診促進を実施した。

対象	子宮頸がん検診	21歳の女性		
	乳がん検診	41歳の女性		
期間	6月1日～3月19日			
検査場所	市内の協力医療機関			
区分	受診者数	要精検者		
子宮頸がん検診	239	13		
乳がん検診	468	37		

クーポン券発送者に対して、受診勧奨案内を発送した。発送日：9月29日

区分	対象者	発送数
子宮頸がん検診	21歳の女性で、7月時点で未受診の人	2,217
乳がん検診	41歳の女性で、6月時点で未受診の人	2,528

◆ 女性の健康づくり

健診を受診する機会のない女性を対象に、検診と必要に応じた保健指導を行い、健康管理に関する正しい知識の普及と健康づくりの推進を図った。

(1) レディース検診

対象者	当該年度中に19～39歳になる女性		
日程	第1、3火曜日(全24回)		
検査内容	身長、体重、聴打診、血圧測定、尿検査、骨密度検査(二重DEXA法)、血液検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、貧血)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	40名/回		
年度	元	2	3
受診者数	106	82	120

(2) 骨粗しょう症検診

対象者	当該年度中に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳になる女性		
日程	第 1、3 木曜日(全 24 回)		
検査内容	問診、骨密度検査(二重 D E X A 法)		
検査場所	豊田地域医療センター		
定員	20 名/回		
年度	元	2	3
受診者数	159	113	161
うち負担金免除受診者数	19	8	13

◆ 特定保健指導

(1) あなたのための健康教室

豊田市特定健康診査を受診した者に対して、指導レベル別に特定保健指導を実施した。

内容	メタボリックシンドローム・栄養・運動・喫煙に関すること						
場所	市役所・支所・交流館・高岡農村環境改善センター等						
年度	区分	対象者数 (健診受診時に 国保加入者)	初回実施者数 (初回実施時に 国保加入者)	実施率(%) (初回実施者/ 対象者)	終了者数	終了率(%)	
						終了者/ 初回実施者	終了者/対象者
2	積極的支援	307	13	4.2	10	76.9	3.3
	動機付け支援	1,703	93	5.5	91	97.8	5.3
	合計	2,010	106	5.3	101	95.3	5.0
3	積極的支援	379	14	3.7			
	動機付け支援	1,791	183	10.2			
	合計	2,170	197	9.1			

(2) からだに栄養講座

特定保健指導対象者に体験や講話を通して栄養に関する理解を深め、指導終了後も適切な生活習慣を継続できるよう動機付けを行った。

対象者	動機付け支援の最終評価対象者又は積極的支援継続支援(3・4回目)対象者(令和2年度特定健診受診者)
内容	測定、栄養に関する講話、低カロリー弁当の試食、ワンポイントアドバイス等
場所	市役所
実施期間	令和2年11月～令和3年7月
参加者数	-
実施回数	新型コロナウイルス感染症の影響のため中止

(3) 運動教室(特定保健指導運動編)

特定保健指導対象者に、ウォーキングや筋トレ等の正しい知識や技術を学ぶ場を提供し、継続的に日常生活に運動を取り入れるきっかけづくりを行った。また、小グループ分かれて管理栄養士による栄養指導を実施した。

対象者	特定保健指導初回指導に該当する者
講師	健康運動指導士、管理栄養士
場所	スカイホール豊田
内容	運動に関する講話・実技、小グループでの栄養指導
教室開催数	7回
参加実人数	62名

(4) 重症化予防事業

ア. 糖尿病重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、糖尿病検査値等が高めで重症化するリスクが高くなることが予測される医療機関未受診者及び受診中断者に対して受診勧奨を実施した。

(令和4年3月末時点)

対 象	令和3年度豊田市国民健康保険特定健康診査受診者のうち、次に掲げる条件を満たす人 (1) 特定健康診査の結果がア～ウのいずれかに該当する人 ア HbA1c 7.0%以上 イ 「HbA1c 6.5%以上7%未満」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 ウ 「HbA1c 6.5%未満かつ空腹時血糖 126mg/dl 以上(随時血糖 200 mg/dl 以上)」かつ「eGFR45ml/min/1.73m ² 未満または尿蛋白(+)以上」 (2) 特定健康診査を受診した年度内に糖尿病の治療がない人				
内 容	特定健康診査結果の説明、医療機関への受診勧奨、生活習慣改善に向けた保健指導				
実施状況	1 特定保健指導対象者(手紙による受診勧奨)				
		対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導申込者数
	人数	48	23	10	3
	注：令和3年度健診受診者から対象者を抽出				
	2 特定保健指導非対象者のうち令和3年度事業実施者				
	年度	2	3		
	訪問	-	-		
	面接	-	-		
	電話	6	12		
	手紙	5	7		
	計	11	19		
	注 1) 令和2年度は令和2年12月から令和3年1月の特定健康診査受診者から対象者を抽出 2) 令和3年度は令和3年4月から令和3年10月の特定健康診査受診者から対象者を抽出				

イ. 高血圧重症化予防事業

特定健康診査受診者のうち、血圧値が受診勧奨判定値を超えており、重症化するリスクの高い医療機関未受診者に対して受診勧奨を実施した。

(令和4年3月末時点)

対象	令和3年度の特定健康診査結果において特定保健指導の対象者で以下の値に該当する人 (1) 収縮期血圧 140mmHg 以上 160mmHg 未満かつ、又は拡張期血圧 90mmHg 以上 100mmHg 未満 (2) 収縮期血圧 160mmHg 以上かつ、または拡張期血圧 100mmHg 以上				
内容	医療機関への受診勧奨、血圧に関する啓発資料配布、受診状況調査				
実施状況	手紙による受診勧奨を実施				
		対象者数	返信数	受診確認数	特定保健指導 申込数
	人数	764	404	178	20
注：令和3年度健診受診者から対象者を抽出					

(5) 「生活習慣病予防教室」

特定健康診査の結果において特定保健指導の対象とならないが、血液検査等リスク項目がある者を対象に、講義や実技を通して自ら健康管理できる力を身につけることで、生活習慣病の発症予防を図る。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

対象	<p>前年度の特定健康診査結果において、次の3つに該当し、検査値基準7つのうち3つ以上該当する人</p> <p>① 特定保健指導レベルが「情報提供」で、高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療内服しておらず、脳卒中、心臓病、腎臓病の治療を受けていない</p> <p>② 70歳以下(令和4年4月1日現在)</p> <p>③ 前年度の生活習慣病予防事業に参加していない</p> <p>検査値の基準</p> <p>①収縮期血圧 130mmHg 以上 ②拡張期血圧 85mmHg 以上 ③中性脂肪 150mg/dℓ以上 ④HDL コレステロール 39mg/dℓ以下 ⑤LDL コレステロール 140mg/dℓ以上 ⑥空腹時血糖値 100mg/dℓ以上または空腹血糖値がない人は、HbA1C5.6%以上 ⑦尿蛋白検査(+)以上</p>
講師	医師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士、保健師

◆ 栄養改善

健康増進法等に基づき各種栄養改善事業を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画(第三次)」の栄養・食生活分野の取組を推進するため、市民の健康の維持増進に努めた。

(1) 栄養相談

市民の栄養、食生活に関する相談に応じた。

栄養相談件数(令和3年度)：来所…1件、電話…7件

相談内容別内訳(延べ件数)

重点健康相談					総合健康相談
脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗しょう症	その他病態	
2	2	-	-	3	1

(2) 地区組織の育成、指導(栄養士連絡会)

市内在勤、在住の栄養士で構成する栄養士連絡会の会員を対象に研修会等を開催し、栄養士相互の連絡調整や資質向上を図った。より有意義な会として位置づける為、会員のニーズにあった研修会を実施し、参加者の増加に努めた。

	回数	参加者数	内容
研修会	4	69	経口補水療法、摂食嚥下障害、小児アレルギー
役員会	3	26	企画、協議、事業計画、連絡調整

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修会1回書面開催とした。

(3) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定給食施設事業実施状況報告書の提出を求め、給食内容や栄養士の配置状況などを把握し指導等を実施した。

ア. 状況調査(総計:220施設)

	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちら もない施設
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
学校	10	13	4	26	14	—	—	1
病院	4	15	12	76	29	—	—	—
介護老人保健施設	1	1	7	18	11	—	—	—
介護医療院	—	—	—	—	—	—	—	1
老人保健施設	11	15	9	14	12	1	1	—
児童福祉施設	4	10	—	—	—	1	1	—
社会福祉施設	4	4	1	3	1	1	1	2
事業所	57	59	8	11	9	13	14	41
寄宿舍	9	11	—	—	—	2	3	14
矯正施設	—	—	—	—	—	—	—	1
一般給食センター	—	—	1	3	2	—	—	—
計	100	128	42	151	78	18	20	60

イ. 指導施設数

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により施設指導の実施を中止した。

-施設(病院……、福祉……、事業所……、学校……、寄宿舍……)

(4) 食品表示法(保健事項)、健康増進法第65条第1項等指導・相談

被疑食品に関する指導、相談、収去

	指導	相談	収去
栄養表示基準	9	26	—
誇大広告	7	—	—

◆ **歯科保健(8020推進事業)**

健康増進法等に基づき各種歯科保健事業(教育・相談・健診)を実施した。

また、「健康づくり豊田21計画(第三次)」の歯の健康分野の取組及び「豊田市歯と口腔健康づくり条例」の施行に伴い作成された「8020(ハチマルニイマル)市民運動」を推進するため、歯科保健関係団体(歯科医師会・歯科衛生士会・豊田市健康づくり協議会等)と連携し歯科疾患の予防や歯・口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

(1) 来所・電話相談

市民が歯の健康について気軽に相談できるように、来所又は電話による歯科相談窓口を開設している。相談者のライフスタイルやQOLに配慮した相談を行うために、積極的に情報収集に努める必要がある。

日時：随時、来所(要予約)

内訳：来所…2件、電話…5件

(2) 歯の健康教育

ア. よい子の歯みがき運動啓発事業

6歳臼歯の保護育成を目的とし、市内のこども園(私立幼稚園含む)の5歳児を対象に普及啓発活動を展開した。

・啓発配布資料

4歳児「歯みがきカレンダー(両面)」…3,417部

5歳児「歯みがきカレンダー(両面)」…3,553部

5歳児保護者「家庭でできるむし歯予防、6歳臼歯は8020の道しるべ/いい歯の心得8か条」…3,553部

イ. 口腔機能向上支援事業(お口の健康教室)

高齢者が口腔機能を維持・向上し、いつまでも自立した豊かな生活を送ることができるよう、自治区、自主グループ、地域ふれあいサロン等を対象にオーラルフレイルに関する講話と比較的簡単にできる口腔機能に関する訓練や体操を指導する教室を開催している。

対象	高齢者					
内容	歯科衛生士による口腔機能向上に関する講話と実技指導(顔面体操、唾液腺マッサージ、飲み込みテストなど)					
年度	元		2		3	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
合計	31	605	—	—	11	135

ウ. 親子ピカピカ教室(むし歯予防教室)

子育て支援施設と共催または地域からの依頼により、むし歯の増加する時期に親子で歯について関心を持ち、生活習慣とのかかわりを認識して歯みがきの習慣化の必要性についての教室を開催している。

対象	未就園児					
内容	講話(むし歯予防、フッ素、噛むことについて)、相談、質疑応答					
年度	元		2		3	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
交流館	4	130	—	—	—	—
子育て支援施設	35	1,069	—	—	19	393
自主グループ(地域、団体等)	4	48	—	—	—	—
合計	43	1,247	—	—	19	393

エ. 歯っぴかフェスタ

歯と口の健康週間事業として、市民に歯と口の健康づくりに関する正しい知識啓発に努めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、体験型イベントは実施せず、商業施設等の協力を得てポスター掲示及び啓発物等の配布を実施した。

	項目	期間	詳細
1	ポスター掲示 (みんないい歯で元気になろう)	6月4日～6月10日	市内商業施設 31 か所に掲示
2	啓発物配布(歯ブラシ、冊子)		市内商業施設 18 か所に設置 配布数：1,800 セット

オ. その他健康教育

交流館、学校、自主サークル等地域で活動している人に対して、8020(ハチマルニイマル)を推進していくために歯や口の健康に関する講話及び実技指導を実施している。

年度	元		2		3	
依頼団体	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数	依頼回数	参加者数
交流館	2	77	—	—	—	—
園、学校(小、中、高校等)	—	—	—	—	—	—
自主サークル(地域、団体等)	1	39	—	—	2	44
合計	3	116	—	—	2	44

カ. いい歯の日キャンペーン

「自分で守ろう！自分の歯！」をスローガンに掲げ、11月8日を目途に市内の事業所等に啓発品を設置し、歯みがきの大切さと8020(ハチマルニイマル)に関する正しい知識の普及啓発をした。

- ・啓発品：デンタルフロス、啓発チラシ
- ・配布施設数：393 か所
- ・配布数：10,000 セット

(3) 歯科健康診査

ア. 成人歯科健診

20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳を機に歯の健康状態のチェックを受け、歯の健康についての知識を高めてもらうため、医療機関個別方式で健診が受けられる受診券を送付した。

個人負担金	無料		
対象者	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳		
年度	元	2	3
20歳	151	138	160
25歳	217	234	250
30歳	257	258	318
35歳	185	168	196
40歳	178	143	138
45歳	133	119	147
50歳	157	156	216
55歳	104	101	99
60歳	161	129	129
65歳	205	172	218
70歳	310	249	252
75歳	165	99	165
合計	2,223	1,966	2,288

イ. 妊産婦歯科健診

生理的变化に伴い歯周疾患が急増する妊産婦に対して、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に发育させるために、医療機関個別方式で健診が受けられる受診票を母子健康手帳交付時に配布した。

個人負担金	無料		
対象者	妊婦、産婦(産後1年未満)		
年度	元	2	3
妊婦	1,262	1,168	1,313
産婦	776	673	797
合計	2,038	1,841	2,110

ウ. 幼児歯科健診

う歯の保有者率が大きく増加する時期に、むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境、口腔状態に応じた個別口腔ケア指導を実施することが有効である。医療機関個別方式で、健診が受けられる受診券について、1歳6か月児健診で幼児歯科健診受診券①、3歳児健診で受診券②③を配布した。

個人負担金	無料		
対象者	1歳6か月～2歳児…受診券①、3歳児…受診券②、4歳児…受診券③		
年度	元	2	3
受診券①	892	992	1,087
受診券②	565	366	461
受診券③	374	331	331
合計	1,831	1,689	1,879

◆ 豊田市障がい者歯科事業

障がい者の歯科疾患予防及び疾患の早期発見を図ることを目的として、障がい者及び施設の職員に対し、歯科健康診査や施設への訪問指導を実施しました。

(年度末現在)

年度等	2		3	
	施設数	実施者(人)	施設数	実施者(人)
歯科健康診査(通所施設)	-	-	12	249
施設訪問指導(入・通所施設)	-	-	1	10

◆ 健康づくり豊田21計画(第三次)推進事業

(1) 普及啓発事業

ア. イベントによる啓発事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

イ. 小、中学生健康教育資料配布

生活リズム(睡眠)・喫煙防止・飲酒防止について、パンフレットを作成し、小中学校へ配布した。

内容	対象	部数	
生活リズム(睡眠) 「好調な小学校生活をスタートさせるために」	令和3年度小学1年生保護者	4,087	
生活リズム(睡眠) 「ねる子は育つって本当？」	小学生用	小学3年生	4,184
	中学生用	中学1年生	4,315
喫煙防止 「たばこってなあに？」	小学生用	小学6年生	4,548
	中学生用	中学2年生	4,417
飲酒防止 「アルコールってなあに？」	小学生用	小学6年生	4,548
	中学生用	中学3年生	4,487
飲酒防止 「子どもをアルコールから守りましょう」	小学6年生保護者		4,548
	中学3年生保護者		4,487

ウ. 啓発物品貸し出し・配布

健康づくりをPRするため、自治区等が主催する健康づくりに関するイベント・講座等へ啓発物品の配布、着ぐるみの貸し出しを行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により貸出を中止した。

・着ぐるみの貸し出し きらちゃん 一件、たべまる 一件

(2) ウオーキング地区支援事業

ア. ウオーキング地区支援事業

まちぐるみで行うウオーキングの促進を図るために、イベント企画の手引き「てくてく虎の巻」を作成し、ウオーキングイベントで使用する啓発物品の配布やグッズの貸し出しを行った。

主体分類	実施 件数	参加者数	啓発物 配布数	のぼり 貸出枚数	手旗 貸出本数	ピブス 貸出枚数	拡声器 貸出個数	歩数計 貸出個数
自治区	11	1,897	1,873	13	15	10	1	—
コミュニティ会議	12	1,380	1,354	20	20	—	—	—
ヘルサポ	1	400	222	3	—	—	—	—
高齢者クラブ	2	84	82	1	3	2	1	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	26	3,761	3,531	37	38	12	2	—

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止。

イ. ウォーキングコース整備事業

市民の自発的な健康づくりの動機づけと実践の支援のために、既存のウォーキングコースの整備及び啓発を行った。

(3) とよた健康マイレージ事業

ア. とよた健康マイレージ

愛知県との協働事業で、食事や運動などの健康づくり目標を、周りの人（サポーター）に応援してもらいながら、90日間取り組み、定着することを目的に実施した。

取組達成者：601人

イ. あいち健康づくり応援カード～MyCa～（優待カード）交付

とよた健康マイレージ事業の取組達成者に、年度に1回、愛知県内の協力店で使用できる優待カードを交付した。

優待カード交付数：398枚

(4) ベジタブル&トレーニング とよた プラス10^{じゅう}

健康づくり豊田21計画（第三次）の重点プロジェクトとして、「プラス10^{じゅう}」を合言葉に、「野菜摂取」と「運動」を日常生活へ取り入れる取組を実施した。

ア. 健康づくり啓発シール配布

「プラス10」を合言葉にした健康づくりを日常生活で実践できるよう、オフィス等に掲示するための啓発シールを配布した。

配布件数：183件

イ. 健康づくり教室実施

健康づくり啓発シール配布先のうち希望する事業所に対し、野菜摂取の講座と運動の実技の教室を実施。

実施回数：4件

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりDVD貸し出しにて実施。

ウ. 「野菜の日」啓発

8月31日の「野菜の日」に合わせ、市内スーパー等でチラシやのぼり旗を用いて啓発した。

実施店舗：31店舗

◆ きらきらウエルネス地域推進事業

中学校区ごとの地域特性に応じた健康づくりを地域主体で推進することにより、地域全体の健康水準の向上を目的とし、以下の事業を実施した。

(1) 健康づくり意見交換会

地域住民と共に、地域における健康課題を共有し、健康に関する理解を深め、課題解決に向けての取組について意見交換を行った。出された意見等を反映させ、住民と共働で事業計画案を作成し地域の健康づくりを推進していく。

年度	地域	内容	実施回数	参加人数 (延べ)	共催
29	竜神	意見交換会	2	64	—
		計画策定	4	56	策定メンバー
	上郷	意見交換会	2	68	地域会議、コミュニティ会議
		計画策定	4	50	策定メンバー
	藤岡南	意見交換会	2	91	コミュニティ会議
		計画策定	3	28	コミュニティ会議
	浄水	意見交換会	2	64	コミュニティ会議
		計画策定	3	25	策定メンバー
30	石野	計画策定	6	48	交流館運営委員会
元	高橋	意見交換会	2	65	コミュニティ会議
		計画策定	5	51	コミュニティ会議
	猿投	講演・意見交換会	2	133	コミュニティ会議
		計画策定	3	45	コミュニティ会議
	逢妻	意見交換会	2	64	コミュニティ会議
		計画策定	3	24	コミュニティ会議
	小原	計画策定	4	44	計画策定委員会
	豊南	計画策定	1	3	コミュニティ会議
2	益富	計画策定	2	11	コミュニティ会議
	足助	計画策定	9	146	高齢者課題等情報交換会(地域会議：足助地域会議ビジョン分科会) 足助地区子育て情報交換会
	下山	計画策定	10	115	下山地区まちづくり協議会 子育てに関する意見交換会
	旭	計画策定	8	124	持続可能なまちづくり協議会 地域会議
3	梅坪台	計画策定に関する会議等	10	151	地域会議：8回…13人
	梅坪台	意見交換会	2	47	
	井郷	計画作成の意見聴取	10	55	計画作成委員会(10月、12月)
	井郷	計画策定に関する打合せ等	2	10	Iプラン推進会議第1部会
令和3年度 合計		意見交換会	2	47	
		計画策定	22	216	

計画に基づく健康づくり事業実施（事業数／参加人数(実・延べ)）

年度 地域	元			2			3		
	事業数	参加人数		事業数	参加人数		事業数	参加人数	
		実	延べ		実	延べ		実	延べ
松平	22	961	3,296	11	134	4,911	24	172	3,792
藤岡	20	1,276	2,552	5	70	230	4	68	1,140
美里	136	9,439	68,680	74	2,439	58,610	78	2,737	41,989
若園	31	3,419	5,404	5	172	1,023	5	165	1,365
猿投台	45	1,524	7,927	10	136	3,596	29	1,187	7,566
崇化館	14	567	4,498	4	189	942	2	51	51
豊南(今自治区)	9	337	1,018	—	—	—	—	—	—
竜神	71	1,251	3,165	13	242	1,570	8	142	1,278
上郷	41	1,403	4,446	16	571	2,421	11	232	2,528
藤岡南	14	626	1,467	4	159	159	3	65	65
浄水	33	1,746	15,693	20	1,290	14,283	16	412	1,0609
石野	36	1,064	3,450	5	74	164	12	204	360
高橋	2	46	116	16	1,283	3,329	37	732	7,524
猿投	2	38	178	3	461	461	5	80	713
逢妻	2	38	88	15	566	6,707	11	897	5,295
小原	1	11	44	20	514	1,838	14	161	1,815
豊南	1	3	3	—	—	—	20	317	3,700
益富	—	—	—	1	6	11	30	2,483	11,618
足助	—	—	—	1	24	146	14	177	1,657
下山	—	—	—	1	39	115	5	50	50
旭	—	—	—	1	39	124	8	87	782
合計	480	23,749	122,025	225	8,408	100,640	336	1,0419	103,897

(2) 地域診断検討会

各課が保有するデータから地域の健康課題を共有し、その原因や背景を明確にすることにより、科学的根拠に基づいた保健事業の推進や連携を図ることを目的に開催する。

年度	開催日	内容	出席	参加人数
29	1月29日	(1)きらきらウエルネス地域推進事業の進捗状況 (2)健康関連データの報告 (3)各課の健康に関する課題とその対策や方向性、関連計画について (4)『連携してできる健康づくりの取組について』グループワーク	13課	28
30	2月15日	(1)健康関連データの収集結果の報告 (2)介護保険データ分析結果の報告 (3)地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果の報告 (4)健康課題の体系図についての意見交換 (5)課題解決に向けた方向性の意見交換	13課	25
元	9月19日	(1)健康関連データ・健康課題の共有 (2)市民に伝わる健康課題ストーリーの検討、必要データの選定 (3)運用方法	6課	11
	10月30日	(1)啓発媒体(案)の検討、掲載データの確認 (2)啓発行動ポイント及び紹介事業の選定 (3)運用方法	6課	11
2	3月15日	(1)健康関連データ・健康課題の共有 (2)健康課題の啓発について協議	11課	19
3	※新型コロナウイルスの影響により、未開催			

(3) 地域の健康づくり発表会

きらきらウエルネス地域推進事業の各中学校区での取組を発表することで、市内の健康づくりの活動の充実を図ることを目的とする。

年度	開催日	開催場所	発表地区数	発表者	参加者	参加人数
29	平成30年 3月27日	豊田産業文化 センター 小ホール	4(藤岡、松 平、美里、若 園)	市民、 地区担当保健師	市民、市職員 関係機関	220
30	平成31年 3月26日	庁内会議室	5(崇化館、猿 投台、上郷、豊 南、旭)	地区担当保健師	市民、市職員 関係機関	144
元	令和2年1 月8日	豊田市民文化 会館小ホール	3(竜神、石野、 浄水)	市民、 地区担当保健師	市民、市職員 関係機関	188
2	未開催	※令和元までは毎年開催、令和2年度からは2年に1回(奇数年)に開催				
3	未開催	※開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止				

(4) 健康づくり推進事業補助金

地区コミュニティ会議(健康づくり部会等)が実施する健康づくり推進事業に補助金を交付することで、コミュニティ活動の活性化と健康づくりに取り組む地域住民の増加を図ることを目的とする。

年度	地区数	地区名
29	9	逢妻、梅坪台、浄水、美里、前林、井郷、石野、猿投、藤岡南
30	14	逢妻、梅坪台、浄水、崇化館、美里、松平、稲武、上郷、末野原、前林、若園、井郷、猿投、藤岡南
元	13	逢妻、梅坪台、浄水、美里、松平、足助、稲武、上郷、末野原、前林、若園、井郷、藤岡南
2	2	浄水、前林
3	4	逢妻、浄水、松平、前林

◆ ヘルスサポートリーダー養成事業

(1) ヘルスサポートリーダー養成講座

主に地域の健康づくり教室にかかわる健康づくりボランティアを養成するために、栄養・運動・生活習慣病予防等健康づくりに関する知識や技術を習得するための講座を開催した。修了者は23名であった。

回	日程	講座内容	受講者数
1	12月17日	健康づくり豊田21計画（第三次）について 豊田市健康づくり協議会とは 生活習慣病について 新型コロナウイルス感染症対策について	23
2	12月21日	特定健康診査について フレイル予防について 実技：ストレッチ・筋トレ・たべまる体操	23
3	令和4年 1月18日	歯科・口腔の健康について 健康づくりと栄養 ロールプレイ「ヘルサポ体験」 修了証授与	23
延べ受講者数			69

(2) ヘルスサポートリーダースキルアップ事業

ヘルスサポートリーダーが、地域の健康づくりを推進するために必要な知識や技術を習得できるよう研修会等を行った。

ア. スキルアップ研修

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の中央集中型でなく、地区会で地区担当保健師が行った。

日にち 令和3年7月～11月

場 所 市内交流館等26か所

内 容 新型コロナウイルス感染症予防・対策について

人 数 延195人

イ. 出前育成研修

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

ウ. ブロック研修

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

(3) ヘルスサポートリーダーが行う健康講座

「健康づくり豊田21（第三次）」計画を推進するため、「ベジタブル&トレーニングとよたプラス10」を推進する健康づくり講座を企画、その他地域が主催する講座、地域介護予防活動支援事業等に向いてミニ講話等を実施した。

地区	実施回数	参加実人数	内訳（延）															
			栄養		プラス10		野菜 350g		運動		健診PR		健康チェック		展示		その他	
			回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
崇化館	2	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	18	1	-	1	18
朝日丘	9	122	-	-	-	-	2	23	3	34	1	14	6	116	-	-	3	54
逢妻	1	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	34
梅坪台	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	-	-	1	6	-	-	-	-
浄水	1	50	-	-	-	-	1	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高橋	3	97	-	-	-	-	-	-	2	85	-	-	-	-	1	-	-	-
美里	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
益富	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上郷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊南	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
末野原	4	116	-	-	-	-	-	-	3	116	-	-	2	84	1	-	2	20
若林	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
竜神	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
若園	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
前林	2	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	75	1	-	-	-
猿投台	9	228	-	-	-	-	-	-	7	190	2	51	-	-	1	-	-	-
井郷	4	26	-	-	-	-	1	12	1	14	1	14	1	12	2	-	-	-
保見	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
猿投	6	4	-	-	-	-	1	4	-	-	1	2	-	-	5	-	-	-
石野	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-
松平	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藤岡	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
藤岡南	2	45	-	-	-	-	-	-	-	-	1	45	-	-	1	-	-	-
小原	4	133	-	-	1	133	0	0	-	-	0	0	-	-	3	-	-	-
足助・稲武	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
下山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
総計	63	894	1	6	2	139	6	95	17	445	6	126	12	311	31	-	7	126

地域介護予防活動支援事業

地区	実施回数	参加実人数	内訳（延）							
			フレイル		健診受診		プラス10		野菜 350g	
			回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
崇化館	4	33	4	33	-	-	-	-	-	-
朝日丘	1	14	1	14	-	-	-	-	-	-
逢妻	5	61	4	48	-	-	-	-	1	13
梅坪台	1	3	1	3	-	-	-	-	-	-
浄水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高橋	5	71	5	71	-	-	-	-	-	-
美里	7	113	7	113	-	-	-	-	-	-
益富	4	37	2	19	1	8	1	10	-	-
上郷	5	55	3	37	1	9	1	9	-	-
豊南	3	45	2	28	-	-	1	17	-	-
末野原	2	14	1	7	-	-	-	-	1	7
若林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竜神	4	35	3	24	-	-	1	11	-	-
若園	5	64	3	37	2	27	-	-	-	-
前林	4	39	4	39	-	-	-	-	-	-
猿投台	2	25	2	25	-	-	-	-	-	-
井郷	2	20	1	10	-	-	1	10	-	-
保見	1	11	1	11	-	-	-	-	-	-
猿投	2	22	1	13	1	9	-	-	-	-
石野	8	61	4	39	2	14	1	5	1	3
松平	3	44	3	44	-	-	-	-	-	-
下山	2	14	2	14	-	-	-	-	-	-
藤岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藤岡南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小原	5	36	4	28	-	-	-	-	1	8
足助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稲武	1	3	1	3	-	-	-	-	-	-
旭	1	5	1	5	-	-	-	-	-	-
総計	77	825	60	665	7	67	6	62	4	31

◆ 自殺対策計画推進事業

平成31年3月に策定した豊田市自殺対策計画に基づいて、特に未然防止に重点をおき、「一人でも多く自殺者を減らす」ことを目標に、市民等への啓発活動及び人材育成に努めた。

(1) 市民、事業所への啓発

ア. 自殺予防キャンペーン

集中的な啓発事業等を通じて、市民に自殺やうつ病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、これらに対する偏見をなくし、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいた場合の対応方法についての理解を図った。

自殺予防週間／令和3年9月10日～16日

日程	事業名	実績
9月1日～30日	庁内職員及び来庁者への啓発	庁内放送・電光掲示・ポスター掲示 啓発物品5種配布(合計130セット)
9月10日～16日	豊田市中央図書館来庁者への啓発	特設コーナー設置 啓発物品5種配布(合計330セット)

自殺対策強化月間／令和4年3月

日程	事業名	実績
3月1日	事業場等へニュースレター配信	紙媒体700部、電子メール55通
3月1日～31日	庁内職員及び来庁者への啓発	庁内放送・電光掲示・ポスター掲示 特設コーナー設置 啓発物品7種配布(合計290セット)
3月1日～31日	豊田市中央図書館来庁者への啓発	特設コーナー設置 啓発物品6種配布(合計1250セット)

イ. こころの健康づくりニュースレター

事業場に対してこころの健康づくり等に関する情報を提供することにより、事業場の就労者及びその家族の健康づくりに対する意識の向上をめざし、職場ぐるみ、地域ぐるみで健康づくりに取り組めるための動機づけの機会とした。

時期	1月～3月(月1回)	
対象者	豊田労働基準協会加盟の700事業場の従業員 豊田商工会議所メールマガジン読者等	
方法	豊田労働基準協会：加盟の700事業場に紙面配布(うち55事業場へ電子メールにて同時配信) 豊田商工会議所：メールマガジンにて配信 豊田市役所：ホームページ掲載及び啓発コーナーへ紙面設置 豊田市中央図書館：特設コーナーへ紙面設置	
内容	こころの健康づくり等に関する情報提供(A4 2枚程度)	
時期	テーマ	担当者
1月	「ストレスへの対応方法(職場編)」	医療法人美衣会 衣ヶ原病院 副院長 加藤 豊文
2月	「ストレスへの対応方法(家庭編)」	
3月	「ストレスへの対応方法(コロナ禍編)」	

ウ. 若者向けのこころの健康づくり啓発

大学、高専の学校祭にてチラシや啓発グッズを配布し、若年層へこころの健康づくりの意識付けを図った。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

エ. 自殺未遂者支援

「自殺未遂再発防止相談カード」を作成し、医療機関、警察署、消防署を通じて、自殺未遂者等へ配布した。

オ. こころの健康づくり講演会

日程	形態・タイトル・講師	実績
11月10日～23日	YouTube 配信 アルコールとうつ、自殺 久里浜医療センター 真栄里 仁	視聴回数 321回
1月26日	ZOOM Live 配信 睡眠負債を抱えないために 中部大学 宮崎 総一郎	視聴者 35人

(2) ゲートキーパー養成研修

ア. 市職員向けゲートキーパー養成研修

窓口における各種相談対応等を通して、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために全庁的な取組として職員への研修を実施した。

日程	事業名	実績
7月1日～7月16日	市新規採用職員向けゲートキーパー研修	Eラーニング受講率：98.2%
7月29日～8月13日	市職員向けゲートキーパー研修	Eラーニング受講率：92.3%

イ. 支援者向けゲートキーパー養成研修

地域における各種相談対応等を通して、自殺リスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために支援者への研修を実施した。

日程	事業名	実績
7月9日～12月14日	民生委員・児童委員向けゲートキーパー研修	203人（10地区）

◆ 受動喫煙防止対策事業

(1) 受動喫煙防止啓発事業

とよた下町おかみさん会とのクリーンアップ活動を市民との共働で実施した。

日時	場所	内容
毎月第1金曜日 午前8時～8時30分	名鉄豊田市駅	タバコの吸殻等のごみ拾い

(2) 世界禁煙デー及び禁煙週間啓発事業

期間	内容	場所等
5月31日～6月6日	ポスター掲示及び啓発物等（除菌ウェットティッシュ、チラシ）の配布	ポスター掲示：庁内掲示板及び市内事業所等（768か所） 啓発品配布数：1,380セット
5月31日～6月6日	庁内放送・啓発物展示	豊田市役所庁舎内

禁煙外来治療費助成事業禁煙を希望する市民に対して、禁煙外来治療費の一部を助成しました。

年度	3
事前届出件数	38
交付数	7

◆ 食育推進事業

平成 28 年 9 月に策定した第 3 次豊田市食育推進計画に基づいて推進事業を展開した。

(1) 推進組織

豊田市食育推進会議

日程	主な内容
—	—

注：令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(2) 食の学び舎開設

ア. 親子食育講座

子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活をおくる能力を身に付けるよう、また食べ物に対する意識を高め、よい生活習慣を身に付けるために、幼児期から小学生とその保護者を対象に講話や調理実習を実施した。

年度	2			3		
	回数	人数		回数	人数	
		子ども	大人		子ども	大人
初級	—	—	—	—	—	—
中級	—	—	—	—	—	—
行事食	—	—	—	—	—	—
お話	—	—	—	—	—	—
子育て支援センター	—	—	—	13	77	77
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	13	77	77

注：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

イ. 栄養教育(出前講座)

自主サークル等地域で活動している人に対し、栄養、食生活に関する講話、相談を実施した。

年度	29	30	元	2	3
件数	19	18	13	—	2
人数	361	514	306	—	32

注：令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

(3) 食育実践教材の作成

子どもたちが、望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間性と健康な体をはぐくむことができるよう、カリキュラムに基づく食育実践教材を配布、販売した。

①「箸の持ち方・食事のマナーについて」ちらしを配布

対象：新入園児、小学校新入学児童(保護者向け)、中学校新入学生徒(本人向け)

②食育教材の貸出、活用 14 回

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により貸出制限あり。

③平成21年度に作成した「豊田市食育カルタ」を課窓口にて販売した。

平成 21 年 12 月から販売開始：1 セット…300 円

(4) かみかみ運動推進

よく噛んで食べることの必要性について、体験ツール(かみかみセンサー)を活用し啓発事業を実施した。また、8020市民運動(いい歯の心得8か条)及び健康づくり豊田21計画(第三次)の推進を併せて実施した。

年度	元		2		3	
施設	施設数	参加延べ人数	施設数	参加延べ人数	施設数	参加延べ人数
小学校	8	420	—	—	—	—
中学校	—	—	—	—	—	—
高校	—	—	—	—	—	—
その他(自治区等団体)	12	1,110	—	—	—	—
合計	20	1,530	—	—	—	—

注：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から咀嚼チェックガムの貸出は中止とした。

(5) 食育月間・食育の日普及啓発

食育の大切さを市民にPRするため、食育月間(6月)の食育の日(毎月19日)「おうちでごはんの日」を中心に啓発等を実施した。

	項目	期間	内容
1	横断幕設置	6月1日～6月30日	駅前等市内3か所設置
2	懸垂幕設置	6月9日～6月30日	市役所内1か所設置
3	市役所内PR	6月19日	庁内放送にて「毎月19日はおうちでごはんの日」をPR
4	バス車内広告掲載	6月1日～6月30日	おいでんバス全路線にてポスター車内掲載
5	市内スーパーにてPR	6月1日～6月30日	市内スーパー等(31店舗)にてポスター掲示 うち18店舗にて啓発グッズ設置

(6) 食育人材バンク

食育に関する知識や技術、経験を持つ人材を登録し、地域等からの依頼に応じて食育活動を実施した。平成30年6月に「食育応援し隊」と「人材バンク」を統合した。

食育人材バンクの募集と登録件数

食育人材バンク登録件数	27件
食育人材バンク活用状況	活動件数…1件、参加者数…12名

(7) 食育Facebookによる啓発

10代後半から20代の若い世代に焦点を当て、望ましい食事や食習慣に関心を持つきっかけづくりとしてSNSを活用し、食に関する知識・イベント情報等を随時発信した。また食を通じて自らの健康に配慮した食生活を送ることができるよう啓発を行った。

内容	件数
市の食育事業の紹介やイベントに関する情報	8
食育に関する情報	25
食育応援し隊・人材バンクの活動紹介に関する情報	—
たべまるの活動報告に関する情報	—
行事食に関する情報	15
健康に関する情報	2
その他	1
合計	51

(8) たべまるを活用した食育事業

食育キャラクターたべまるを活用し、市内全園の年長児及びその保護者に好ましい食習慣や食の大切さを伝えるために、食育啓発媒体を作成し、配布をした。

(9) 行事食の普及

食文化への意識を高めるため、子どもと大人が一緒になって行事食に触れる機会として、次の教室を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

親子行事食教室…一回

(10) 高校生への出前食育講座

市内高校生を対象に、朝食の大切さやバランスの良い食事を理解し、自分の食生活を振り返る機会として、出前講座を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

実施校数	—	全校または指定学年への講話	—
	—	指定学年への講話・調理実習	—
	—	文化祭への参加（健康づくりコーナー）	—

(11) 若者向け食育啓発事業

将来親になる若者が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることや、調理を通して食に対しての親しみを持つことを目的に講座を開催した。

市内高校オンライン食育授業…2回

◆ 原子爆弾被爆者援護事務

市内の原子爆弾被爆者の便宜を図るため、愛知県知事への申請の経由事務等を行った。

項目	件数
被爆者健康手帳交付申請、再交付申請	1
被爆者死亡届、葬祭料支給申請書	2
被爆者一般疾病医療機関指定申請、変更、辞退	14
被爆者医療特別手当健康状況届	—
各種手当認定申請	—
被爆者一般疾病医療費支給申請	—
被爆者一般疾病医療費一部負担金相当額支給申請	5
被爆者居住地変更届	—
被爆者介護手当支給	—
訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請	—
振込先口座変更届	—
交通手当金支給申請	2

11 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表1から表3のとおりである。

なお、一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)の届出はなかった。

表1 三類感染症届出状況

感染症名	人数
腸管出血性大腸菌感染症	5

表2 四類感染症届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
E型肝炎	1	レジオネラ症	8
つつが虫病	1	日本紅斑熱	1
			計 11

表3 五類感染症(全数報告)届出状況

感染症名	人数	感染症名	人数
アメーバ赤痢	4	梅毒	22
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	14	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
侵襲性肺炎球菌感染症	11	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
水痘(入院例に限る。)	2	後天性免疫不全症候群	5(1)
急性脳炎	1	播種性クリプトコックス症	1
			計 63(1)

注:()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置(令和3年度中2021/2022シーズン)は、令和3年9月6日から実施されたが、令和3年度末日まで市内での学級閉鎖等の発生は表4のとおり認められなかった。

なお、過去の状況は、表5のとおりである。

表4 インフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

施設区分	施設数				患者数	欠席者 (再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	—	—	—	—	—	—
小学校	—	—	—	—	—	—
中学校	—	—	—	—	—	—
高等学校	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	0	0	0	0	0	0

表5 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

シーズン	2016/2017	2017/2018	2018/2019	2019/2020	2020/2021
施設数	130	177	110	103	0
患者数	1,893	2,550	1,468	1,244	0
欠席者(再掲)	1,586	2,106	1,315	1,109	0

注：各シーズンの年度末状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を指定届出機関から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

【指定届出機関 12 医療機関】

・小児科定点 9 定点 ・STD(性感染症)定点 4 定点 ・疑似症定点 2 定点
 ・内科定点 6 定点 ・眼科定点 2 定点 ・病原体定点 3 定点
 ・インフルエンザ定点 9 定点 ・基幹定点 1 定点

エ. 一般市民への啓発

感染症予防に関する正しい知識を普及するための出前講座の受付をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施の実績はなし。

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等相談及び検査

世界エイズデーにあわせて12月9日夜間にHIV及び梅毒の検査を行った。

表1 相談及び検査件数等

検査項目			HIV相談
HIV	梅毒	クラミジア	来所・電話
12	12	-	-

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりクラミジア検査未実施

イ. 普及啓発事業

エイズを含めた性感染症予防のため、キャンペーン事業を実施した。

世界エイズデー関連事業としてボランティア団体との共働によるレッドリボンツリー設置を行った。

世界エイズデー関連事業

実施行事名	協力機関	内容
広報活動 報道機関発表	各新聞社	世界エイズデー関連事業紹介
レッドリボンツリー設置 11月24日～12月24日	国際ソロプチミスト豊田	レッドリボンをアレンジしたツリーの設置(市役所東庁舎1階)
エイズ検査 夜間検査：12月9日		HIV検査

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

受検者数	B型陽性者数 1)	C型陽性者数 2)	協力医療機関数
218	2	2	101

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	B型	C型	B型+C型	計
令和3年度	19	15	—	34

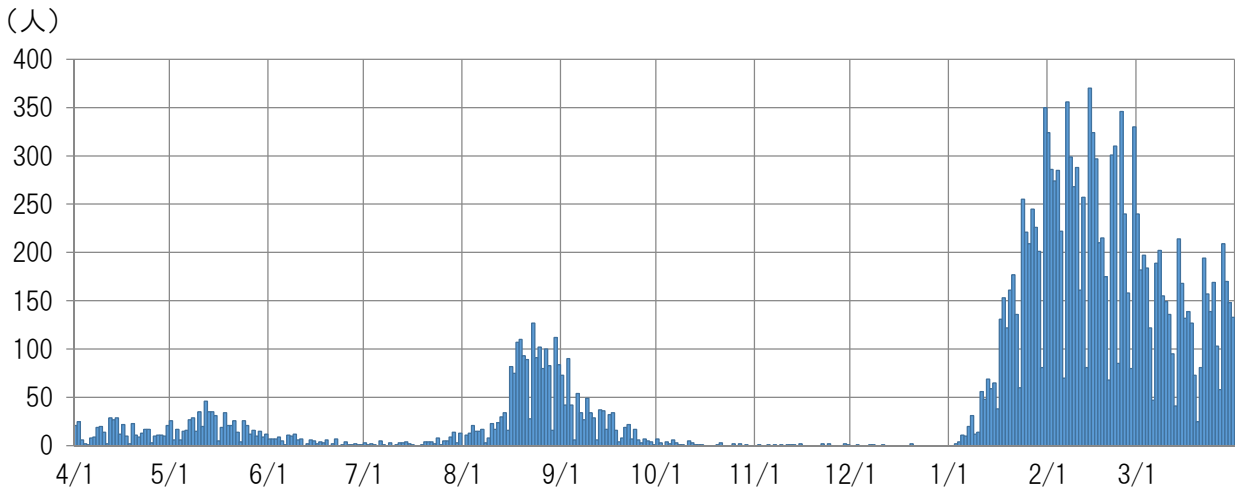
(3) 新型コロナウイルス感染症

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、これに伴い、法の一部が改正され、同月13日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。令和4年2月のピーク時には1日の届出件数が350件を超えた。

ア. 発生状況

表1 新型コロナウイルス等感染症届出件数

感染症名	新型コロナウイルス感染症
人数	18,120 (うち市公表分 17,952)



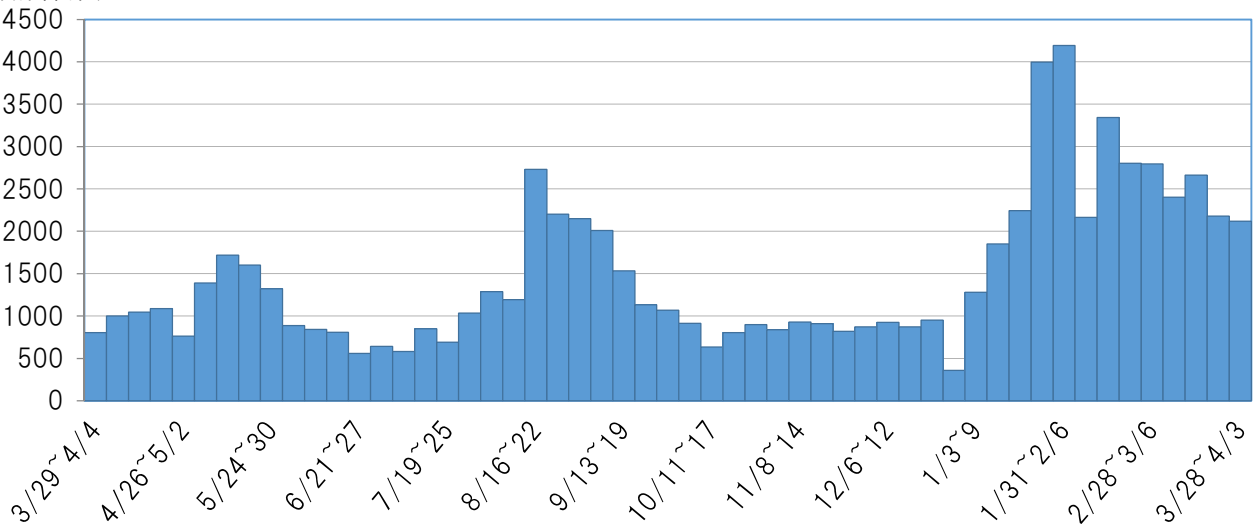
イ. 検査実施件数(医療機関実施分)

当初は、帰国者・接触者外来でのみ検査実施可能であったが、令和2年10月26日からは「かかりつけ医」等地域の医療機関で検査を行っている。

表2 検査実施件数

検査実施件数 (件)	67,695
------------	--------

(週合計件数)



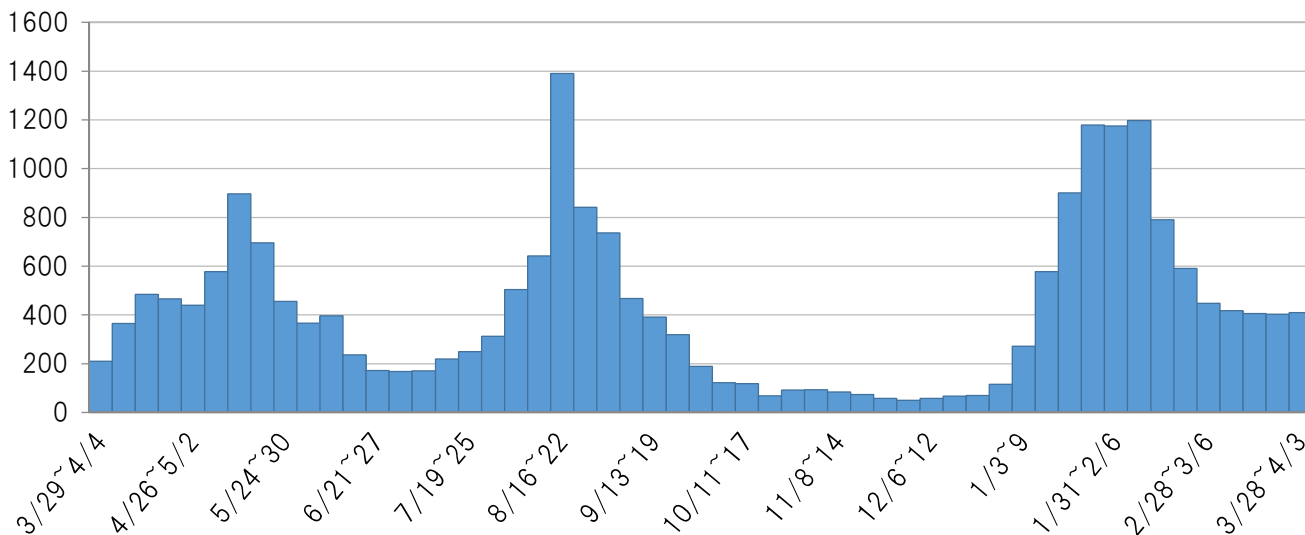
ウ. 受診・相談センターへの相談件数

発熱等の症状がある方でかかりつけ医がない方、相談する医療機関に迷う方を対象に、相談対応を行った。

表 3 相談実施件数

相談件数（件）	21,956
---------	--------

(週合計件数)



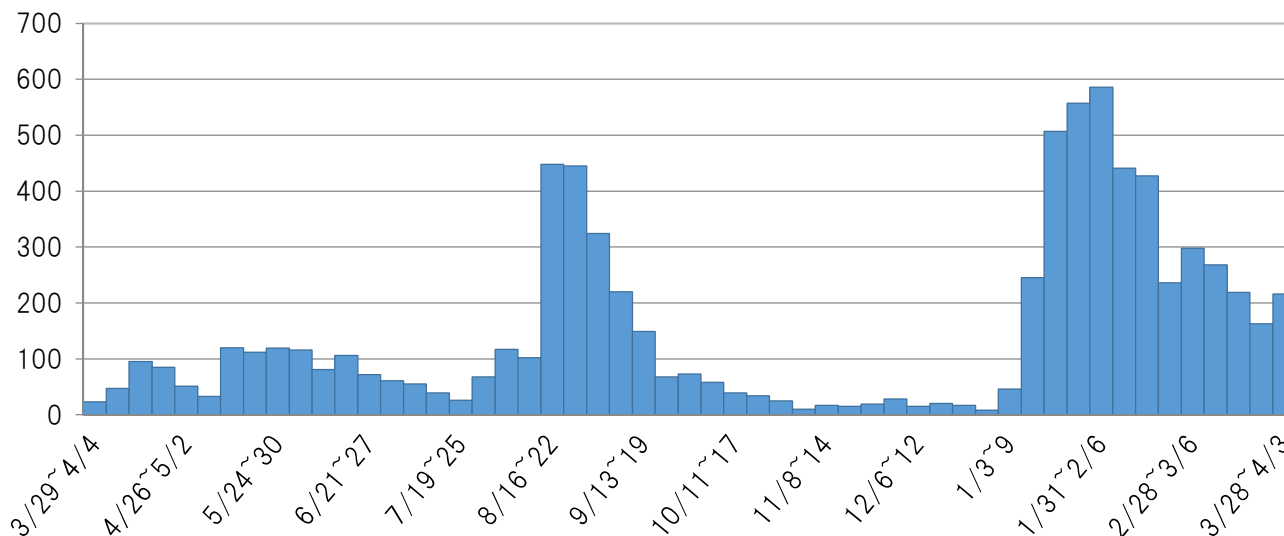
エ. 電話相談窓口への相談件数

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談の対応を行った。

表 4 相談実施件数

相談件数（件）	7,723
---------	-------

(週合計件数)



オ. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防するため、令和3年4月から新型コロナウイルスワクチン接種を実施し、8割以上の市民が1・2回目の接種を完了した。さらに、令和3年12月から追加接種（3回目接種）を実施している。

表5 新型コロナウイルスワクチン1・2回目接種の接種回数及び接種率（令和4年3月31日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）			
	12歳～64歳	65歳以上	年齢不明	全体
1回目接種	235,945回 (84.9%)	95,131回 (95.8%)	2,348回 (－)	333,424回 (88.4%)
2回目接種	233,992回 (84.2%)	94,883回 (95.5%)	2,183回 (－)	331,058回 (87.7%)

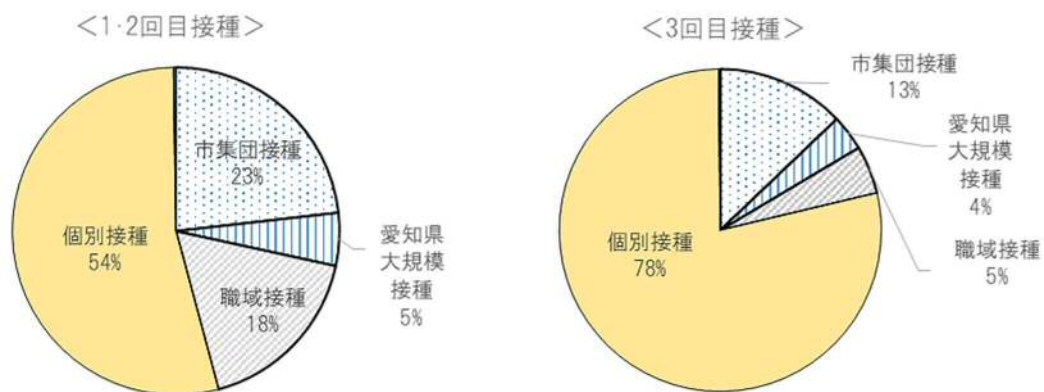
※接種率の母数は、令和3年4月1日時点の対象者人口

表6 新型コロナウイルスワクチン3回目接種の接種回数及び接種分類（令和4年3月31日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）			
	18歳～64歳	65歳以上	年齢不明	全体
3回目接種	80,266回 (31.8%)	84,761回 (85.3%)	173回 (－)	165,200回 (46.9%)

※接種率の母数は、令和3年4月1日時点の対象者人口

表7 新型コロナウイルスワクチン1～3回目接種の接種分類（令和4年3月31日時点）



◆ **B型・C型肝炎患者医療給付事業**

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、B型・C型肝炎患者医療給付事業申請受付と県への進達事務を行った。

(各年度末現在)

年度	申請数				
	29	30	元	2	3
B型肝炎(新規)	23	18	25	8	21
B型肝炎(更新)	151	155	156	70	147
C型肝炎(新規)	70	58	61	28	28

◆ **結核予防**

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めている。

(1) **健康診断実施状況**

ア. **定期健康診断**

感染症法第53条の2の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期の健康診断を行った(表1)。また、定期健康診断の確実な実施を図るため、学校長及び施設の長が行う定期の健康診断に要する費用(胸部エックス線撮影の経費)について同法第60条により補助を行った。令和3年度の補助対象数は13法人(25施設)、うち、学校が5法人(6施設)である。

表1 定期健康診断実施状況

(令和3年度)

	対象人数	受診者 (A)	受診率	間接 撮影者数	直接 撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	120,262	52,523	43.7	1,099	51,424	—	—	—	—
事業所従事者 1)	12,504	11,943	95.5	587	11,356	—	—	—	—
学生・生徒 2)	6,699	6,661	99.4	410	6,251	—	—	—	—
施設入所者	1,708	1,622	95.0	102	1,520	—	—	—	—
その他 3)	99,351	32,297	32.5	—	32,297	—	—	—	—

- 注 1)事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員
 2)学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの
 3)その他は65歳以上の者(肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数)
 4)「結核患者」欄の率は、(B)／(A)
 5)「予防内服」欄の率は、(C)／(A)

イ. **接触者健康診断**

患者家族等に対しては、同法第17条の規定に基づいて接触者の健康診断を行った(表2)。健診の結果、令和3年度は結核患者、潜在性結核感染症ともに診断された者はなかった。

表2 接触者健康診断受診状況

(令和3年度)

	対象人数	受診者 (A)	受診率	発見者数			
				結核患者1)		潜在性結核感染症2)	
				数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	126	123	97.6	—	—	—	—
患者家族	91	91	100.0	—	—	—	—
接触者	35	32	91.4	—	—	—	—

注 1) 「結核患者」欄の率は、(B)／(A)

2) 「潜在性結核感染症」欄の率は、(C)／(A)

表3 接触者健康診断検査項目別実施状況

(令和3年度)

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	8	96	18	—	—
患者家族(件)	7	70	13	—	—
接触者(件)	1	26	5	—	—

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表4及び図1のとおりである。なお、潜在性結核感染症は12名である。

結核患者及び潜在性結核感染症の医療費には公費負担が適応され、入院患者(同法37条)、通院患者(同法37条の2)の別に、表5のとおり支出している。

表4 結核発生状況

年	豊田市								愛知県		全国	
	人口	新登録 患者数	うち 外国人	罹患率	塗抹陽性 罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性 罹患率	罹患率	塗抹陽性 罹患率
29	423,865	53	17	12.5	4.3	2	0.5	118	12.6	4.9	13.3	5.0
30	425,828	52	14	12.2	4.0	5	1.2	105	13.2	4.5	12.3	4.6
元	426,142	34	10	8.0	1.4	1	0.2	100	11.5	3.4	11.5	4.1
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	10.5	3.2	10.1	3.7
3	420,022	28	8	6.7	1.7	2	0.5	67	—	—	—	—

注 1)人口は毎年10月1日現在の推計人口である

2)新登録患者数は潜在性結核感染症を除く数である

3)「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した

4)「死亡数」は、死因が結核死であった者を計上した

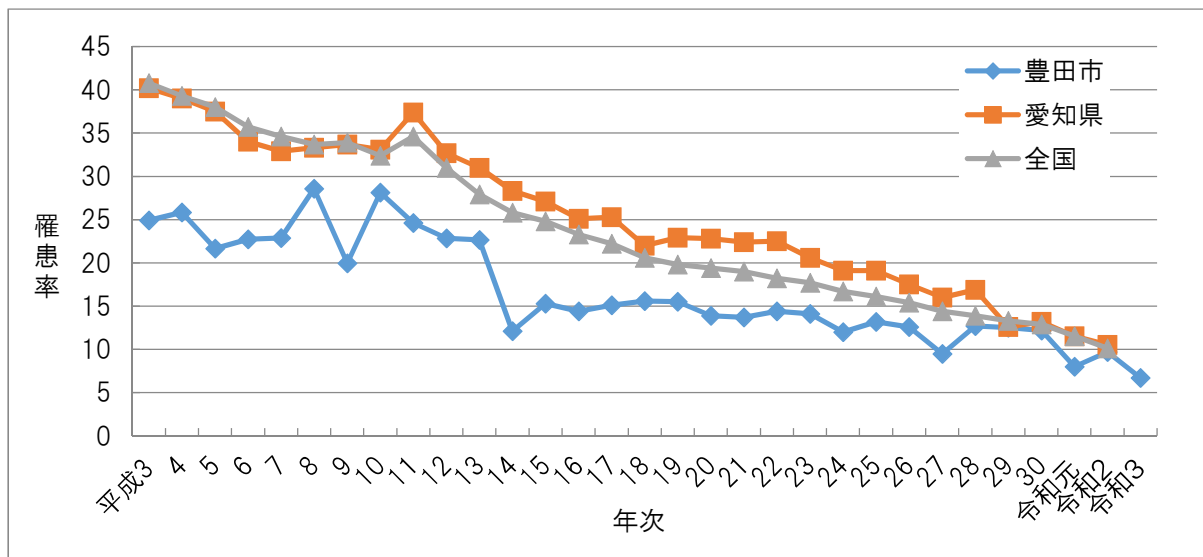
5)愛知県は名古屋市を除く

表5 結核医療費(公費分)の内容

(令和3年度)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
入院患者	5	282,271	13	1,191,220	21	1,363,319	39	2,836,810
通院患者	166	530,993	57	128,939	166	106,952	389	766,884

図1 新登録患者罹患率



注 平成17年からは合併後の罹患率

イ. 登録者の病状把握と精密検査

感染症法第53条の13の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等の登録者に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影等の精密検査を実施している。

表6 精密検査実施状況 (令和3年度)

実施方法	精密検査		定期病状調査 3)	定期健康診断 4)	合計
	保健所健診 1)	医療機関 2)			
件数	12	102	24	9	147

- 注 1)保健所健診：豊田地域医療センターで実施
 2)医療機関：通院先の医療機関で実施
 3)定期病状調査：医療機関等に対して患者の病状の照会を行い、精密検査の結果を確認
 4)定期健康診断：職場健診や特定健康診断等の健診結果を確認

ウ. 訪問指導等

患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるよう、保健師による家庭訪問や面接で相談、助言等の支援を行った。また、家族等に対しては感染・発病から守るために疫学調査を行うと同時に、正しい情報を提供し、不安の軽減を図った。

表7 保健指導の内容・方法別実施状況 (令和3年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談	地域DOTS *		
				薬局	施設	訪問等
患者実人数	51	17	—	2	3	1
延べ数	171	50	397	7	11	4

注 患者の確実な服薬を支援するために、薬局や施設等の地域支援者の協力のもと、治療完遂に向けて服薬支援を実施。地域支援者の報告書から、服薬・受診状況を把握し、患者・家族への助言を行った。

DOTSとは、Directly Observed Treatment Short Course(直接服薬確認療法)のことで、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的としたA類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的としたB類疾病(高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

「子宮頸がん予防ワクチン」については、平成25年6月から積極的な勧奨を差し控えているが、令和2年10月に勧告の一部が改正されたことから、ワクチンの有効性、安全性に関する情報等の個別通知を実施している。その後、令和3年11月に勧告が廃止され、積極的な勧奨を再開することとなった。

また、令和4年3月31日までの3年間に限り、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種(風しん第5期)の対象者とし、抗体検査・予防接種を実施することとなった。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移(定期予防接種のみ) (単位:%)

年度	元	2	3
急性灰白髄炎(不活化ワクチン)
3種混合(第1期初回)
3種混合(第1期追加)
4種混合(第1期初回)	99.0	105.1	97.4
4種混合(第1期追加)	102.9	111.2	106.2
2種混合(第2期)	82.3	91.1	82.6

注:ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

:急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度	元	2	3	
麻しん風しん混合	第1期	99.6	97.2	96.9
	第2期	94.8	95.2	94.0

注:麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	元	2	3
日本脳炎(第1期初回)	98.9	102.1	83.9
日本脳炎(第1期追加)	103.2	91.2	42.4
日本脳炎(第2期)	89.1	89.7	20.4
BCG	97.1	106.2	95.2
子宮頸がん予防	1.5	9.9	28.0
水痘	99.3	100.8	99.9
B型肝炎	97.9	103.1	95.8

注:日本脳炎予防接種の被接種者数に特例は含まない

- ：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない
- ：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数が異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない
- ：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合があります

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。

平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。

平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

令和3年度については、全国的なワクチンの供給不足により、国において優先接種対象者(令和3年度中に3歳になる第1期初回接種対象者等)が設定された。

イ. 令和3年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	…	1	…
	2回目	…	—	…
	3回目	…	1	…
追加		…	12	…
計		…	14	…

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	—	—
		2回目	—	—
		3回目	—	—
	追加	—	—	
計		—	—	—

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	2,997	2,908	97.0
		2回目	2,985	2,910	97.5
		3回目	2,989	2,919	97.7
	追加		2,959	3,141	106.2
計			11,930	11,878	99.6

表5 2種混合(ジフテリア、破傷風)

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	—	—	—
第2期	4,053	3,348	82.6

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
第2期1人

表6 麻しん風しん混合

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	3,012	2,919	96.9
第2期	3,713	3,492	94.0
計	6,725	6,411	95.3

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
第1期4人、第2期1人

表7 日本脳炎

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	初回	1回目	3,282	2,799	85.3
		2回目	3,282	2,710	82.6
	追加接種		3,250	1,379	42.4
第2期			3,874	792	20.4
1期特例	初回	1回目	…	54	…
		2回目	…	53	…
	追加接種		…	97	…
2期特例			…	276	…
計			…	8,160	…

表8 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
2,981	2,837	95.2

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1人

表9 子宮頸がん予防ワクチン

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	2,015	578	28.7
2回目	2,015	617	30.6
3回目	2,015	495	24.6
計	6,045	1,690	28.0

表10 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,649	3,000
2回目	3,298	2,961
3回目	3,419	2,950
4回目	3,946	2,967
計	14,312	11,878

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目1人

表11 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1回目	3,667	2,997
2回目	3,360	2,962
3回目	3,337	2,952
4回目	3,916	2,925
計	14,280	11,836

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目1人

表12 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	3,009	2,919	97.0
2回目	2,976	3,058	102.8
計	5,985	5,977	99.9

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目2人 2回目2人

表13 B型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
1回目	3,000	2,889	96.3
2回目	2,985	2,871	96.2
3回目	2,971	2,824	95.1
計	8,956	8,584	95.8

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児)
1回目1人 2回目1人 3回目6人

表 14 ロタウイルスワクチン

		対象者数	被接種者数
ロタリックス	1回目	…	1,719
	2回目	…	1,694
ロタテック	1回目	…	1,234
	2回目	…	1,225
	3回目	…	1,231
計		…	7,103

表 15 風しん第5期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
45,719	3,384	744

注：接種期間 令和3年2月1日～令和4年1月31日

(2) B類疾病

65歳以上の者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有するものに対して、インフルエンザ予防接種を実施した。また、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者、60歳以上65歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を有する者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表 16 インフルエンザ

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
65歳以上	101,267	68,203	67.3
65歳未満	151	87	57.6
計	101,418	68,290	67.3

注：接種期間 令和3年10月15日～令和4年1月31日

表 17 高齢者用肺炎球菌

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
65歳以上	12,237	3,894	31.8
65歳未満	106	22	20.8
計	12,343	3,916	31.7

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成 31 年 4 月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。

(1) 豊田市風しん対策事業

表 1

抗体検査	
対象者	以下の 1 から 3 のいずれかに該当する者 ^{注 1)} 1 妊娠を希望する女性 2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 3 30 歳以上 50 歳未満の男性
助成金額	6,790 円（自己負担なし）
助成回数	1 回
検査人数	753 人

注 1) いずれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性）は除く

ワクチン接種	
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 風しんワクチン
助成金額	A 5,000 円 B 3,000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 498 人 風しん 35 人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表 2

抗体検査	
対象者	以下の 1 及び 2 に該当する者 1 1 歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を 2 回接種したものを除く
助成金額	2,650 円（診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1 回
検査人数	613 人

ワクチン接種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000 円 B 3,000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 84 人 麻しん 4 人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表 3

	対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ	1歳以上小学校就学前 (平成27年4月2日生以降の子)	2,000円	1回	2,618

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表 4

助成人数	1
------	---

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表 1 営業施設及び監視状況

(令和3年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1245	90	50	9	317	604	175
監視延べ件数	37	9	7	4	3	8	6

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表 2 特定建築物施設及び監視状況

(令和3年度末現在)

	総数	興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他の特定建築
施設数	160	2	36	91	4	13	14
監視延べ件数	7	2	—	1	—	2	2

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表 3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況

(令和3年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3629	1	17

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表4 古瀬間聖苑火葬件数

年度		29	30	元	2	3
合計		3,626	3,637	3,694	3,790	4,026
豊田市	大人	3,034	3,013	3,043	3,157	3,333
	子ども	8	10	6	6	10
	その他 2)	114	94	89	87	78
みよし市	大人	295	341	349	364	402
	子ども	1	—	—	3	—
	その他 2)	10	12	12	17	9
圏域外 1)	大人	148	142	168	150	188
	子ども	1	5	1	—	2
	その他 2)	15	20	26	6	4

資料：福祉部 総務監査課

注 1)圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう

2)その他とは、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表5 水道施設の現状及び監視指導状況 (令和3年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	639	19	620
監視延べ件数	—	—	—

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表6 プール設置状況及び監視状況 (令和3年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	130(19)	109(1)	19(16)	2(2)
監視延べ件数	9	—	9	—

注：()内は、通年プール施設数の再掲

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、営業用プールのみ実施。

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表7 温泉の状況 (令和3年度末現在)

温泉利用施設数	24
監視延べ件数	3

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表 8 検査の状況 (令和 3 年度)

検査数	—
基準違反件数	—

注 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：154 件

12 地域医療

◆ 医務

「医療法」に基づく病院、診療所などの開設等の許可申請や届出の受理を行う医療関係施設開設許可等の業務、及び「医師法」「歯科医師法」等に基づく市内在住の有資格者の各種免許申請を受け付ける免許申請受付業務を行っている。また、「医療法」に基づき医療監視員が病院、診療所などへの立入検査を実施し、関連法令を遵守しているか、かつ適正な管理を行っているかの検査を行っている。

(1) 施設数

ア. 病院及び病床数

(令和3年10月1日現在)

	病院数 (人口万対比)	病床数 (人口万対比)	病床種別内訳(人口万対比)				
			精神	感染症	結核	療養	一般
豊田市	18 (0.4)	3,222 (76.8)	729 (17.4)	6 (0.1)	— (—)	517 (12.3)	1,970 (47.0)
西三河北部医療圏	20 (0.4)	3,517 (73.1)	729 (15.1)	6 (0.1)	— (—)	691 (14.4)	2,091 (43.4)
愛知県	391 (0.4)	65,867 (87.6)	12,325 (16.4)	66 (0.1)	111 (0.1)	13,285 (17.7)	40,080 (53.3)
全国	8,205 (0.7)	1,502,635 (119.7)	323,667 (25.8)	1,882 (0.1)	3,991 (0.3)	286,815 (22.9)	886,280 (70.6)

注：愛知県の医療計画上、豊田市は西三河北部医療圏に属し、他にみよし市が同医療圏に属している

：「全国」は医療施設調査の数値

資料：病院名簿

イ. 一般診療所、歯科診療所及び助産所数

(令和3年10月1日現在)

	一般診療所(人口万対比)						歯科診療所 (人口万対比)	助産所
	総数	有床診療所				無床診療所		
		施設数	病床数	療養病床(再掲)				
				施設数	病床数			
豊田市	233 (5.6)	9 (0.2)	99 (2.4)	— (—)	— (—)	224 (5.3)	146 (3.5)	13 (0.3)
西三河北部医療圏	277 (5.8)	12 (0.2)	145 (3.0)	— (—)	— (—)	265 (5.5)	174 (3.6)	15 (0.3)
愛知県	5,628 (7.5)	276 (0.4)	3,469 (4.6)	17 (0.1)	169 (0.2)	5,352 (7.1)	3,736 (5.0)	225 (0.3)
全国	104,461 (8.3)	6,215 (0.5)	84,142 (6.7)	643 (0.1)	6,337 (0.5)	98,246 (7.8)	68,041 (5.4)	

注：「全国」は医療施設調査の数値である

資料：病院名簿

ウ. 施術所及び歯科技工所数

(令和3年12月31日現在)

	施術所						歯科技工所数
	総数 (出張)	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう(出張)				柔道整復	
		あん摩のみ	はり、きゅうのみ	あん摩、はり、きゅう	その他		
豊田市	208 (57)	18 (7)	36 (25)	54 (25)	3 (—)	97	60
西三河北部医療圏	237	20	40	63	3	111	67
愛知県	6,016	493	1,051	2,092	46	2,322	1,276

注：()内は別掲

(2) 立入検査

医療監視員による立入検査等実施状況

区分	対象施設数	立入検査	職種別医療監視員数				実施時期
			医師	薬剤師	保健師	事務	
病院	18	18	1	2	14	3	10月～12月
一般診療所	237	18	—	—	—	5	8月～3月
歯科診療所	145	3	—	—	—	4	8月～3月
助産所	14	—	—	—	—	—	—

注：対象施設数は3月31日現在

その他の施設の立入検査実施状況

区分	対象施設数	立入検査	実施時期
施術所	270	26	6月～7月
歯科技工所	60	1	9月

注：対象施設数は立入検査実施決定時の数値

立入検査は、病院、診療所、施術所及び歯科技工所に立ち入り、医療法等に定められた人員、構造設備等を有し、適正な管理がなされているか否かについて検査を行うものである。

病院の立入検査においては、国の定める検査表に加え、愛知県と共同で作成したチェックリストを基に、専門的見地から医療事故及び院内感染等に関する項目を確認する検査を行った。不適正事項については、口頭または文書により指導を行い、医療機関等の適正な運営が確保されるよう努めた。

(3) 許可、届出の状況

区分	開設許可	変更許可	使用許可	開設届	変更届	廃止届	休止届・再開届	計
病院	1	32	23	1	6	1	—	64
一般診療所	9	15	—	17	23	14	—	78
歯科診療所	2	1	—	1	10	1	2	17
助産所	—	—	—	2	—	1	—	3
施術所	・	・	・	27	27	17	—	71
歯科技工所	・	・	・	2	—	3	—	5
計	12	48	23	50	66	37	2	238

(4) 医療従事者

ア. 医療従事者数

(各年度12月31日現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科技工士	歯科衛生士
24	648	250	597	168	98	2,639	795	103	239
26	667	248	619	180	115	2,966	800	94	242
28	697	253	655	216	117	3,067	823	93	303
30	749	263	692	223	124	3,229	745	81	328

注：集計は従業地

：医師、歯科医師及び薬剤師数は有資格者数、その他は業務従事者数（いずれも届出数計）

資料：愛知県衛生年報

イ. 医療関係者免許申請等経由件数

市内の医療関係者の便宜を図るため、免許申請等の県への経由事務を行っている。

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
厚生労働大臣免許	医師	23	10	1	4	1	39
	歯科医師	10	1	—	2	—	13
	薬剤師	16	24	—	—	—	40
	保健師	20	24	—	—	—	44
	助産師	5	7	—	1	—	13
	看護師	178	120	7	1	1	307
	診療放射線技師	11	3	—	—	—	14
	臨床検査技師	7	5	—	—	—	12
	衛生検査技師	・	—	—	—	—	—
	理学療法士	28	13	2	—	1	44
	作業療法士	8	2	—	—	—	10
	視能訓練士	5	3	—	—	—	8
	管理栄養士	42	25	3	—	—	70
	小計	353	237	13	8	3	614

免許種別		免許 (新規登録)	書換 (籍訂正)	再交付	抹消	返納	計
県知事免許	准看護師	0	8	1	—	—	9
	診療エックス線技師	・	—	—	—	—	—
	栄養士	1	11	2	—	—	14
	受胎調節実地指導員	4	—	—	—	—	4
	小計	5	19	3	—	—	27
合計	358	256	16	8	3	614	

◆ 献血状況

豊田市内で行われた献血で、献血にご協力いただいた方の数や、愛知県内で行われた献血で、献血に協力していただいた市民の数を表す。また、目標数は「令和3年度愛知県献血推進計画」による。

(1) 献血目標及び実績

	単位数	達成率	200ml 献血者	400ml 献血者	献血者数計
目標	8,767	—	133	4,317	4,450
実績	5,675	64.7	133	2,771	2,904

注：目標、実績ともに、豊田市内で行われた献血に関する数値

：豊田献血ルームにおける献血者数は含まない

(2) 豊田市居住者献血実績

年度	実績単位	200ml	400ml	血漿成分献血者数	血小板成分献血者数	献血者数計	申込者数	献血率 1)
29	69,650	358	8,481	4,934	2,766	16,539	18,571	6.2
30	83,250	496	9,332	5,076	3,871	18,775	20,855	6.4
元	87,787	522	9,455	5,873	3,899	19,749	21,715	6.8
2	73,910	333	8,031	5,419	3,042	16,825	18,345	5.9
3	72,406	376	8,555	4,934	3,025	16,890	18,534	6.0

注：実績単位は 200ml 献血 1 回を 1 単位、400ml 献血を 2 単位、血漿成分献血を 5 単位、血小板成分献血を 10 単位として換算

注 1) 献血率 = 献血者数 / 各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口 (16 歳～69 歳) × 100

◆ 骨髄バンク登録状況

骨髄バンク登録事業とは、日本赤十字社と協力して行われる公的事業である。

豊田市が主催した登録会による登録者数

年度	29	30	元	2	3
登録者数	29	17	19	2	1

◆ 救急医療

(1) 救急告示病院及び診療所数

「救急病院等を定める省令」に基づき、救急業務に協力する旨の申し出のあった医療機関について一定の要件を満たす場合に愛知県知事が認定・告示を行っており、保健所ではこの申出書の県への経由事務を行っている。

市内医療機関の救急告示認定状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

病院数	診療所数
8	1

(2) 休日救急内科診療所

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所及び豊田市立南部休日救急内科診療所が内科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

豊田加茂医師会立休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
診療科目	内科・小児科				
年度	29	30	元	2	3
診療日数	72	73	77	71	71
年間患者数	4,502	4,384	3,860	454	783
1日平均患者数	62.5	60.0	50.1	6.3	11.0

豊田市立南部休日救急内科診療所

診療日時	休日・祝日・お盆・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
診療科目	内科・小児科				
年度	29	30	元	2 1)	3
診療日数	…	…	…	54	71
年間患者数	…	…	…	478	723
1日平均患者数	…	…	…	8.8	10.1

注：豊田市立南部休日救急内科診療所は令和2年7月1日に開院

注 1) 令和2年7月から令和3年3月までの実績

(3) 在宅当番医制

外科系医療機関が、当番制により外科系の傷病の初期及び急性期症状の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月30日から1月3日)…午前9時～午後5時				
年度	29	30	元	2	3
診療日数	71	72	76	71	71
参加医療機関数	25	25	26	25	27
(病院再掲)	5	6	7	7	7
(診療所再掲)	20	19	19	18	20
年間患者数	1,864	1,925	2,142	1,410	1469

(4) 病院群輪番制

医療圏内の5病院が、輪番方式で入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当している。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時						
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院、豊田地域医療センター、足助病院、みよし市民病院						
事業開始	昭和55年度						
年度	29	30	元	2	3		
診療単位(当番回)数	486	486	492	487	488		
延べ患者数	内科	入院	2,099	1,713	1,907	2,466	2,332
		外来	11,072	10,302	10,948	8,567	13,980
	小児科	入院	605	614	555	229	300
		外来	4,915	4,455	4,589	1,641	2,591
	外科	入院	270	252	388	417	461
		外来	1,708	1,658	2,690	1,823	2,181
	その他	入院	716	609	509	763	3,115
		外来	6,533	5,953	5,584	4,953	9,997
	計	入院	3,690	3,188	3,359	3,875	6,208
		外来	24,228	22,368	23,811	16,984	28,749

(5) 小児救急医療支援事業

医療圏内の2病院が、輪番方式で小児科の入院治療を必要とする重症患者の医療確保を図る。

診療日時	休日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)…午前8時～午後6時 夜間(毎日)…午後6時～翌朝午前8時					
参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院					
事業開始	平成12年度					
	年度	29	30	元	2	3
診療単位(当番回)数		486	486	492	487	488
延べ患者数	入院	735	872	694	335	407
	外来	5,618	7,316	5,892	2,573	3,604

(6) 救命救急センター

医療圏内の2病院が、24時間体制で特に高度な治療を必要とする救急の重篤患者の救命医療を担当している。

参加医療機関	豊田厚生病院、トヨタ記念病院					
事業開始	平成20年1月1日(トヨタ記念病院は平成23年6月1日より事業開始)					
	年度	29	30	元	2	3
延べ患者数	入院	10,698	11,120	11,078	10,476	9,726
	外来	50,224	57,126	53,662	39,008	44,631

注：延べ患者数には病院群輪番制及び小児救急医療支援事業との重複あり

(7) 医療安全支援センター

患者・家族等からの医療に関する相談に対応し、医療提供施設に対する助言や情報提供、並びに地域における医療安全に関する意識啓発を図る。

事業開始	平成22年4月1日					
	年度	29	30	元	2	3
電話相談		302	311	407	406	435
面接相談		50	67	53	25	29
その他		16	11	11	5	9
合計		368(34)	389(54)	471(107)	436(76)	473(66)

注：()は繰り返し相談件数

13 保健・福祉に関する総括

◆ 豊田市社会福祉審議会

豊田市では、中核市に移行した平成10年度から、社会福祉法第7条第1項に規定する「地方社会福祉審議会」として、豊田市社会福祉審議会を設置している。

この審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は市長に意見を具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置したものである。

審議会委員は、3年任期で令和4年6月までとなっており、市議会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者から、委員52名を委嘱している。

各委員は専門分科会・審査部会(5専門分科会、1審査部会)に属し、個別の案件については各専門分科会・審査部会で審議し、市の福祉行政に係る重要事項等については全体会においても審議又は報告を行うことを基本としている。

各分科会・審査部会の名称とその審議事項は以下のとおり。

- ・民生委員審査専門分科会…… 民生委員の適否の審査に関する事項
- ・障がい者専門分科会…… 障がい者の保健福祉に関する事項
- ・障がい者専門分科会審査部会・身体障がい者の障がい程度に関する事項
- ・高齢者専門分科会…… 高齢者の保健福祉に関する事項
- ・法人・施設専門分科会…… 社会福祉施設の設置及び社会福祉法人・施設・事業の監督に関する事項
- ・地域福祉専門分科会…… 地域福祉に関する事項

「医療扶助専門分科会」は、審議事項である生活保護法による医療扶助等にあたっての医学的判断に関する諮問等が、主治医等、医療機関で対応できると判断し、平成28年7月で廃止とした。

令和3年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
民生委員審査専門分科会	5回 (全て書面表決)	・民生委員児童委員候補者の審査について
障がい者専門分科会	2回	・第5次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について
障がい者専門分科会 審査部会	6回 (全て書面表決)	・身体障がい者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定について
高齢者専門分科会	2回	・第8期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・地域包括支援センター運営協議会について
法人・施設専門分科会	1回	・認知症高齢者グループホーム整備事業者の事業採択の審議結果について
地域福祉専門分科会	2回 (うち書面表決1回)	・第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の改訂について ・再犯防止推進計画の策定について

◆ 豊田市地域保健審議会

この審議会は、平成 25 年度から地域保健及び保健所の運営に関する事項の審議並びに健康増進その他保健に関する事項の調査及び審議を行うために設置したものである。

審議会委員は、3 年任期で令和 4 年 6 月までとなっており、学識経験者、医療関係団体の代表者、市民公募など委員 12 名を委嘱している。

ただし、令和 3 年度の第 2 回豊田市地域保健審議会については新型コロナウイルス感染症の発生により書面開催となった。

令和 2 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
地域保健審議会	2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスについて ・令和 3 年度の重点取組について ・健康づくり豊田 2 1 計画（第三次）の期間延長について

◆ 豊田市地域密着型包括支援ネットワーク会議

この会議は、平成 15 年度から設置及び開催していた豊田市認知症ケア体制推進連絡会と、平成 18 年度から設置及び開催していた豊田市高齢者虐待防止等地域包括ケア会議を統合し、平成 26 年度から設置及び開催していた高齢者支援ネットワーク会議を、平成 29 年度に再編した会議である。この会議では、高齢者や障がい者など対象者を絞った支援策ではなく、すべての市民・生活者に対する「地域密着型包括支援体制」を構築することともに、各支援機関においても、豊田市の地域課題を「我が事」と捉えて、お互いに協力しつつネットワークを形成することを目指すこととした。

現在の委員及び専門委員は、医療関係団体の代表者、社会福祉事業に従事する者など委員 17 名（うち 3 名は専門委員）に委嘱している。なお、具体的解決策の検討を行うため、認知症施策検討ワーキンググループの設置に向けて準備を行っている。

令和 3 年度開催状況

名称	開催回数	主な内容
地域密着型包括支援ネットワーク会議 (書面開催)	1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制推進事業の取組について ・認知症施策検討ワーキンググループの報告について ・高齢者虐待、障がい者虐待の垣根を超えた連携強化の充実について ・支援の必要な子どもへの施策に関する報告 ・消費者問題に関する報告
認知症施策ワーキング	1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策検討ワーキンググループの解散

◆ 社会福祉に係る指導・監督

(1) 社会福祉法人・施設・事業等の指導監督

社会福祉事業等が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉事業等の増進を図るため、社会福祉法及び福祉各法に基づき当市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設、社会福祉事業者等を指導・監督した。

社会福祉法人に対する指導監査では、平成 29 年度の社会福祉法の改正による社会福祉法人の制度改革に関連した指摘が見られた。

社会福祉施設に対する指導監査では、令和 2 年度と同様に、経理規程や就業規則等の内部規程に基づいた施設運営を適切に行う旨の指摘が見られた。

社会福祉法人監査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
豊田市所管社会福祉法人	17	3	17.6	13

社会福祉施設・事業等監査・実地指導対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数	
児童福祉関係	34	34	100	48	
老人福祉関係	指導監査	29	5	17.2	1
	実地指導	826	129	15.6	50
	実地監査	—	—	—	—
障がい福祉関係	指導監査	4	1	25	—
	実地指導	339	60	17.7	92
	実地監査	—	R2 継続 4	—	5

注：児童福祉関係の実施数について、こども園の分園を含む。

有料老人ホーム等立入調査対象数及び実施数

区分	対象数	実施数	実施率(%)	指摘件数
有料老人ホーム等	41	10	24.4	35

(2) 社会福祉法人・施設・事業等 認可申請・指定・届出

ア. 社会福祉法人

	申請認可	届出受理
法人設立認可	—	—
定款変更	2	1
基本財産処分承認	—	—
基本財産担保提供承認	—	—

イ. 児童福祉関係

施設・事業(第 1 種・第 2 種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
児童福祉法		—
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	1	

ウ. 老人福祉関係

施設・事業(第1種・第2種社会福祉事業)

	申請認可	届出受理
老人福祉法	—	401
社会福祉法	—	—

介護保険サービス

新規指定 1)	指定更新 1)	指定取消 1)	届出		
			変更	廃止	その他
36	120	—	698	20	19

注 1)事業所数

エ. 障がい福祉関係

障がい福祉サービス等(第1種・第2種社会福祉事業) R2. 4. 1~R3. 3. 31 市内事業所のみ計上

	届出		
	開始	休止	廃止
障がい福祉サービス事業	20	1	4
相談支援事業(一般・特定)	—	—	1
移動支援	1	—	1
地域活動支援センター	—	—	1
日中短期入所	1	—	—
福祉ホーム	—	—	—
障がい児通所支援事業	11	—	—
相談支援事業(障がい児)	—	—	1

◆ 厚生労働統計調査(保健関係)

厚生労働省等からの委託を受けて、以下の統計調査を実施した。

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
人口動態調査	基幹統計	月	戸籍法に基づく届出等から基礎的な5つの人口動態事象(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)を把握する。	市区町村に届出されたもの及び外国在住の日本人に関するもの	(保)総務課
医療施設動態調査	基幹統計	月	医療施設の開設、廃止、変更等の動向を把握する。	医療法上の届出や処分のあった医療施設	(保)総務課
衛生行政報告例	一般統計	年度	市が実施する食品・環境衛生、医務・薬務などの衛生行政について業務実績の状況を把握する。	市(中核市)	(保)総務課 〈取りまとめ〉
地域保健・健康増進事業報告	一般統計	年度	市が実施する保健事業活動について業務実績を把握する。	市(保健所及び市町村)	(保)総務課 〈取りまとめ〉
病院報告	一般統計	月・年	全病院及び療養病床を有する診療所を対象に、利用者を把握する。	医療法上に定める病院及び療養病床を有する診療所	(保)総務課

◆ 厚生労働統計調査（社会福祉関係）

厚生労働省からの委託を受けて、以下の統計調査及び統計調査に係る事務を実施した。

名称	種類	周期	概要	対象	担当所属
福祉行政報告例	一般統計	月・年	生活保護世帯数、保育所入所者数等、福祉行政の実態を数量的に把握する。	市（中核市）	福祉部及び子ども部の関係課、市民活躍支援課
社会福祉施設等調査	一般統計	年	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握する。	社会福祉施設全て（介護保険施設を除く）	（保）総務課〈取りまとめ〉

◆ 厚生労働統計調査（保健関係、社会福祉関係にまたがるもの）

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
国民生活基礎調査（世帯票、所得票）	基幹統計	年	保健、医療、年金、福祉等国民生活の基礎的事項を総合的に調査する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の世帯及び世帯員	（保）総務課

◆ 統計調査（その他）

名称	種別	周期	概要	対象	担当所属
第16回出生動向調査（社会保障・人口問題基本調査）	一般統計	5年に1回	結婚や出産に関する経験や考え、仕事や利用している制度を調査する。	国勢調査地区から無作為抽出した地区の世帯員	（保）総務課

◆ 地域保健関係職員等研修

管内関係者の取組事業の報告や、資質向上のための講演会実施等、職員の研鑽・連携を図る場となった。関係機関と更なる連携を図り、よりよい事業の推進を図っていくために、研究会の内容を検討し実施していく。

目的	市民の需要に対応した保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供するために、地域の実状に即し、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い分野の研修を実施する。			
対象	地域保健福祉関係者等			
結果	開催…1回、参加者数…41名			
日程	内容			参加者数
1月20日	管内保健師等研究会 「地域・職域における糖尿病性腎症重症化予防について ～取り組みと連携への模索～ ～行動変容につなげる保健指導のポイント～」			41

◆ 看護学生実習指導等

保健所では、日本赤十字豊田看護大学・名古屋市立大学等の学生実習を受け入れている。その他、市内の看護学校は講義のみ実施している。

方針		地域における公衆衛生活動の実際を理解し、中核市の保健福祉行政における保健師の活動を学習させることにより、広い視野を持ち、暮らしを見据えた看護を実践し、創造意欲のある看護従事者を育成する。				
実習校		実習期間	日数 (日間)	学生数 (人)	合計人数 (人)	内容
講義のみ	トヨタ看護専門学校	4月26日	1	33	33	総合オリエンテーション※
	加茂看護専門学校	11月15～18日	4	40	160	公衆衛生活動の実際
愛知医科大学		—	1	2	2	総合オリエンテーション※
		7月5～12日 10月12～28日	13	2	25	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
中部大学		4月26日	1	2	2	総合オリエンテーション※
		6月7日～7月2日	17	2	51	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋市立大学		4月26日	1	3	3	総合オリエンテーション※
		5月11日～17日	10	3	29	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
名古屋大学		11月22日～12月3日	8	4	31	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、家庭訪問等)
日本赤十字豊田看護大学		4月26日	1	3	3	総合オリエンテーション※
		7月13日～8月5日	14	3	42	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)
愛知保健看護大学校 専門学校		4月26日	1	2	2	総合オリエンテーション※
		9月1日～9月8日	6	2	12	地域特性の把握、保健所及び市町村保健事業の実習(健康相談、健康教育、家庭訪問等)

※総合オリエンテーションは新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ zoom によるオンライン開催

◆ 医師臨床研修

平成16年度から医師臨床研修が開始され、研修の必須科目として「地域保健・医療」が指定された。以後、平成22年度から「地域保健」は選択科目となった。

《保健所》

目的	研修医が保健所の業務を体験することにより、地域保健への理解を深め、将来的に地域保健に貢献する医師の育成を図ることを目的とする。		
研修病院	研修期間	研修人員	内容
豊田厚生病院	令和3年8月～令和3年12月	14	・保健所、公衆衛生について オリエンテーション※ ・希望事業参加
トヨタ記念病院		6	

※オリエンテーションは、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、資料提供（事業紹介動画データ）の実施。

◆ 医学部地域枠学生実習受入

目的	「地域特性と地域医療」をテーマに、定期の医学部の講義、実習とは別に地域での実習を通じて地域医療を学習させて、地域医療に対する意識付けを図る。		
大学名	研修期間	研修人員	内容
藤田医科大学	令和3年8月17日～8月19日	5	事業参加

◆ 社会福祉士資格取得のための実習指導

令和3年度は実績なし。

目的	地域における社会福祉行政業務の全般的な理解を図るとともに、社会福祉の理論と専門的援助方法の展開の実際を学ぶ。
主な内容	・オリエンテーション ・豊田市福祉事務所(生活福祉課、地域福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課)での現場実習

◆ 管理栄養士学生実習指導

管理栄養士課程を専攻している学生の保健所実習指導。

計12名：東海学園大学…6名、名古屋学芸大学…6名

日程	対象者数	内容
—	12	オリエンテーション（書面開催）
7月13日～7月16日	4	保健所業務説明
11月9日～11月12日	4	課題検討
12月14日～12月17日	4	

◆ 発表の状況

令和3年度中の本市の保健福祉関係職員による学会等での発表実績

所属	年月日	学会名等	演題	発表者	会場
感染症予防課	令和4年 3月18日	日本赤十字豊田看護 大学紀要	豊田市における新型コロナ ナワクチン接種	社本 学 野嶋 志帆	書面

保健福祉レポート2022
〈令和3年度事業報告〉

令和4年8月発行

【編集・発行】

豊田市保健部総務課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話 (0565) 34-6723

FAX (0565) 31-6320

